

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		国際連合開発計画(UNDP)拠出金(コア・ファンド)		案件開始年度	昭和41年度		作成責任者
担当部局		国際協力局		担当課室	地球規模課題総括課		課長 松浦 博司
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第20回国際連合総会決議2029(XX)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		UNDPは32国連機関・世界銀行等からなる国連開発グループの議長を務める開発分野の中核的国連機関であり、途上国135カ国・地域の現地事務所等を通じて、世界166カ国・地域において専門的知見を活かした支援活動を実施している。UNDPに対する拠出を通じて、UNDPに対する発言力・影響力を確保する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		UNDPの通常財源であり、その活動の根幹を支える機関運営費及びプログラム実施経費に充てられるUNDPコア・ファンドに対し拠出する。					
実施状況		2008年の日本の拠出額は、コア・ファンドに対する各国の拠出総額1,097,107千ドルに対し、6.7%、第6位。UNDPの通常財源の一部として、その活動の根幹を支える機関運営費及びプログラム実施経費に充当され、UNDP本部及び現地事務所の根幹を成す活動に使われている。なお、UNDPの規則として、毎年、翌年度当初の活動資金として、コア・ファンドの3ヶ月程度分を留保している。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	8,701	8,265	7,633	6,892	6,745
		予算額(補正後)	8,701	8,265	7,633		
		執行額	8,701	8,265	7,633		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	8,701	8,265	7,633		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	・UNDPの活動については、国別プログラム案、活動報告、会計報告を含む関連の資料が年に3回行われるUNDP執行理事会(日本は執行理事国又はオブザーバーとして常に出席)に提出され、加盟国間で審議される。 ・毎年年次報告書が発表されている。 ・UNDPの活動については、UNDPのホームページで随時掲載。					
	見直しの余地	・UNDP側において、より効率的且つ効果的に作業すべく、常に組織改革及び戦略・活動の見直しを行い、より多くの成果を出す努力を行っている。現在は、総裁の主導により改革のためのアクションプランを策定中。 ・一方で、拠出額の多寡がUNDPに対するドナーの影響力・発言力に直結しており、近年、欧米の主要ドナー国がコア・ファンドへの拠出を大幅に増加させるとともに、複数年にわたる拠出増加コミットメントを行っており、UNDPに対する我が国の影響力及び発信力が相対的に低下しており(我が国は2001年にドナー国中1位だったが、2008年には第6位。)、コア・ファンドの拠出水準の維持・反転が課題。					
予算チームの監視・所見率化		一部改善(拠出額減額)					
補記		UNDPは開発分野の中核的国連機関であり、かつ、MDGs達成に向けた取組において大きな役割を担っており、UNDPコア・ファンドへの拠出は、各国の開発分野、特にMDGs達成に向けた取組へのコミットメントを反映するものと受けとめられる。コア・ファンドに拠出するその他の効果は次のとおり。 ・UNDPを通じて二国間支援と相互補完関係にある事業を効果的に実施していくことができる。 ・国際会議の場で日本が独自のイニシアティブを打ち出す際等、日本の政策遂行においてUNDPの知見と経験を活用した積極的協力を引き出すことができる(人間の安全保障推進、TICADにおける共同議長役の役割の継続等。) ・UNDPの邦人職員増加を通じてUNDPへの影響力を更に高め得る(2010年1月時点で前年比10名増の実績あり。)					

行政事業レビューシート（外務省）						
案件名	国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金		案件開始年度	昭和42年度		作成責任者
担当部局	国際協力局		担当課室	緊急・人道支援課		課長 河原節子
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令（具体的な条項も記載）	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第5回国際連合総会決議 428／5（1950年）		
案件の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	我が国は、難民等に対する人道支援を国際貢献の重要な柱の一つとして位置づけており、この分野において我が国の姿勢を国内外に示すと共に、外交上の発言権を維持するためにも、パレスチナ難民を除く全世界の難民の保護・支援、及び難民問題の恒久的解決を目的として中立的立場から包括的な取組を行っている唯一の国際機関である国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じて、積極的に貢献を行う。					
案件概要（5行程度以内。別添可）	民族・宗教・政治的対立等に起因する紛争の多発により急増した難民や国内避難民に関する問題は、人道上の問題であると同時に、当該地域ひいては世界の平和と安定に影響を及ぼしかねない問題である。我が国は、アフリカ地域、アフガニスタン及び周辺国地域を中心としたアジア地域を重点地域とし、UNHCRが行う、帰還が進む地域における帰還支援、現地コミュニティにも裨益する形での帰還先における再統合支援に加え、帰還の見通しが立たない難民・国内避難民の保護・支援活動等を支援する。また、人道支援関係者の人材育成及び安全確保に関する事業を実施している「国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター（e-Centre）」（UNHCR駐日事務所内に所在）の事業を支援する。					
実施状況	平成22年度は、通常拠出として52億6,083万2千円を拠出し、うち52億3,503万2千円をUNHCRの2010年の難民等に対する保護・支援事業に、2,580万円をe-Centre事業に対し拠出した。前者は、①ケニア、コンゴ（民）、コンゴ（共）、スーダン、ソマリア、チャドを含むアフリカ地域、②スリランカ、タイ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ミャンマーを含むアジア大洋州地域、③イエメン、イラクを含む中東・北アフリカ地域④グルジア、セルビアを含む欧州地域におけるUNHCRの活動実施を支援した。また、平成21年度補正予算（アフガニスタン等支援経費35億5,803万2千円、アジア・アフリカ等気候変動緊急支援44億2,900万円）により、アフガニスタン、パキスタン、イラン、エチオピア、ケニア、ソマリア、ジブチ、ウガンダ、エリトリア、イエメン、スーダン、チャド、中央アフリカ、コンゴ（民）、ブルンジ、タンザニア、ジンバブエにおけるUNHCRの活動を支援した。					
予算の状況（単位：百万円）		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額（当初）	5,943	5,652	5,657	5,261	5,261
	予算額（補正後）	10,288	10,172	13,644		
	執行額	10,288	10,172	13,644		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額（執行ベース）	10,288	10,172	13,644		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出した資金の用途や案件の進捗状況については、理事会・総会等の加盟国が参加する会議、報告書、駐日事務所、我が方大使館や代表部を通じた定期的連絡等により詳細に把握している。				
	見直しの余地	○人道支援は我が国外交の大きな柱の1つである。 ○当該機関は事業の効率性向上に努めており、引き続き努力する。				
予算監視・効率化の所見	現状維持					
補記	※本行政事業レビューシートは、概算要求へ反映する上でレビューが必要となる当初予算部分のみを対象としている。					

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		国際連合人口基金（UNFPA）拠出金		案件開始年度	昭和46年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球規模課題総括課	課長 松浦 博司	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令（具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第27回国際連合総会決議第3019号第6項		
案件の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		人口、リプロダクティブ・ヘルス分野はミレニアム開発目標（MDGs）の達成にとって重要であり、人間の安全保障を推進する母子保健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、性感染症やHIV/エイズの予防及び治療等をNGOとも連携しつつ実施している、この分野の主導的国連機関であるUNFPAへの拠出を通じ、MDGs達成に貢献する。					
案件概要（5行程度以内。別添可）		1. UNFPAの活動の根幹を支える機関運営費及びプログラム実施経費に充てられるUNFPAコア・ファンドに対し、拠出を実施。 2. 多数国間または地域的規模で活動する人口開発分野のNGO等の活動を支援する「インターカントリーなNGO支援信託基金」に対し、拠出を実施。					
実施状況		UNFPAは、世界155カ国・地域（2009年）で国別プログラムを策定し、その下で、リプロダクティブ・ヘルス・サービスを通じた母子保健の推進、家族計画に関する情報・サービスの提供、性感染症対策、国勢調査等の人口関連のデータ収集・分析・調査に対する協力を通じた包括的な人口政策の策定・実施・評価の支援、各国の政策決定者、市民社会に対する人口と開発に関する積極的な働きかけ、等を実施。プログラム予算配分は、リプロダクティブ・ヘルス分野48.9%、人口分野22.1%（2009年）。日本の拠出比率は、コア・ファンドの各国拠出総額469.4万ドルに対し、6.4%、第7位（2009年）。					
予算の状況（単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	3,974	3,465	3,200	2,485	2,432
		予算額（補正後）	4,925	3,611	3,251		
		執行額	4,925	3,611	3,251		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額（執行ベース）	4,925	3,611	3,251		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	・UNFPAの活動については、国別プログラム案、活動報告、会計報告を含む関連の資料が年に3回行われるUNFPA執行理事会（日本は執行理事国又はオブザーバーとして常に出席）に提出され、加盟国間で審議される。 ・年に1回年次報告書が作成されている。 ・UNFPAの活動については、UNFPAのホームページで随時掲載されている。 ・インターカントリーなNGO支援信託基金については、事業案を提出させ、内容を審査の上承認し、事業完了報告を提出させている。					
	見直しの余地	UNFPAに対する拠出金は、不断の見直しにより平成13年53億2700万円から平成22年24億8526万円と大きく削減しており、これ以上の削減は、日本のUNFPAに対する影響力・発言力を減じ、日本のMDGs達成へのコミットメントに対する疑問を呼ぶおそれがあり困難であるが、事業内容について引き続き適切に把握し、効果的に実施されるよう注視していく。					
予算チームの監視・所見率化	一部改善（拠出額減額）						
補記	※本行政事業レビューシートは、概算要求へ反映する上でレビューが必要となる当初予算部分のみを対象としている。						

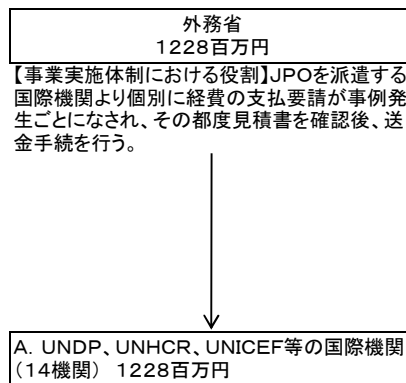
行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		人間の安全保障基金拠出金		案件開始年度	平成12年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球規模課題総括課	課長 松浦 博司	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	国連財政規則第6条、第7条		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		国連関係国際機関がNGO等を連携して実施するプロジェクトを支援することで、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に対処するための概念である人間の安全保障を実現し、人間の生存・生活・尊厳を確保していくこと。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		国連関係機関が人間の安全保障の実現に向け実施するプロジェクトを支援するもの。					
実施状況		1999年3月の基金設置以降、2009年度末までに、121か国・地域における204件のプロジェクトに対して3億3,600万ドルを支援。					
予算の状況 （単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	1,920	1,824	1,662	1,238	848
		予算額(補正後)	1,920	1,824	1,662		
		執行額	1,920	1,824	1,662		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	1,920	1,824	1,662		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	毎年年次報告書の提出を受けているほか、個別のプロジェクトについても報告書の提出を受けている。 また、毎年1回、国連代表部大使もメンバーの一人となっている人間の安全保障諮問委員会が開催され、基金の運営状況について情報提供を受けるとともに、基金の適切な運営のために日本政府の意見についても発言、反映させている。					
	見直しの余地	1. 国連においては、2002年末の国連決議(57/300)に基づく事務合理化等の行財政改革の具体化を進めており、我が国としてもその大きな方向性を支持している。 2. 人間の安全保障基金については、外務省と国連事務局人道問題調整部との間で平素より緊密な連絡を取りつつ、適切かつ迅速な審査が行われるよう努めているが、限られた予算の中でより効果の高いプロジェクトを実施するために、(1)他の資金スキームとの連携による経費の削減、(2)他の組織が実施したアセスメントを利用した案件形成により経費の削減、(3)よりパイロット的なプロジェクトへの重点的な支援の実施などに努めている。					
予算チームの監視・所見率化		抜本的改善（拠出額減額）					
補記		人間の安全保障基金は、「人間の安全保障」をその名前に持つ基金として、我が国が同概念を推進するに当たって最も重要なツールである。 本基金を活用したプロジェクトの実施等も背景に、近年人間の安全保障に関する国際的な関心は高まりを見せており、本年5月には初めて国連総会において人間の安全保障に関する公式討論が行われることとなっている。 今後、同概念に対する国際的な支持をより一層定着したものとするためには、本基金に対する継続的な拠出は必須である。 また、鳩山総理も国連総会において「人間の安全保障の実現に向け努力を倍加する」と発言しており、まさに同概念の実現を目的とした本基金を通じた支援は、その中心に位置付けられるものである。					

行政事業レビューシート (外務省)							
案件名		国際連合児童基金(UNICEF) 拠出金		案件開始年度	平成21年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	緊急・人道支援課	課長 河原 節子	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第1回国際連合総会決議57／1(1946年12月11日)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		「子供の権利条約」を活動指針に、全ての子どもたちの権利が守られる世界の実現を目指す。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		開発途上国の子どもに対して、ユニセフを通じて保健、栄養改善、飲料水供給、衛生環境改善、教育等の分野において、①中長期的援助、及び②自然災害や武力紛争の際の緊急援助等を実施。					
実施状況		ユニセフは150以上の国と地域で活動を行っており、我が国のコアファンドへの拠出はこれらの国と地域における子どもの支援活動に活用されている。また、平成21年度の補正予算では、アフリカ14カ国及びアフガニスタン・パキスタンの案件に拠出し、現在事業実施中である。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	1,535	1,822	1,633	1,474	2,005
		予算額(補正後)	7,609	8,545	10,155		
		執行額	7,609	8,545	10,155		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	7,609	8,545	10,155		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出した資金の用途や案件の進捗状況については、理事会・総会等の加盟国が参加する会議、報告書、駐日事務所、我が方大使館や代表部を通じた定期的連絡等により詳細に把握している。					
	見直しの余地	○人道支援は我が国外交の大きな柱の1つである。 ○当該機関は事業の効率性向上に努めており、引き続き努力する。					
予算チームの監視・所見率化	現状維持						
補記	※本行政事業レビューシートは、概算要求へ反映する上でレビューが必要となる当初予算部分のみを対象としている。						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		国際家族計画連盟(IPPF)拠出金		案件開始年度	昭和44年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球規模課題総括課	課長 松浦 博司	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	IPPF事務局長からの要請		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		人口、リプロダクティブ・ヘルス分野はミレニアム開発目標(MDGs)の達成にとって重要であり、人間の安全保障を推進する母子保健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、性感染症・HIV/エイズの予防及び治療等を実施している、この分野最大の非政府機関であるIPPFへの拠出を通じ、MDGs達成に貢献する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		1. IPPF及び約150カ国の加盟家族計画協会が形成するプロジェクトの経費及び機関の運営費に充てられるIPPFコア・ファンドに対し、拠出を実施。 2. 沖縄感染症イニシアティブの精神に基づき、主にエイズ予防策を中心とした活動を行う家族計画協会を支援するための「HIV/AIDS日本信託基金」に対し、拠出を実施。					
実施状況		IPPFは、傘下の各国加盟家族協会に対し、資金及び物資の援助(避妊具・薬品、医療機械、車両、視聴覚機器・機材、教材、事務機器等)並びに人口／家族計画情報の収集及び啓蒙を実施。日本の拠出比率は、コア・ファンドの各国拠出総額79.6万ドルに対し、14.4%、第3位(2009年)。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	1,476	1,395	1,288	961	922
		予算額(補正後)	1,476	1,395	1,288		
		執行額	1,476	1,395	1,288		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	1,476	1,395	1,288		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	・年に1回年次報告書が作成されている。 ・IPPFの活動については、IPPFのホームページで随時掲載されている。 ・年1回、財務報告書を提出させ把握。 ・HIV/AIDS日本信託基金については、事業案を提出させ、内容を審査した上で承認し、事業完了報告を提出させている。					
	見直しの余地	IPPFに対する拠出金は、不断の見直しにより平成13年20億5547万円から平成22年9億6123万円と大きく削減しており、これ以上の削減は、日本のIPPFに対する影響力・発言力を減じ、日本のMDGs達成へのコミットメントに対する疑念を呼ぶおそれがあり困難であるが、事業内容については引き続き適切に把握し、効果的に実施されるよう注視していく。					
予算チームの監視・所見率化	一部改善(拠出額減額)						
補記							

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		国際機関職員派遣信託基金(JPO)拠出金		案件開始年度	昭和49年度	作成責任者	
担当部局		総合外交政策局		担当課室	国連企画調整課	課長 久野 和博	
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関における邦人職員増強に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条3項		関係する計画、通知等	各国国際機関との派遣取決め 国連財政規則第6条、第7条 第32回国連経社理決議849(XXXⅡ)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		国際機関に勤務する日本人職員が少ない原因として考えられる、国際的業務経験や語学力の不足等の障害を克服し、日本人職員の採用促進を図るために、JPO(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー)派遣制度を利用して、国際機関職員となるにふさわしい経歴等を有する者を実地に国際機関業務に従事させること。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		JPO派遣制度は、給与、渡航費用、諸手当、派遣先国際機関での研修経費等を外務省が負担して、将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手邦人を、原則2年間(派遣者の一部については、派遣者の任期終了後の正規採用の可能性を高めるために任期を最長3年まで延長)、国際機関に派遣し勤務経験を積ませることにより、将来における正規職員の途を開き、ひいては国際機関に勤務する邦人職員の増強を図るものである。					
実施状況		派遣人数:平成22年度86名、平成21年度95名、平成20年度88名。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	1,105	1,206	1,228	1,057	1,064
		予算額(補正後)	1,105	1,206	1,228		
		執行額	1,105	1,206	1,228		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	1,105	1,206	1,228		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	各在外公館経由で各国国際機関ごとの財務報告書を入手し、前年繰越金、拠出金額、事業費及び次年への繰越金をチェックして、拠出金の用途を把握している。					
	見直しの余地	過去3年、予算を適切に執行しており、予算の積算に無駄はないものと考えているが、引き続き事業実施状況の適切な把握に努める。					
予算チームの監視・所見率化	現状維持						
補記	国連関係機関における専門職以上の邦人職員708名(2009年1月現在)のうち、本件拠出金による派遣経験者は、318名(44.9%)と非常に効果が上がっている。JPO経験者の割合が高い国際機関としては、UNHCR(86%)、UNDP(80%)、WFP(73%)、UNICEF(66%)等がある。上記のように効果が上がっていることもあり、更なる邦人職員増強のためには当該予算は不可欠である。						

※拠出形態は、JPO派遣先の国際機関より、派遣者個々人に係る経費の支払要請が事例ごとに成される度に、その都度送金している。例えば、ある派遣者が新規にある国際機関に派遣されることが決まると、まず1年目の派遣経費について派遣先より支払要請がなされ、それに応じて1年目分の派遣経費を送金。当該派遣者が2年目の任期を迎えると、派遣先より2年目の派遣経費の支払要請がなされ、それに応じて2年目分の派遣経費を送金。



※拠出先上位10機関は別添表参照
(派遣経費の支払要請)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

	A.			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
費目・使途 （「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出されている者につ いて記載する。使途と費目の 双方で実情が分かるように記 載）	派遣経費	UNDP	511			
	派遣経費	UNICEF	315			
	派遣経費	UNHCR	109			
	派遣経費	WFP	78			
	派遣経費	UNRWA	42			
	派遣経費	UNIFEM	39			
	派遣経費	FAO	30			
	派遣経費	UNAIDS	29			
	派遣経費	UNFPA	17	計		0
	派遣経費	IOM	14	F.		
	派遣経費	UNIDO	14	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	派遣経費	UNESCO	11			
	派遣経費	WHO	10			
	派遣経費	UNFCCC	10			
	計		1,229			
	C.					
	費 目	使 途	金 額 (百万円)			
				計		0
				G.		
				費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0			
	D.					
	費 目	使 途	金 額 (百万円)			
				計		0
				H.		
				費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

拠出額上位10機関

国際機関	拠出額(百万円)
1. UNDP	511
2. UNICEF	315
3. UNHCR	109
4. WFP	78
5. UNRWA	42
6. UNIFEM	39
7. FAO	30
8. UNAIDS	29
9. UNFPA	17
10. IOM	14

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		国際農業研究協議グループ(CGIAR)拠出金		案件開始年度	昭和46年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球規模課題総括課	課長 松浦 博司	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	CGIARからの要請		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		国際的な農林水産業研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における食糧増産、農林水産業を今後も永続させつつ生産性改善を図ることにより住民の福祉向上を図ることを目的として設立されたCGIARの傘下の各研究センターにおいて実施されている研究活動の支援を通じて、途上国の貧困削減、持続可能な開発に貢献することを目的とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		CGIAR傘下の各研究センターは、各国の農業研究機関、民間セクター、NGO等と協力して途上国の経済発展・福祉向上のための農業(林業・水産業を含む)研究を実施している。具体的には、それぞれの研究センターが研究対象とする農作物の品種の遺伝資源を保存し、各国の気候や貧困層の栄養、貿易等の観点から適正な品種を開発し、各国に提供しているほか、政策形成のためのデータ分析提供、開発途上国の専門家養成のための研修を実施しており、これらの事業に個別にイヤマーク拠出を実施。また、これらの事業を行う各センターの運営経費等にノンイヤマーク拠出を実施。					
実施状況		国際稲研究所(フィリピン)、アフリカ稲センター(ベナン)、国際トウモロコシ・小麦改良センター(メキシコ)、国際熱帯農業研究所(ナイジェリア)、国際林業研究センター(インドネシア)等CGIAR傘下の15センター中13機関(平成21年度)の行う事業を支援。具体的には、イヤマーク事業として、灌漑のない天水地における生産性向上事業、アフリカ稲とアジア稲の種間交雑種に関するアフリカ・アジア共同研究事業、厳しい環境下における小麦の生産性と持続可能性の向上を図る事業等。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	748	726	692	442	389
		予算額(補正後)	748	1,268	692		
		執行額	748	1,268	692		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	748	1,268	692		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	各イヤマーク事業について、毎年報告書を提出させている。 各研究センターへのノンイヤマーク拠出についても、毎年各センターから会計報告書を提出させている。					
	見直しの余地	開発途上国の自然条件に適応した改良品種等の新技術の開発や現地専門家の育成は、二国間援助の中で全て実施することは困難であり、開発途上国の農業に関する専門知識と経験を有するCGIARに対する支援を通じて実施する方が効率的である。また我が国はTICADプロセスにおいてアフリカの農業開発(コメの生産倍増等)にコミットしており、その実施のためには農業研究への投資は必須である。さらに、2008年の北海道洞爺湖サミット以来、我が国は他の先進諸国とともに世界の食料安全保障の実現にもコミットしているが、現在進められているCGIAR改革の中でCGIARへの拠出額を減らしているのは多くの先進諸国の中で日本のみである。					
予算チームの監視・所見率化		一部改善(拠出額減額)					
補記		これまでのCGIARの代表的成果と日本の貢献 (1) 1961年に国際稲研究所(フィリピン)が日本人研究者等が中心となって開発した高収量稲品種(IR8)の継続的改良等によるアジアの「緑の革命」の実現(世界の米生産量は1961年の1億9,900万トンから2004年の5億4,900万トンに大幅増)。 (2) 国際トウモロコシ・小麦改良センター(メキシコ)による日本由来の品種(農林10号)を基にした高収量小麦の開発・改良及び普及(同品種は現在小麦栽培国80カ国中50カ国で栽培、途上国産小麦の80%を占め、これにより20年間で小麦の単位収量はヘクタール当たり1.5トンから2.6トンに増大し、食糧状況を改善) (3) 1990年代、アフリカ稲センター(当時の名称はWARDA)がネリカ稲というアジア種の稲とアフリカ種の稲を掛け合わせた新しい稲を開発。アフリカ種の持つ環境耐性とアジア種の収量の高さを併せ持つ品種として注目を浴び、アフリカの稲作振興へと繋がっている。日本も当初より資金面、また人的にも大きく貢献。					

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		国際連合世界食糧計画(WFP) 拠出金		案件開始年度	1963(昭和38)年度		作成責任者
担当部局		国際協力局		担当課室	緊急・人道支援課		課長 河原 節子
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第11回FAO総会決議1/61(1961年)及び第16回国連総会決議1714/16(1961年)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		我が国が重点外交政策として推進している人間の安全保障を援助の現場で実現する重要なパートナーであるWFPとの連携による人道・開発援助を通じ、外交政策の推進、国際場裏における影響力の確保をするために協力関係を強化する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		①人為的及び自然災害により深刻な食糧不足が発生した際の、人命を守るための食糧配給 ②健全な発育を助けるために乳幼児や妊婦・授乳中の女性への栄養強化の食糧配給 ③教育の機会を広げるための学校給食 ④労働や訓練の機会を広げるための食糧配給 ⑤人道支援コミュニティ全体のための航空サービスやロジスティックス ⑥食糧の輸送・配給を行うための道路建設や港修復などの人道援助をWFPを通じて行う。					
実施状況		サブサハラアフリカ、中東、アジアなどの国々で飢餓と貧困を撲滅するための事業を実施。2008年の補正予算では21カ国(スーダン、チャド、中央アフリカ、ウガンダ、エチオピア、ケニア、ソマリア、コンゴ民、ブルンジ、ルワンダ、コートジボワール、シエラレオネ、ニジェール、ベニン、モーリタニア、リビア、ザンビア、マラウイ、ジンバブエ、アフガニスタン、パキスタン)における活動を支援。WFPの活動全体では、78カ国において1億200万人に対し390万トンの食糧支援を実施。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	809	764	685	618	605
		予算額(補正後)	6,753	14,799	14,113		
		執行額	6,753	14,799	14,113		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	6,753	14,799	14,113		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出した資金の用途や案件の進捗状況については、理事会・総会等の加盟国が参加する会議、報告書、駐日事務所、我が方大使館や代表部を通じた定期的連絡等により詳細に把握している。					
	見直しの余地	○人道支援は我が国外交の大きな柱の1つである。 ○当該機関は事業の効率性向上に努めており、引き続き努力する。					
予算チームの監視・所見率化	一部改善(拠出額減額)						
補記	※本行政事業レビューシートは、概算要求へ反映する上でレビューが必要となる当初予算部分のみを対象としている。						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		国際熱帯木材機関拠出金		案件開始年度	昭和62年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球環境課	課長 水野 政義	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	1994年国際熱帯木材協定第20条2及び第21条2		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		ITTOは、熱帯木材消費国と生産国との間の政策協議の場に留まらず、熱帯木材生産国を中心に各種プロジェクトを実施し、途上国の経済発展と環境の両立を支援しつつ、持続可能な森林経営を促進するための事業を積極的に行っている。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		平成22年度には、現行協定を承継する「2006年の国際熱帯木材協定」（以下、「新協定」という。）が発効する見込みであり、ITTOにおけるプロジェクト実施をさらに強化するために新協定の下で設けられた「課題別計画勘定」をパイロットベースで開始することが決定されている。同勘定では、より一貫性、統一性、先見性の高いプロジェクト支援が可能になることから、生産国側の期待は極めて高い。 気候変動問題との関連で森林減少が地球温暖化に及ぼす影響について国際的な関心が急速に高まっていること、持続可能な森林経営にとって引き続き違法伐採が大きな問題となっている。					
実施状況		ITTOは、職員数が40名と小規模な機関であるが、年間のプロジェクト提出数は約50～60件（約2,000万ドル相当）に上り、効率的なプロジェクト運営が行われている。 ITTOがこれまでに実施したプロジェクトは、アジア、アフリカ、中南米等の熱帯木材生産国を中心に800件以上に上る。これらの事業は、熱帯林の復旧や造林技術の開発及び普及、林業関係者や税関職員に対する訓練を通じた違法伐採対策の強化、市場の透明性の改善、効率的な木材加工技術の普及、森林に依存する地域住民の収入増加支援などにおいて成果を挙げている。					
予算の状況 （単位:百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	515	512	467	184	149
		予算額(補正後)	515	512	467		
		執行額	515	512	467		
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
		費用総額(執行ベース)	515	512	467		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	我が国拠出案件については、各国で開催されるプロジェクト管理委員会において、案件実施のモニタリングを行っている。また、必要に応じ現場視察を行うことにより各案件の目的実現や効果の発揮につき検証を行っている。さらに、年1回開催される理事会において実施中の案件につき報告がなされる際も検証を行っている。					
	見直しの余地	プロジェクト管理委員会や現地視察等を通じた案件実施状況の把握に引き続き努める。					
予算チームの効率化	抜本的改善（拠出額減額）						
補記							

行政事業レビューシート（外務省）						
案件名	赤十字国際委員会(ICRC) 拠出金		案件開始年度	昭和35年度		作成責任者
担当部局	国際協力局		担当課室	緊急・人道支援課		課長 河原 節子
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	(1) 赤十字国際委員会規程第15条第1項 (2) ジュネーブ外交会議決議11(1949年) (3) 第25回赤十字国際会議決議24(1986年)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	赤十字国際委員会(ICRC)は、ジュネーブ諸条約に役割が明記されており、他の国際機関にはない独自の活動を行っており、国際的にも高い評価を得ている。ノーベル賞を3度以上受賞した世界唯一の機関である。ICRCを支援することは、紛争地域の平和と安定に資するのみならず、我が国が人道危機の解決に対して積極的であるとの姿勢を国内外に示す。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	ICRCは、紛争犠牲者の保護を中心として、医療支援、食糧、生活物資等の支給、飲料水供給、衛生活動等の「緊急人道支援」を実施しており、我が国や他の国際機関が安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所で、時に「唯一の援助機関」として活動している。また、捕虜や被拘禁者の人道状況の監視、離散家族の安否調査等の「保護」活動や、国際人道法の普及も行っている。ICRCのこのような活動を通じて、紛争で苦しむ人々を支援する。					
実施状況	現在、日本からの拠出で、アフガニスタン、パキスタン、ソマリア、スーダン、チャド、コンゴ民において、医療、水・衛生、生計支援を実施している。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	476	501	466	293	240
	予算額(補正後)	1,636	2,648	3,797		
	執行額	1,636	2,648	3,797		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	1,636	2,648	3,797		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出した資金の用途や案件の進捗状況については、理事会・総会等の加盟国が参加する会議、報告書、駐日事務所、我が方大使館や代表部を通じた定期的連絡等により詳細に把握している。				
	見直しの余地	○人道支援は我が国外交の大きな柱の1つである。 ○当該機関は事業の効率性向上に努めており、見直しの余地はないと思われる。				
予算チームの監視・所見率化	抜本的改善(拠出額減額)					
補記	※本行政事業レビューシートは、概算要求へ反映する上でレビューが必要となる当初予算部分のみを対象としている。					

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		国際連合開発計画(UNDP) (アフリカPKOセンター支援)		案件開始 年度	平成21年度		作成責任者
担当部局		中東アフリカ局		担当課室	アフリカ第一課		課長 赤松 武
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、 通知等	UNDPからの要請		
案件の目的 (目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内)		現在、国連PKOの7ミッション、アフリカ連合(AU)主導の1ミッションがアフリカで展開しており、文民・軍人共に十分且つ専門的な訓練を受けた平和維持要員が圧倒的に不足している現状の中、アフリカ各国は平和維持訓練センターを設立し、国レベル、地域レベルで平和維持部隊要員の育成に取り組んでいるが、膨大な訓練ニーズに対し、既存の施設・設備、訓練コースの内容では十分な訓練、要員養成が行えていない状況にある。当該拠出金は、アフリカ自身の平和維持能力向上支援のため、アフリカ人の平和維持要員の訓練にあたるPKO訓練センター等の訓練能力を強化することを目的としている。					
案件概要 (5行程度以 内。別添可)		本事業は、アフリカに所在するPKO訓練センターの訓練能力を強化するため、訓練施設(講義教室、宿泊棟等)の建設・修復、資材(机、椅子、車両、視聴覚機材等)の供与、訓練コース開催経費(教材費、講義通訳費、受講生の旅費・日当等、国際専門家(講師)の招請費用(旅費・日当)等)、センターのウェブサイト整備等に当てられる。訓練の対象は、一般要員だけでなく、多くは部隊を指揮官レベルやまたは自国で訓練講師を務めるレベルの者等を含んでおり、訓練の波及効果も期待できる。					
実施状況		2008年の支援開始以降、訓練センターの施設・設備が強化された他、これまでに軍民協力、DDR、小型武器管理、警察要員訓練等の分野で訓練コースを開催し、670名以上のアフリカ人の文民・軍人に訓練を提供した。また3センターの要請に基づき、我が国の自衛官・文民専門家を計14名講師として派遣した。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	—	—	412	263	248
		予算額(補正後)	1798	—	412		
		執行額	1798	—	412		
		執行率	100	—	100		
		費用総額(執行ベース)	1798	—	412		
自己点検	支出先・ 使途の把握水準・ 状況	国際連合開発計画(UNDP)に拠出後は、我が国政府のイヤーマークに基づき、支出先を把握している(平成19年度補正予算:エジプト、ガーナ、ケニア、マリ、ルワンダ、平成21年度当初予算:ナイジェリア、ベナン、南アフリカ)。我が方大使館、現地UNDP事務所、支援対象センターの3者による協議・調整に基づいて作成したプロジェクト(期間は1～3年)に基づき、案件が実施されている。我が国からは100%UNDP本部に拠出済みであり、そのうち平成19年度補正予算案件は5件ともプロジェクトを承認済み、実施中であり、平成21年度当初予算案件は3件中2件(計300万ドル)がプロジェクト承認済み・実施中、1件(計100万ドル)がプロジェクト承認に向けUNDP本部内手続き中である。					
	見直しの 余地	各案件の進捗状況については、支援対象センターの所在する各在外公館からの報告電報が主な情報源だが、案件開始から一定の期間を経ていることから、UNDP現地事務所に対し、中間報告(案件の成果、会計報告を含む)を提出させる。また、訓練受講生の人数把握や、邦人講師派遣のより円滑な実施に向け、各案件をより体系的にフォローするための案件フォロー用フォーマットを作成する。さらに、現在はアドホックに行われている在外公館、訓練センター及びUNDP現地事務所間の協議を定例化するなど、フォローアップ体制の拡充に努める。					
予算 チームの 監視の 効率化		一部改善(拠出額減額)					
補 記							

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	クメール・ルージュ裁判国連信託基金拠出金		案件開始年度	平成16年度		作成責任者
担当部局	アジア大洋州局南部アジア部		担当課室	南東アジア第一課		課長 遠藤 和也
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第三項		関係する計画、通知等	2004年国連事務総長報告による		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	我が国のカンボジア和平への積極的協力は、我が国が初めて平和構築に本格的に取り組んだケースである。我が国は、本件裁判が和平プロセスの総仕上げであることに鑑み、本件裁判の立ち上げ及び実施のために国際社会において主導的な役割を果たしてきている。本件拠出金は、カンボジアにおける正義の達成と同国の今後の発展にとり不可欠な「法の支配」の強化に資するものであり、我が国の平和構築分野での貢献を国際社会にアピールすることができる。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	現在、裁判のプロセスが本格化する一方で、資金不足に直面しており、我が国は裁判目的完遂のため追加的な支援を行う必要がある。我が国の国連負担分予算への貢献(2009年末までに総額39.5百万ドル(国連負担分全体の48%)を拠出)は、裁判手続きを本格化させ、昨年11月には第一事案の論告求刑がなされ、内外よりの関心を高めた。また、最大の拠出国たる我が国は、主要ドナーで構成され法廷運営上の重要問題につき意思決定がなされる運営委員会(日、米、仏、豪、英、独)のメンバーとして主導的な役割を果たしている。					
実施状況	平成22年3月に、本件予算(国連負担分)の追加必要経費約6,362万ドルの内、2010年1月から3月分の予算の50%に該当する約3,467千ドル(邦貨3億5,712万円)を拠出。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	-	0	357	272	269
	予算額(補正後)	-	2,028	357		
	執行額	-	2,028	357		
	執行率	-	100	100		
	費用総額(執行ベース)	-	2,028	357		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	本経費の内訳は、国連側人件費(司法官、事務局職員)、証人支援、職員旅費、外部委託経費、弁護士費用、諸経費(医療、保険、機材維持費)、物品費、資機材費等。				
	見直しの余地	20世紀の最悪の人道に対する罪の一つとされる クメール・ルージュ(KR)による犯罪をカンボジア自らが国連と協力して裁く本裁判に対し、我が国は本件裁判の成功裡の実施のために拠出するものであり、被疑者の司法プロセスが進む本件裁判への拠出はその目的に合致している。 我が国は、本件裁判に果たしてきた役割にかんがみ、裁判目的完遂のため引き続き相応の貢献を行う必要がある。 なお今後とも、国連及びカンボジアに対し、各国ドナーからの資金動員にさらに努力するよう要請し、また裁判の全体予算案の圧縮努力や裁判長期化を回避する日程管理の継続を求めている。				
予算監視の所見率化	一部改善(拠出額減額)					
補記						

行政事業レビューシート（外務省）						
案件名	日韓学術文化青少年交流基金拠出金		案件開始年度	平成元年度		作成責任者
担当部局	アジア大洋州局		担当課室	北東アジア課		課長 小野啓一
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令（具体的な条項も記載）	外務省設置法第4条第二項及び第三項 外務省組織令第40条		関係する計画、通知等	日韓学術文化青少年交流共同事業体協定書（平成元年、その後平成11年に韓国側の組織改編により再締結）		
案件の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	両国間の学術・文化交流及び青少年交流を促進することにより、両国国民間の相互理解と信頼関係の醸成を図ること、及び両国間の過去の歴史を踏まえつつ、韓国の歴史及び両国関係の歴史について一層掘り下げた研究をおこなうための支援を通じ、歴史認識を中心とした相互理解の増進を図ることを目的としている。					
案件概要（5行程度以内。別添可）	昭和63年2月の日韓首脳会談において、両国の人的交流、特に青少年交流事業を拡大することに合意したのに基づき、その後2度にわたる日韓外相定期協議を通じて平成元年5月に「日韓学術文化青少年交流共同事業体」が設立され、その日本側事務局を（財）日韓文化交流基金が、韓国側事務局を（財）韓国学術振興財団（現在は国立国際教育院が務める）が務め、日韓両国政府が策定する日韓間の学術文化青少年交流（次世代を担う青少年を対象とする青少年交流事業や日韓の若手研究者が相手国での滞在研究を行うための支援を行う学術研究者交流事業等）及び日韓知的交流事業（日韓関係者朝鮮半島の歴史等の理解のための資料や情報収集等）等を実施している。					
実施状況	①青少年・草の根交流、シンポジウム・国際会議を対象とした助成事業：平成元年度から平成21年度までに951件を支援。 ②日韓の若手研究者の研究を支援する学術研究者交流事業：平成元年度から平成21年度までに527人が訪日、58人が訪韓。 ③会議事業：日韓首脳会談で設立に合意した日韓文化交流会議、日韓歴史共同研究委員会、日韓新時代共同プロジェクトを通じて、両国間の有識者による活発かつ有意義な意見交換の場を提供。 ④青少年交流：平成元年度から平成21年度までに招聘14589名、派遣6940名（但し、平成19年度以降は21世紀東アジア青少年大交流計画の下で拠出された東アジア青少年交流基金拠出金に基づき拡充されて実施されている）。					
予算の状況（単位：百万円）		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額（当初）	272	310	310	295	295
	予算額（補正後）	272	310	310		
	執行額	270	310	310		
	執行率	100	100	100		
	費用総額（執行ベース）	270	310	310		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	支出された拠出金案件については、日本側事務局である日韓文化交流基金と事業実施段階で十分な協議を行っており、また各年度毎に事業報告書の提出を受け、予算執行状況等についても全て把握している。				
	見直しの余地	今後とも予算を最大限効果的に活用するための努力を続けていく必要はあるが、本件拠出を通じた一連の事業は両国間の日韓首脳合意等に基づき、韓国側と協調しながら実施している事業であるので、現在の水準を維持することが重要であると考える。				
予算監視の効率化	現状維持					
補記						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)	日韓学術文化交流事業			E.		
	費目	使途(日韓学術文化交流事業)	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	旅費	会議メンバーの旅費	40			
	会議費	日韓文化交流会議及び日韓歴史共同研究委員会等の会議費	2			
	諸謝費	会議メンバーへの諸謝金	9			
	助成費	学術研究者への助成費	54			
	研究費	会議メンバーに係る研究費	8			
	その他	出版印刷費, 資料作成費, 雑支出	12			
	人件費	職員給与, 福利厚生費	49			
	計		174	計		0
	日韓知的交流事業費支出			F.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	旅費	会議メンバー旅費	7			
	会議費	日韓新時代共同研究プロジェクト等の会議費	2			
	諸謝費	会議メンバーへの諸謝金	5			
	助成費	会議メンバーへの研究助成費	5			
	その他	出版印刷, 図書購入, 通信費, 資料作成費等	15			
	計		34	計		0
	事務局経費			G.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	事務費	一般事務費	9			
	人件費	幹部給与, 福利厚生費, 退職金給付引き当資産取得支出	20			
	その他	光熱水料費, 賃借料費, 清掃費等	66			
	計		95	計		0
	D.			H.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0

行政事業レビューシート (外務省)

案件名	国際連合地域開発センター(UNCRD)拠出金	案件開始年度	昭和46年度	作成責任者							
担当部局	国際協力局	担当課室	地球規模課題総括課	課長 松浦 博司							
会計区分	一般会計	上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第3項	関係する計 画、通知等	日本国名古屋市中における国際連合地域開発センターに関する日本国政府と国際連合との間の協定 (1971年6月18日署名、発効)								
案件の目的 (目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内)	UNCRDは、1971年に日本と国連との間で締結された協定に基づいて名古屋市に設立された国連機関。開発途上国に対し、地域開発、地域計画その他の関係分野において、訓練・調査を提供すること等を目的とする。名古屋の本部に加え、神戸、ナイロビ(ケニア)、ボゴダ(コロンビア)にも事務所を設置して積極的に事業を展開している。この拠出金は、中部圏に本部を有する唯一の国連機関であるUNCRDの事業及び運営経費に充当するためのものである。										
案件概要 (5行程度以 内。別添可)	人間の安全保障、環境、防災等の分野における地域開発について、以下の事業を実施するUNCRDの維持・運営を支援する。 (1) 開発途上国の行政官等を対象とした、地域開発の能力向上のための研修 (2) 研修用の教材開発を兼ねた調査研究 (3) 政府機関、NGO、大学等の要請に基づく各種助言 (4) 関連する情報交流のネットワークの確立										
実施状況	研修・セミナーの実施状況(2009年1月～2009年12月) 1.回数:61回 2.開催場所:日本(名古屋、神戸他)、フィリピン、スリランカ、ベトナム、バングラディシュ、ケニア、コロンビア 等										
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求					
	予算額(当初)	344	334	299	191	159					
	予算額(補正後)	344	334	299							
	執行額	344	334	299							
	執行率	100%	100%	100%							
	費用総額(執行ベース)	333(注)	352(注)	334							
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	国連事務局より、会計報告(年1回)、UNCRDより年次報告を取り付けている。									
	見直しの余地	・2002年以降、UNCRDは、職員数を64名から31名にまで大幅に減らしたほか、2004年から5年の間に事務所スペースを1/3に縮小し、公用車も廃止するなど、予算の削減、効率化を推進しており、このような努力の継続を求めている。 ・UNCRD及び国連経済社会局との政策対話を強化し、事業内容の見直しを行うことにより、より高い成果を追求する。 ・我が国の拠出金をこれ以上減額すれば、UNCRDの活動継続に深刻な影響を与えることになる。									
化予 算 監 視 の 効 率	最低限根本的改善 ○「廃止」という厳しい意見も頂いたことを踏まえ、その存在意義を検証。 ○名古屋事務所と神戸事務所の統合の可能性等につき検討していくこととしたい。										
補 記	日本と国連との協定に基づき設置されたUNCRDは、中部圏に本部を有する唯一の国連機関である。中部圏が日本の主力工業地帯であるとともに、すぐれた農業地帯でもあるため、途上国の研修生が日本の経済発展・地域開発の経験を学ぶ上で最適と考えられたことから、その中心都市である名古屋に設置された経緯がある。その運営費等は全額日本の拠出金で賄われているが、UNCRDは、これに加え、他国政府、地元自治体、企業から3億円以上に相当する支援等を受け、途上国の地域開発に貢献している。 このようなUNCRDの事業は、国内の有識者の協力も得つつ、主として日本人の講師により、地域開発の中でも、環境・防災等、日本が高い専門性を持つ分野、日本が重要外交課題として位置づける人間の安全保障の推進の分野等で実施されている。このようなUNCRDの事業は、日本を前面に出しつつも、国連という看板を活用することにより、日本が重視する価値を国際社会において普遍化する上で極めて有益である。 UNCRDは、地元自治体等から次のような支援を受けている(2009年実績)。 (1)愛知県・名古屋市・地元経済団体で構成する国連地域開発センター協会から年間約885万円、(2)名古屋市から事務所賃借料約2,300万円の減額補助、(3)愛知県、岐阜県、NTTから各1名の職員派遣、(4)(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構からUNCRD兵庫事務所に対し2,727.3万円、(5)兵庫県から、兵庫事務所の事務所スペース1,400万円相当分の現物支給、等 (注)平成20年度までは、UNCRD拠出金は円で予算化し、送金時の為替レートに基づいてドルにて送金を実施。またUNCRDの会計はドル建てであるため、本項目を記載するためには、その会計年度の決められたレートにて円換算している。例えば平成19年度決算では、ドル換算で282万ドル拠出し、286万ドルの支出実績があるものの、円換算すると、送金時のレート(1ドル121.75円)と決められたレート(1ドル116円)の差により、費用ベース(執行総額)の項目が執行額より低くなっている。なお、平成21年度以降はドル建てで予算要求を行っている。										

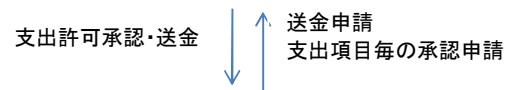
外務省
299百万円

運営状況把握・拠出金事務



A.国連経済社会局
(技術協力信託基金)

UNCRDの上位機関
事業進捗管理事務



B.国連地域開発センター
272百万円

研修事業等の実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

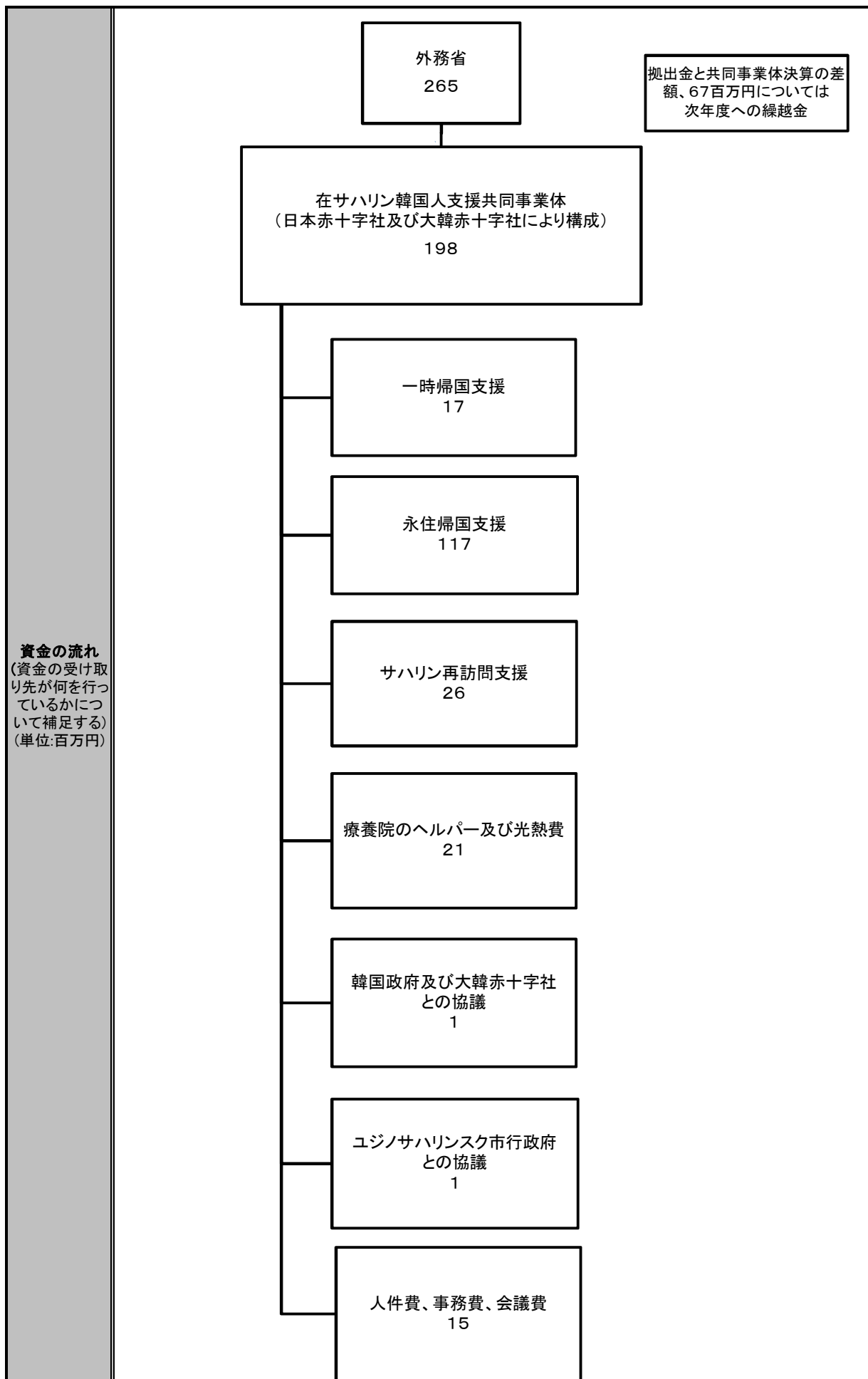
費目・使途
 (「資金の流れ」においてブ
 ロックごとに最大の金額が支
 出されている者
 について記載
 する。使途と費
 目の双方で実
 情が分かるよう
 に記載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
UNCRDへの 送金	UNCRD活動経費	272			
管理費	国連本部(経済社会局)の管理費	27			
計		299	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
研修費	UNCRD研修経費	18			
人件費	UNCRD人件費	220			
旅費	UNCRD職員旅費	19			
運営費	UNCRD事務所運営経費	47			
	※運用益・前年度繰越金等32百 万円を含む。				
計		304	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）拠出金		案件開始年度	昭和28年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	緊急・人道支援課	課長 河原 節子	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令（具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第4回 国際連合総会決議 302／4（1949年12月8日）		
案件の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		パレスチナ難民への救済を実施する唯一の国際機関であるUNRWAを支援することで、主要な国際問題の一つである中東問題に対し、大国の一員として主体的に貢献すると共に、中東地域の安定化を図る。					
案件概要（5行程度以内。別添可）		ガザ地区、ヨルダン川西岸地区、ヨルダン、レバノン、シリアのパレスチナ難民に対し、生活に最低限必要な公的サービス（教育、医療、福祉、職業訓練等）の提供をUNRWAを通じて支援する。わが国は特に、母子の健康改善を目的とした母子健康手帳の導入も支援。					
実施状況		平成21年度拠出においては、75,000人の5歳以下の乳幼児、15,500人の妊婦、210,000人の難民の女性たち、350人のUNRWAスタッフに対し、サービスや知識の提供をレバノンとシリアにおいて実施。					
予算の状況（単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	367	322	293	179	263
		予算額（補正後）	367	322	293		
		執行額	367	322	293		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額（執行ベース）	367	322	293		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出した資金の用途や案件の進捗状況については、理事会・総会等の加盟国が参加する会議、報告書、我が方大使館や代表部を通じた定期的連絡等により詳細に把握している。					
	見直しの余地	○人道支援は我が国外交の大きな柱の1つである。 ○当該機関は事業の効率性向上に努めており、見直しの余地はないと思われる。					
予算チームの監視・所見率化	現状維持						
補記							

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国連大学拠出金(通常拠出)		案件開始年度	昭和49年	作成責任者	
担当部局	広報文化交流部		担当課室	国際文化協力室	室長 清水 武則	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に関する国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	外務省・国連大学間の書簡交換		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	世界各地に所在する学術研究機関で構成するネットワークを構築し、構築したネットワークを活用して、地球規模の諸問題等の解決のための諸研究を行う。研究成果を国連に報告し、国連のシンクタンクとしての役割を果たし、また、研究分野(特に途上国)の人材育成を行う。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	国連の役割と機能に関する知識の発展、政策や行動計画策定に直接資する、学術研究、大学院レベルの人材育成(研修)、出版、国際会議・シンポジウムの開催等の普及活動を実施する。対象とするのはグローバル・サステイナビリティの様々な側面、則ち、人間の安全保障、平和、ガバナンス、環境(特に、資源保護の管理、気候変動、エネルギー)、科学技術の影響など。					
実施状況	20年度実施状況:本部事業(平和とガバナンス6件、環境と持続可能な開発5件、学術ネットワーク4件、能力育成3件等)、本部建物維持管理(管理保全、警備、清掃、公共料金、補給交換)、IAS事業(「マルチラテラリズムとガバナンス」、「知識、科学と評価」)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	277	270	283	266	258
	予算額(補正後)	277	270	283		
	執行額	277	270	283		
	執行率	100	100	100		
	費用総額(執行ベース)					
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	予算は理事会において審議・採択され、執行状況についての議論、財務報告も理事会で議論される。国連大学全体の活動については、理事会での議論につき国連大学側から説明を受けているほか、理事会報告文書等について提供がある。我が国拠出金に基づく国連大学の活動内容、事業の成果等については、国連大学と関係3省間の学長・局部長レベルの定期協議(3ヶ月に1回程度)、ホスト国との協議(年1回)、その他事務レベルの協議を通じて、国連大学側より報告を受けていることから、使途について把握している。支出先については要すれば当方からの照会により把握することが可能。				
	見直しの余地	2000年度に比べ2007、2008年度には通常拠出金が44%にまで削減され、未だ事業のための十分な予算手当ができない状況にあり、一部官房機能をマレーシアに移す等経費節減に努めている。国連大学は効果的効率的な予算運用に努めているが、その中にある限り、限られた予算を最大限に活かすために、経費の折半による日本の大学等との事業実施(特に啓発事業)、産業界等からの予算獲得等に意を用いており、拠出金については、今後も引き続き、効果的に活用されるようフォローしていく。				
予算監視の所見率化	一部改善(拠出額減額)					
補記						

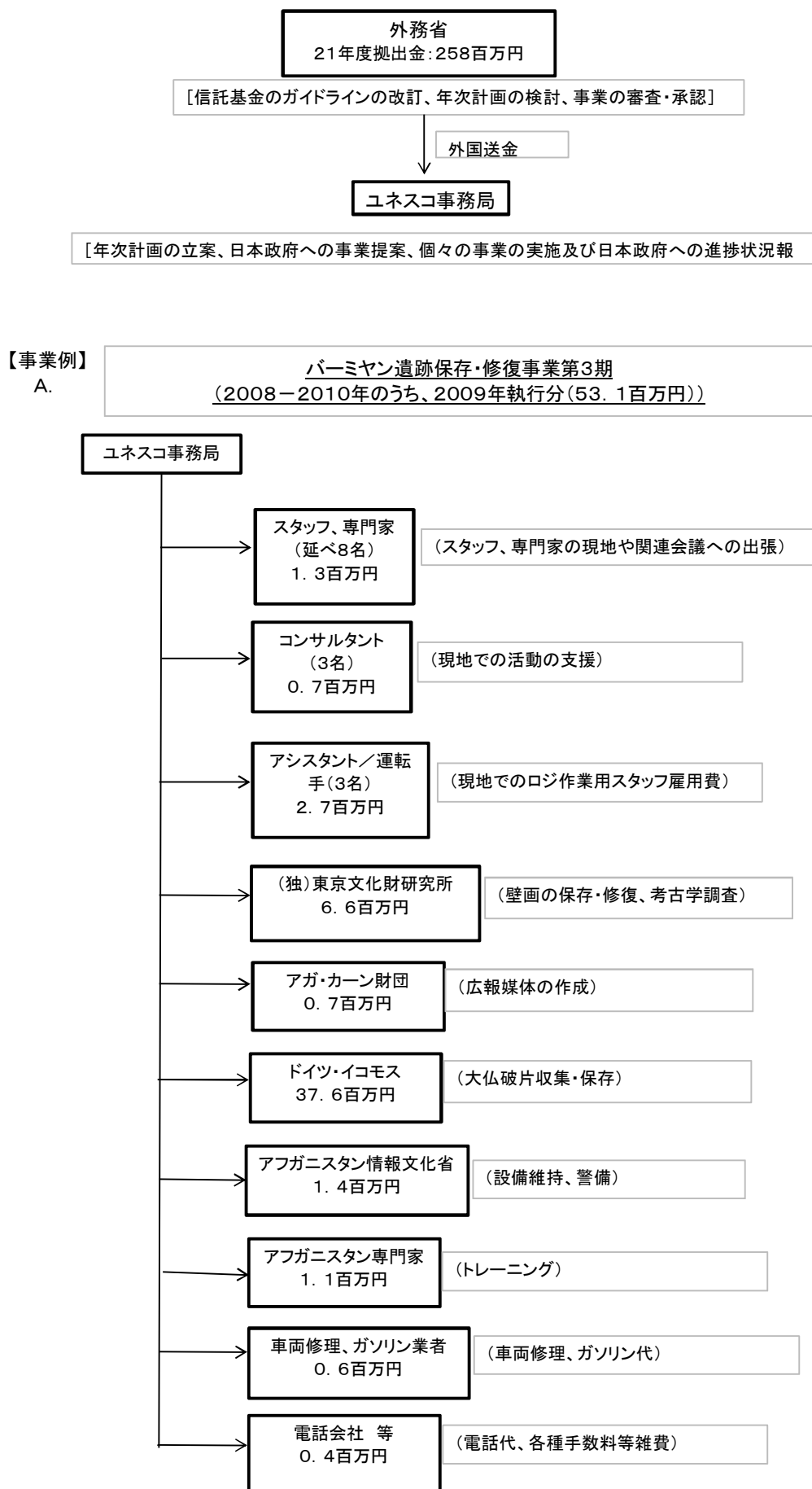
行政事業レビューシート（外務省）						
案件名	在サハリン韓国人支援特別基金拠出金		案件開始年度	平成元年度		作成責任者
担当部局	アジア大洋州局		担当課室	北東アジア課		課長 小野啓一
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）	外務省設置法四条三項		関係する計画、通知等	在サハリン韓国人支援共同事業体協定書（平成元年）		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）	平成元年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」に対して、平成22年度においても在サハリン「韓国人」の一時帰国及び永住帰国等の支援のための経費を拠出し、また、今後の永住帰国支援策の検討・実施のための協議費用及びサハリン残留者支援策の検討のための協議費用を拠出するもの。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）	在サハリン「韓国人」に一時帰国の支援を行う一方、永住帰国希望者の渡航・定着を支援し、併せて永住帰国希望の在サハリン「韓国人」に対するより適切な支援策の検討・実施のための調査・協議、サハリン残留者支援策の検討のための実態調査・協議を行っている。					
実施状況	平成22年3月31日までに、延べ16,519名の一時帰国、3,404名の永住帰国、2,838名のサハリン再訪問を支援している。					
予算の状況 （単位:百万円）		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額（当初）	279	268	265	186	122
	予算額（補正後）	279	268	265		
	執行額	279	268	265		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額（執行ベース）	279	268	265		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	関係機関との協議する段階より当方が直接関わっているため、支出状況についてはすべて明確に把握している。また、会議にも当方の関係者が直接参加しており、実施状況や効果についても毎回適切に把握している。				
	見直しの余地	在サハリン「韓国人」問題について、これまで様々な支援事業を実施し成果を上げてきたところであるが、これらの事業について、韓国及びサハリンにおける関係機関と協議を行い、適切なニーズを把握することは、日本政府としての在サハリン「韓国人」問題に対する真摯な態度をアピールすることになり、事業の円滑な遂行にも資するものであるから、同水準の維持が必要であると考えられる。特に併合100年となる平成22年8月に発出された内閣総理大臣談話においても、本件支援の実施が盛り込まれており、継続的な実施が重要。				
予算・監視・効率化の所見	一部改善 ○外務省予算全体が削減傾向にある中、繰越金の水準を把握し予算に反映させる等して、引き続き予算縮減に努める。					
補記						



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)	A.			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
		一時帰国支援関連 126名		協議費	韓国政府及び大韓赤十字社との協議	1
	支援費用	航空機費用(往復)	8			
	支援費用	滞在費(7泊8日)	8			
		行政事務費	1			
	計		17	計		1
	B.			F.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
		永住帰国者支援関連 598名		協議費	ユジノサハリンスク市市政府との協議	1
	支援費用	航空機費用(片道)	35			
	支援費用	輸送費(バス)	2			
	支援費用	生活用品	50			
	支援費用	付添費	9			
	支援費用	健康診断	7			
	支援費用	支援団体助成	7			
	支援費用	帰国説明会、永住帰国関連費用	7			
	計		117	計		1
	C.			G.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
		サハリン再訪問支援 296名			人件費、事務費、会議費	
	支援費用	航空機費用(往復)	18	事務局経費	日赤 嘱託職員人件費(1名)	4
	支援費用	旅行補助費	1	事務局経費	日赤 事務費、会議費	1
	支援費用	輸送費	1	事務局経費	韓赤 職員(3名)	9
	支援費用	招待状発給	1	事務局経費	韓赤 事務費、会議費	1
	支援費用	親戚招請	2			
	支援費用	付添費	2			
	支援費用	支援団体助成	1			
	計		26	計		15
	D.			H.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
		療養院のヘルパー及び光熱費				
	療養院費	ヘルパーの人件費(8名分)	16			
	療養院費	光熱費	5			
	計		21	計		0

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	文化遺産保存信託基金拠出金		案件開始年度	平成元年度	作成責任者	
担当部局	広報文化交流部		担当課室	国際文化協力室	室長 清水 武則	
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関を通じた地球規模の諸問題に関する国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	ユネスコとの書簡交換 文化遺産国際協力推進法(平成18年法律第97号) 文化遺産国際協力推進に関する基本方針(平成19年文科大臣・外務大臣告示)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	世界各地の文化遺産に関する豊富な情報・ネットワークを有するユネスコを通じ、日本の持つ高水準の技術を活用して、存続の危機に瀕している、当該国の国民にとってアイデンティティの象徴であり、人類共通の貴重な財産たる文化遺産の保存・修復等の支援を行う。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	ユネスコへの拠出金。ユネスコ事務局は日本政府と協議の上、本拠出金により、途上国を対象に、日本人専門家の協力を得つつ、存続の危機に瀕し緊急性が高いと判断される文化遺産の保存修復事業や関連人材育成事業を実施している。 具体的には、アンコール遺跡(カンボジア)、バーミヤン遺跡(アフガニスタン)、タンロン遺跡(ベトナム)、ティワナク遺跡(ボリビア)等の保存・修復事業を実施中。					
実施状況	現時点までに26カ国34件の文化遺産保存・修復事業を実施している。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	174	226	258	235	223
	予算額(補正後)	174	226	258		
	執行額	174	226	258		
	執行率	100	100	100		
	費用総額(執行ベース)					
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	本信託基金は、事業の実施主体であるユネスコが、ユネスコの内規である事業ガイドラインを含む諸規則に則って執行している。 案件の実施にあたり、日本政府は、ユネスコ事務局との協議を通じて案件を選定し、ユネスコは選定された案件の事業案を作成して書面にて日本政府の承認を求める。この事業案には、使途別の予算額まで記入されているので、使途は事業案承認プロセスを通じ把握している。なお、承認後に実施期間や予算の変更(予算費目の変更も含む)の必要が生じた場合も、日本政府の承認が必要である。 支出先については、ユネスコの報告事項には含まれていないが、信託基金事業の実施状況については、本信託金に関する日本政府とユネスコ事務局との間の定期協議をはじめ、ユネスコ代表部を通じたやりとりや、年に3回の財政報告書の提出(毎年6月、9月、12月)により細かくフォローしており、これらのプロセスを通じ、支出先の概要を把握している。				
	見直しの余地	本件は途上国を対象とした文化遺産の保存・修復等に関する重要な協力であり、ユネスコ事務局においても節約等に務めているところ、今後も引き続き、効果的に活用されるようフォローしていく。				
予算監視の所見・効率化	一部改善(拠出額減額)					
補記						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)	A.(ユネスコ事務局)			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	外部委託費	ドイツ・イコモス 大仏破片修復・保存	38			
		(独)東京文化財研究所 壁画の保存・修復、考古学調査	7			
		アガ・カーン財団 広報媒体の作成	1			
		アフガニスタン情報文化省 設備維持、警備	1			
	人件費	アシスタント・運転手(3名)	3	計		0
		スタッフ・専門家(8名)	1	F.		
		コンサルタント(3名)	1	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	その他	アフガニスタン専門家 トレーニング	1			
		車両修理、ガソリン代	1			
	計		54	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		国際連合人道問題調整部(UNOCHA) 拠出金		案件開始年度	昭和53年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	緊急・人道支援課	課長 河原節子	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第52回国際連合総会決議52／168(1997年)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		国連人道問題調整部(UNOCHA)は、国際機関等による人道支援活動の総合調整を行っている。我が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道支援外交を重視していることから、本件拠出によりUNOCHAによる種々の機関間の総合調整機能の支援することにより、より効果的な人道支援の実現に貢献する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		UNOCHAは、世界各地において大規模な自然災害や紛争が発生した際、各種緊急人道支援機関が、活動の偏りを避けつつ、各機関の専門知識等を効果的に活用して活動できるよう調整を行っている。また、現地事務所において、各国国際機関が活動する際の安全対策、国際機関を代表しての支援対象国政府・反政府との支援活動に関する交渉、ハザードマップの作成、統一アピールの作成等の人道支援を行う際の基礎となる活動を行っている。さらに、自然災害及び紛争が発生した際、関連情報を24時間休みなくインターネット上で迅速に配信するリリーフウェブを実施している。我が国拠出は、これらOCHAの活動を支援するものである。					
実施状況		平成22年度通常拠出金は、2億3,386万6千円のうち、1億9,156万6千円をコア予算、4,230万円をリリーフウェブ神戸事務所経費に対し拠出した。また、平成21年度補正予算(アフガニスタン等支援経費2億600万円)により、アフガニスタン及びパキスタンにおけるOCHAの活動を支援した。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	144	281	256	234	206
		予算額(補正後)	144	281	462		
		執行額	144	281	462		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	144	281	462		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出した資金の用途や案件の進捗状況については、理事会・総会等の加盟国が参加する会議、報告書、我が方大使館や代表部を通じた定期的連絡等により詳細に把握している。					
	見直しの余地	○人道支援は我が国外交の大きな柱の1つである。 ○当該機関は事業の効率性向上に努めており、見直しの余地はないと思われる。					
予算チームの監視・効率化		一部改善(拠出額減額)					
補記		※本行政事業レビューシートは、概算要求へ反映する上でレビューが必要となる当初予算部分のみを対象としている。					

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	人的資源開発信託基金拠出金		案件開始年度	平成12年度	作成責任者	
担当部局	広報文化交流部		担当課室	国際文化協力室	室長 清水 武則	
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関を通じた地球規模の諸問題に関する国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	ユネスコとの書簡交換		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	アジア・アフリカを中心とする途上国において、我が国の資金によりユネスコの経験及び専門的知見を活用して、現地における教育分野等の人材育成事業を行い、途上国の持続可能な発展に資する人造りを行なうことを目的としている。我が国は、本信託基金による事業支援を通じて、途上国及びユネスコとそれぞれ関係を強化している。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	ユネスコへの拠出金。ユネスコ事務局は日本政府と協議の上、本件基金の目的に合致した事業を実施。事業例は次のとおり。 教育分野の事業: 教員及び教員指導者訓練、教育カリキュラム開発支援、エイズ予防教育など 自然科学分野の事業: イラクの科学技術革新基本計画策定支援、生物圏保護地域における専門家の能力強化 社会科学分野の事業: 拡大アフリカ角地域の平和構築フォーラム支援など 文化分野の事業: サブサハラアフリカ10か国の博物館職員の能力強化					
実施状況	21年度には、上記分野で25件を承認した。承認された案件は、順次、ユネスコと受益国との間で事業実施計画に署名が行われ、事業が開始されている。なお、署名式には、教育大臣等ハイレベルが出席し、現地大使館がある場合には、館員が参加している。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	412	328	221	107	94
	予算額(補正後)	586	328	221		
	執行額	586	328	221		
	執行率	100	100	100		
	費用総額(執行ベース)					
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	本件信託基金は、事業の実施主体であるユネスコが、ユネスコの内規である事業ガイドラインを含む諸規則に則って執行している。実施される事業は、日本政府はユネスコ事務局との協議を通じて選定し、ユネスコは事業案を作成し、日本政府の承認を求める。事業案の予算書には、用途別の予算額が記されており、用途は事業案承認プロセスを通じて把握している。なお、承認後に実施期間や予算の変更(費目の変更を含む)の必要が生じた場合も日本政府の承認が必要である。 支出先については、ユネスコの報告事項に含まれていないが、事業の実施状況については、日本政府とユネスコ事務局との定期協議、ユネスコ代表部を通じたやりとりや、年3回の財政報告の提出(6月、9月、12月)によって把握している。				
	見直しの余地	本件は途上国の人材育成に資する重要な協力であり、ユネスコ事務局においても節約等に務めているところ、今後も引き続き、効果的に活用されるようフォローしていく。				
予算チームの監視・所見率化	一部改善(拠出額減額)					
補記						

平成21年度実績
(平成21年度に承認された事業)
(矢印は資金の流れ)

外務省
21年度拠出金：221百万円

〔信託基金のガイドラインの改訂、年次計画の検討、事業の審査・承認〕

外国送金

ユネスコ事務局

〔年次計画の立案、日本政府への事業提案、個々の事業の進捗の把握及び日本政府への報告〕

利用可能な信託基金額：221百万円＋前年度繰越金

A: 本部の部局
5部局の各1事業に支出
合計82百万円

B: ユネスコ地域事務所
14か所で20の事業に支出
合計398百万円

〔サブサハラ・アフリカ地域における博物館の目録
及び文書の改善事業(実施中)の例〕(14.5百万円)

旅行会社
0.7百万円

〔本部職員の旅費(2回分)〕

(注:「サブサハラ・アフリカ地域における博物館
の目録及び文書の改善事業」は、本部が事業で
あるが、ベナンのアフリカ遺産学院を拠点として
事業を行うので、ユネスコ地域事務所が行う事業
の参考となる。)

コンサルタント
0.9百万円

〔現地での活動の支援〕

C: アフリカ遺産学院
10.6百万円

〔国際セミナーを開催し、またつか所の博物館
(ブルキナファソ及びガボン)でのワークショップ
の開催を準備〕

旅行会社(複数)
7.6百万円

〔サブサハラアフリカ各国から26名の参加費〕

ワークショップ会場の博物館
(2か所:ガボン、ブルキナファソ)
0.7百万円

〔開催諸経費〕

器機レンタル業者等
0.9百万円

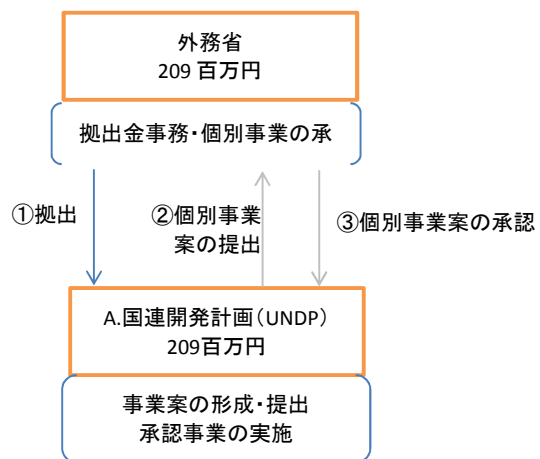
〔セミナー及びワークショップ開催経費〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)	A. ユネスコ本部 (5つの事業のうち最も金額が大きい事業: 「西ボレジー生物圏越境保護区から学ぶ生物多様性と気候変動の相互作用」)					
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	下請契約	セミナー、ワークショップ開催関連経費	16			
	人件費	現地での国際コンサルタント、事務補助	5			
	PSC	ユネスコ本部が負担する間接費	3			
	計		23	計		0
	B. ユネスコ地域事務所 (14か所の20の事業のうち金額が最も大きい事業: 「初等及び中等レベル教員及び教員研修者に対するエイズ予防に関する遠隔地研修」)					
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	活動費	セミナー、ワークショップ開催関連経費	27			
	下請契約	セミナー、ワークショップ参加費など	14			
	人件費	国際コンサルタント、事務補助	14			
	諸雑費	通信費等	7			
	PSC	ユネスコ本部が負担する間接費	8			
	計		71	計		0
	C. アフリカ遺産学院					
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	旅費	国際セミナー(ベナン)及び2か所の国立博物館(ブルキナファソ、ガボン)でのワークショップにサブサハラアフリカ(10か国)から参加する26名の参加者の旅費及び滞在費	8			
	計		8	計		0
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

行政事業レビューシート (外務省)							
案件名		国際連合開発計画(UNDP)拠出金(パートナーシップ基金)		案件開始年度	平成15年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球規模課題総括課	課長 松浦 博司	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第20回国際連合総会決議2029(XX)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		この拠出金は、日本が、UNDPとのパートナーシップ・協力関係の構築・維持を通じ、開発の重要課題に関する調査・研究に共同で取り組むとともに、途上国の多様なニーズに柔軟に応じて二国間援助を補完する事業を日本の意向が反映された形で効果的に形成・実施するための基本的な枠組みを提供することを目的とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		UNDPとの間で円滑なパートナーシップ・協力関係を構築・維持し、途上国135カ国・地域に現地事務所を置くUNDPの広範なネットワーク及び専門的知見を活用することによって、貧困削減、危機予防・復興(人道復興支援・平和構築支援を含む。)等、日本とUNDPとの共通の重点分野における事業を効果的に実施する。					
実施状況		平成21年度は、HIV/AIDS、ジェンダー、ガバナンス、危機予防に関する分野のプロジェクト5件を承認。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	256	242	209	138	135
		予算額(補正後)	14,303	19,791	26,845		
		執行額	14,303	19,791	26,845		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	14,303	19,791	26,845		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	パートナーシップ基金の支援対象となる各事業の実施に先立ち、UNDP事務局より事業案の提出を受け、その内容・使途を審査した上で実施を承認。事業完了後は、実施報告書を受領。 年1回、会計報告の受領。 必要に応じ、パートナーシップ基金の支援を受けて実施される事業に対し、職員を派遣し、実施状況把握。					
	見直しの余地	アフガニスタンをはじめとする、治安上の理由から日本人を現地に派遣することに限界がある国における事業等、日本の外交政策の必要上、二国間援助には限界がある地域・分野における事業についてUNDPが活動実施主体となることがある。日UNDP協力の中核を成す本拠出は、そのような事業を日本の意向が反映された形で効果的に実施するための基本的な枠組みとして必要不可欠である。 本拠出については、平成22年度予算において大幅な見直し(対前年度比▲30%)を実施している。これ以上本拠出が大幅に削減されれば、UNDP本部内で日本との協力・調整を専門に扱う日本ユニットの存続自体が困難となる可能性が高く、日本がUNDPを通じて実施したいと考えている事業の形成・実施等が円滑に実施できなくなり、日本とUNDPとのパートナーシップ・協力関係に深刻な影響を与える恐れがある。					
予算監視・効率化	一部改善(拠出額減額)						
補記	パートナーシップ基金は日本のみの拠出であることから、日本の二国間援助に対して補完的で相乗効果のある事業の形成及び実施をUNDPに働きかけることが可能。 アフガニスタンをはじめとする、治安上の理由から日本人を現地に派遣することに限界がある国における事業等、日本の外交政策の必要上、二国間援助には限界がある地域・分野における事業をUNDPを通じて実施せざるを得ない場合が多々ある。日UNDP協力の中核を成すパートナーシップ基金への拠出は、そのような事業を日本の意向が反映された形で効果的に実施するための基本的な枠組みとして必要不可欠。 ※本行政事業レビューシートは、概算要求へ反映する上でレビューが必要となる当初予算部分のみを対象としている。						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出さ れている者につ いて記載する。 使途と費目の 双方で実情が 分かるように記 載)	A.			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	拠出金	パートナーシップ基金事業経費	209			
	計		209	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際連合薬物統制計画基金 (UNDCP) 拠出金		案件開始年度	昭和48年度		作成責任者
担当部局	総合外交政策局		担当課室	国際組織犯罪室		室長 岡島 洋之
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第35条 外務省組織規則第14条		関係する計画、通知等	国際連合総会決議(第25回(2719(XV))、第45回(45/179(1990年)))、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」、「第52回国連麻薬委員会ハイレベル会合政治宣言・行動計画」、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	薬物統制計画基金は、国際的な薬物対策、薬物統制を推進・支援するための基金であり国連薬物犯罪事務所 (UNODC) により管理されている。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	この基金により、不正薬物に関する調査・分析(世界薬物報告書等の作成)、国連加盟国の不正薬物に関する各条約の締結・実施及び国内法整備の支援、不正薬物対策における能力向上のための技術協力(国境管理強化、麻薬患者対策、代替作物開発、薬物鑑識技術の向上など)などが行われるとともに、国連麻薬委員会および国際麻薬統制委員会の活動が支えられている。					
実施状況	我が国は、昭和48年度から本件計画に拠出しており、UNODCがアジア地域で実施する薬物対策を中心に支援してきている。この結果、黄金の三角地帯(タイ、ミャンマー、ラオスの国境地帯)におけるケシの栽培は過去10年間で約8割削減することに貢献した。近年では、2008年に、ミャンマーのワ区(山岳少数民族の住む中国国境地帯でケシの不法栽培が続いていた。)におけるケシの不法栽培をほぼ撲滅することに成功した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	226	213	199	130	-
	予算額(補正後)	226	213	199		
	執行額	226	213	199		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	226	213	199		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	基金全体の予算については、国連麻薬委員会及び国連犯罪防止刑事司法委員会に対して会計報告がなされている。我が国の拠出金の使途についてはイヤーマークを付しており、事前に事業計画書を審査するほか、事業実施中に予算執行状況の確認を行うとともに、事後に事業報告書や決算状況を盛り込んだ報告書の作成を求めている。				
	見直しの余地	・薬物問題は、日本国内での対策が必要な分野であり、国内需要の削減とあわせ、国外における薬物の生産・流通に対処するための取組が不可欠。また、薬物犯罪は、その他の多くの犯罪やテロの資金源となっており、有効な薬物対策を進めることが、犯罪・テロ全般への取組を進める上でも極めて重要である。 ・このような観点から、G8首脳宣言にも言及されているほか、昨年の国連麻薬委員会ハイレベル会合において、2019年までに達成すべき目標を掲げた政治宣言と行動計画が採択されたところ、我が国もこうした国際的な取組に協力する必要がある。				
予算監視・効率化の所見	抜本的改善(他の拠出金(国連薬物犯罪事務所拠出金)と統合)					
補記						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		国際連合環境計画拠出金		案件開始年度	昭和48年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球環境課	課長 水野 政義	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	第27回国際連合総会決議2997（X X VII）		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		地球規模の環境問題を改善、解決するためには、権限の限定された個別機関の対応に委ねるのみでは最大限の成果を得ることは困難であり、関係機関の協力によるグローバルな対応が必要である。国連環境計画（UNEP）は、地球規模の環境問題に関する国連機関の唯一の総合調整機関であり、我が国がUNEPを支援することにより、環境問題に対する取組を重視し、国際社会において主導的役割を果たしていることを国内外に対して示すことができる。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		UNEPは、1972年の国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すため、同年の第27回国連総会決議により、1973年に設立された。UNEPは、地球規模の環境問題における国連機関の唯一の総合調整機関であり、多国間環境条約の策定促進、地球環境のモニタリング及び情報の分析・提供、途上国の能力構築・技術移転に関する支援等の活動を行っている。UNEP事務局の運営経費は、義務的拠出ではなく、各国からの自発的拠出による環境基金によって負担されており、本拠出金は、同環境基金に拠出するもの。					
実施状況		本拠出金は、UNEP事務局の運営経費として主に人件費等に使用されているが、UNEP事務局では、各国からのイヤマーク拠出等を利用し、2008年に環境評価と早期警戒分野（GEO4の取りまとめ、早期警報10件の発出等）、環境法律及び条約分野（新規イニシアティブ10件の開始等）、政策実施分野（政策ツール6件の開発等）、技術産業経済分野（化学物質分野の能力構築プロジェクト12件等）、地域協力及び調整分野（能力構築及び技術移転プロジェクト28件等）等の活動を実施している。					
予算の状況 （単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	169	164	150	137	120
		予算額（補正後）	169	164	150		
		執行額	169	164	150		
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
		費用総額（執行ベース）	169	164	150		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	UNEP環境基金の支出状況については、四半期毎にケニアの常駐代表委員会に報告されている。					
	見直しの余地	途上国における環境法策定支援による多国間環境条約（MEAs）の遵守支援、MEAs間のシナジー強化による効率的な条約の執行、キャパビルの充実化等、UNEPの比較優位を活かした分野での活動を強化することが重要であり、UNEPにおける予算審議や事業計画に関する議論の機会に、このような考え方が反映され予算が効率的に活用されるよう引き続き努める。					
予算チームの監視・所見率化	一部改善（拠出額減額）						
補記							

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		国際連合ボランティア計画(UNV)拠出金 (平和構築人材育成事業)		案件開始 年度	平成21年度		作成責任者
担当部局		総合外交政策局		担当課室	国際平和協力室		室長 島田 丈裕
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸 問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計 画、通知等	第25回国連総会決議第2659(XXV)		
案件の目的 (目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内)		1. 平和構築の現場で活躍できる日本及びその他のアジアの文民専門家の育成及び平和構築の現場で活躍する日 本人のプレゼンスの強化を目的に「平和構築人材育成事業」を実施している。 2. 上記事業の海外実務研修・海外派遣は、平和構築の現場で活動する国際機関等へのボランティア派遣の実績が あり、効果的な海外実務研修・海外派遣の実施が可能となる国連ボランティア計画(UNV)の枠組みを活用する。					
案件概要 (5行程度以 内。別添可)		1. 「本コース」における日本人及びアジア人研修員の派遣(海外実務研修) 平和構築人材育成事業に参加している日本人及びアジア人研修員に対し、UNVの枠組みを活用して、平和構築の 現場に派遣し、国際業務経験を積ませ、将来の平和構築分野におけるキャリア形成の促進をはかる。 2. 「シニア専門家向けコース」における日本人研修員の派遣(海外派遣) 邦人のシニア専門家に対し、必要な国内研修を実施した上で、UNVの枠組みを活用して、平和構築の現場に派遣 し、平和構築の現場で活躍する邦人のプレゼンスの強化をはかる。					
実施状況		1. 「本コース」における日本人及びアジア人研修員の派遣(海外実務研修) 2月より、日本人研修員各14名を12ヶ月間、アジア人研修員5名を6ヶ月間、国連ボランティアとして平和構築の現 場で活動する国際機関に順次派遣し、国際業務経験を積ませている。 2. 「シニア専門家向けコース」における日本人研修員の派遣(海外派遣) 3月より、邦人のシニア専門家7名を原則12ヶ月間、国連ボランティアとして平和構築の現場で活動する国際機関 に順次派遣し、平和構築の現場で活躍する邦人のプレゼンスの強化をはかっている。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	0	0	136	108	106
		予算額(補正後)	0	0	136		
		執行額	0	0	136		
		執行率	0	0	100		
		費用総額(執行ベース)	0	0	136		
自己点検	支出先・ 使途の把握水準・ 状況	UNVへの拠出金で実施される原則12ヶ月間の海外実務研修・海外派遣は、2月より順次開始したところであるが、 執行状況については、UNVに対し定期的な報告に加え、必要に応じ随時報告を求めている。					
	見直しの 余地	海外実務研修・海外派遣については、国連PKO局が必要な経費を負担する国連PKOミッションへの派遣を増加させ ることにより、研修員の派遣先の多様化を図るとともに、我が国の拠出金から手当する経費の節減につとめる。					
予 算 監 視 の 所 見 率 化	一部改善(拠出額減額)						
補 記	平和構築の現場で活動する国連PKOミッション、国際機関等において、文民の役割が飛躍的に大きくなっている中で、例え ば、国連PKOミッションにおける邦人文民職員数はわずか30名(2009年12月現在)にとどまっているなど、平和構築の現場で の邦人文民職員数は少ない。こうした邦人職員数の不足は、我が国における情報の不足、国際社会への影響力の不足をもたら し、我が国にとって大きな損失となっている。このように平和構築分野の現場で活躍する邦人職員数が少ない主な要因として は、これまで文民を対象とした平和構築分野の人材育成機関が我が国に十分備わっていないことが指摘されてきたところ、我が 国における平和構築分野での人材育成が必要不可欠である。また、本年のG8プロセスにおいても、平和構築に携わる文民の 育成は課題の一つとして取り上げられた。						

外務省
136.4百万円

平和構築人材育成事業の海外実務研
修・海外派遣を委託



国連ボランティア計画 (UNV)
136.4百万円

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかにつ
いて補足する)
(単位:百万円)

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国連環境計画(UNEP)国際環境技術センター 拠出金		案件開始 年度	平成3年度	作成責任者	
担当部局	国際協力局		担当課室	地球環境課	課長 水野 政義	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸 問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計 画、通知等	第16回UNEP管理理事会決定(16/34)及び設置 取極		
案件の目的 (目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内)	国際環境技術センター(IETC)のホスト国として求められている応分の支援を行うことにより、IETC及びUNEPと緊密な協力関係を構築するとともに、IETCが我が国に位置する有利性を最大限活用し、その活動を通じて環境問題に関する我が国の経験と技術を効果的に途上国等と共有し、3Rイニシアティブ等、我が国が積極的に推進している環境分野の活動を具体的に実施する。					
案件概要 (5行程度以 内。別添可)	IETCは、「持続可能な生産と消費(廃棄物管理、3R及びエコタウン・イニシアティブ)」、「水と衛生(淡水の管理)」の2分野を中心に、途上国等に対して環境上適正な技術を移転するための事業を実施している。IETCに関する日本国政府とUNEPの間の協定では、IETCの運営経費についてホスト国である我が国が応分の支援を行う旨明記されている。また、2008年からイアマーク事業として、「廃プラスチックからのディーゼル燃料精製による資源保全及び温室効果ガス排出削減プロジェクト」を実施している。					
実施状況	我が国からの拠出金は、IETCの運営経費として主に人件費等に使用されている。また、「廃プラスチックからのディーゼル燃料精製による資源保全及び温室効果ガス排出削減プロジェクト」については、廃プラスチックからのディーゼル燃料精製に関する技術概要集の作成、パイロットプロジェクト実施都市の選定等を実施している。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	220	147	134	122	95
	予算額(補正後)	220	147	134		
	執行額	220	147	134		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	220	147	134		
自己点検	支出先・ 用途の把握水準・ 状況	毎年、決算報告書が提出されている。				
	見直しの 余地	IETCの運営経費は、UNEP及び我が国(外務省と環境省で折半)が主に負担しているところ、今後ともIETCが活動を継続するためには、我が国からの拠出水準を維持する必要があるが、IETCの活動による我が国に対するメリットが一層明らかになるよう、活動内容等についてIETCと連携、協力していく。				
予算監視・ チームの 所見率化	抜本的改善 ○国際連合環境計画(UNEP)国際環境技術センターを日本におくことのメリット・効果につき検証したい。 ○2つの事務所については統合の可能性の検討を行う。 ○JICAスキームを通じた事業実施を検討する。					
補記						

2009年度 1ドル＝103円

日本政府
(225百万円)
(内、外務省(134百万円)
環境省(91百万円))

A. 国際連合環境計画・国際環境技術センター(UNEP/IETC)
(225百万円)

※UNEP/IETCには、日本政府からの拠出以外にも、2009年に
UNEP 本部から運営経費及びプロジェクト経費(約100百万円)、E
U(約37百万円)やイタリア(約45百万円)からプロジェクト経費が
拠出されている。

【指名競争入札】

B. コンサルタント
(6百万円)

【廃プラスチックに関するプロ
ジェクトの準備のための個人コ
ンサルタント契約 - 4契約】

【競争性のない随意契約】

C. 財団法人
(2百万円)

【廃プラスチック国際専門家
ワークショップ共催】

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかにつ
いて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)	A.			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	人件費	IETC職員給与	205			
	人件費	廃プラスチックプロジェクト関連職員給与	19			
	外部委託	廃プラスチックプロジェクトに係る個人コンサルタント料	6			
	外部委託	廃プラスチックプロジェクトのワークショップ開催	2			
		注) 合計額には、2009年度拠出額に加え、繰越金からの支出額が含まれている。				
	計		232	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	コンサルタント料	情報収集等活動費(インド)	2			
	コンサルタント料	情報収集等活動費(タイ)	1			
	コンサルタント料	情報収集等活動費(フィリピン)	1			
	コンサルタント料	情報収集等活動費(日本)	2			
	計		6	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	参加者関連経費	ワークショップ参加者航空費、交通費、宿泊費	1			
	会議運営費	関連会議費、ワークショップ施設費、レポート作成費、通訳者契約費、通	1			
	計		2	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金		案件開始年度	昭和56年度		作成責任者
担当部局	アジア大洋州局		担当課室	地域政策課		課長 藤山美典
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	ASEAN貿易投資観光促進センターを設立する協定第10条第1項		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	ASEAN諸国の対日輸出を促進し、日本からASEAN諸国への投資を促進し、また、我が国からASEANへの観光を促進することを通じ、ASEANの経済成長を支援すること。ASEANから日本への投資及び観光もあわせて促進することで、双方向の交流と協力を強化すること。ASEANの文化紹介。					
案件概要 (5行程度以内。 別添可)	日本とASEANの交流を強化し、ASEANの統合努力を支援するため、ASEAN各国、特に後発加盟国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの中小企業に対して、日本市場へのアクセスに関する情報や助言の提供、FTA等に関する説明、観光業関係者に対する人材育成などの支援を行うことなどを通じて、後発加盟国の成長の鍵を握る企業活動の活性化を図り、経済の底上げを図ることにより、ASEAN諸国の格差是正に貢献する。(活動の詳細は別添ご参照)。					
実施状況	1. センターが平成21年度に実施した①センター内の常設展示場における展示会及び商談会、②外部展示会への出展及び商談会による成約見込み額は8.29百万米ドル(平成22年3月末時点)(事業予算は約8700万円) 2. 投資事業として①国別投資促進セミナーを開催(約2800名が参加)、②8か国に投資環境視察ミッションを派遣。これらに参加した企業による成約実績についてフォローアップ調査を現在実施中。 3. 昨年8月に新潟市でASEAN観光フェアを開催。右を契機としてバンコク行き、ダナン行きの新潟空港発チャーター機が出発。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	141	145	133	157	126
	予算額(補正後)	141	145	133		
	執行額	141	145	133		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	141	145	133		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	センターは、加盟各国1名ずつの理事から構成される最高意思決定機関である理事会、我が国関係省庁の課長級と在京ASEAN各国大使館の公使級から構成される執行委員会、事務局から成る。年に1回開催される理事会は、事務局から予算執行状況について説明を受け、審議した後に承認を行う。執行委員会は事務局が作成する予算案、年間事業計画案等についての審議を行い、その結果を理事会に報告。執行委員会は、センター予算の執行状況をより細かく監督し、適正な運営と事業を実施を確保すべく、少なくとも年に3回開催。				
	見直しの余地	管理費の合理化等を通じて経費の削減には引き続き努めていく必要があり、透明性も引き続き確保していく必要がある。任意拠出金については、これまでも事業の費用対効果などを踏まえ、メリハリをつけた事業計画を策定。任意拠出金は過去10年間で3分の1の規模に削減し(平成12年度3億8000万円→平成21年度1億3000万円)、平成20年度から21年度にかけても約15%削減(平成20年度1億5600万円→平成21年度1億3000万円)。今後とも、効率的、効果的な事業の実施に努めていくが、効果の高い事業は維持すべきであり、我が国の対ASEAN外交においてセンターが果たす役割の重要性、韓国、中国もセンターに倣って同様の国際機関をASEANとの間で設置済みあるいは設置予定である点には留意が必要。				
予算監視・効率化 チームの所見	抜本的改善 ○「廃止」という厳しい意見も頂いたが、ASEANとの関係をはじめ、外交上の影響を十分考慮した上で、最終的な対応ぶりを検討したい。 ○引き続き管理コストの削減に努める。 ○事業内容を見直した上で、JETROとの重複を排除していきたい。 ○義務的拠出金に関し、ASEAN側の負担分を増やすよう、協定の早期改正を働きかけていきたい。 ○義務的拠出金・任意拠出金から支弁される事業費の整理を見直したい。					
補記						



費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロッ クごとに最大の 金額が支出さ れている者につ いて記載する。 使途と費目の 双方で実情が 分かるように記 載)	A. 貿易事業			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	交通費等	出展者の交通費・宿泊費等	12.5			
	謝金	日本人専門家への謝金	1.3			
	借料等	会場借料、設営費等	13.0			
	通訳料等	通訳、通訳機器等	1.2			
	臨時職員雇 用	(株)マンパワー社(臨時職員派遣)	1.9			
	運送費	展示品の輸送経費	3.4			
	その他	印刷、通信、消耗品等	1.4			
	計		34.7	計		0
	B. 投資事業			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	交通費等	参加者の交通費・宿泊費等	23.1			
	謝金	日本人専門家への謝金	0.2			
	借料等	会場借料、設営費等	1.0			
	通訳料等	通訳、通訳機器等	1.7			
	臨時職員雇 用	(株)マンパワー社(臨時職員派遣)等	17.1			
	その他	印刷、通信、消耗品等	6.9			
	計		50.0	計		0
	C. 観光・交流事業			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	交通費等	参加者の交通費・宿泊費等	6.7			
	謝金	日本人専門家への謝金	0.9			
	借料等	会場借料、設営費等	1.1			
	広報費	JR東日本等	8.3			
	臨時職員雇 用	臨時職員雇い上げ	10.0			
	その他	外部イベント参加費、資料作成等	5.0			
	計		32.0	計		0
	D. 広報事業			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	交通費等	参加者の交通費・宿泊費等	0.9			
	謝金	日本人専門家への謝金	0.2			
	広報費	各種メディアへの広告掲載	1.9			
	印刷代	資料等作成	4.4			
	臨時職員雇 用	広報スペース担当臨時職員	8.8			
	その他	展示場の維持管理等	7.4			
	計		23.6	計		0

日本 A S E A N センターの主要な事業

1. 貿易事業

(イ) 展示会開催：A S E A N 中小企業の製品の対日輸出を促進するため、センター内の多目的ホールで少なくとも年 3 回、展示・商談会を開催するほか、他の機関が開催する各種国際見本市などに参加し、A S E A N の有望商品・輸出企業の紹介を行う。日本人専門家を A S E A N 各国へ派遣し、日本市場のニーズに合った、魅力ある A S E A N 製品を選定する協力と製品改良のためアドバイスも行う。また、A S E A N の有望商品を紹介するためのセミナー、ワークショップ等を実施する。

(ロ) 貿易ミッション招聘：展示・商談会開催中に、A S E A N 諸国の輸出業者、製造業者、政府関係機関職員によって構成されるミッションを招聘し、日本人バイヤーと直接商談する機会を設ける。

(ハ) 市場参入サポート：日本と A S E A N の貿易統計や日本の輸入規則を含む幅広い情報を提供。A S E A N 諸国の輸出企業が日本の市場に参入することを支援する目的でセミナーを A S E A N 各国において開催し、日本の市場動向や貿易手続きに係る最新情報を提供。

【参考】

過去 3 年間の ①常設展示場における展示会及び商談会、②外部展示場への出展及び商談会による成約実績についてフォローアップ調査した結果は以下のとおり。(注：ASEAN 側参加企業への追跡調査の結果、受注金額が 1 万米ドル以上を対象に集計)(換算為替レートは税関公示レートの年平均を使用)。

2006 年度 予算：約 8, 000 万円 成約額：3, 223, 617 米ドル (3 億 7, 474 万円)
(17 社)

2007 年度 予算：約 7, 500 万円 成約額：1, 397, 071 米ドル (1 億 6, 475 万円)
(25 社)

2008 年度 予算：約 7, 500 万円 成約額：6, 663, 229 米ドル (6 億 9, 450 万円)
(18 社)

2. 投資事業

(イ) 国別投資セミナー開催：A S E A N 諸国への直接投資に関心のある日本

の企業を対象として、最新の投資情報を提供するため、ASEAN各国の投資担当部局の高官を迎え、各国の投資政策や投資優遇措置などの投資環境について説明を行う。

（ロ）投資促進ミッション派遣：ASEAN諸国への投資を考えている企業や経済団体の代表に対し、ASEAN諸国の投資環境、投資優遇措置に関する最新情報を提供するため、ASEAN諸国にミッションを派遣する。ミッションは、ASEAN各国投資関係機関、日系企業への訪問、工業団地の視察などを行う。また、ASEAN諸国から日本へも特定の産業に焦点をあてた官民合同の投資促進ミッションも派遣する。

（ハ）ASEAN各国投資担当官の研修：ASEAN各国の政府担当官を日本へ招聘し、日本政府機関、経済団体、日本企業への訪問を通じて情報交換を行う機会を提供する。これにより日本政府の政策や産業界の実情などについての理解を深める。

（二）人材育成事業：日本人の専門家をASEAN各国に派遣して、投資誘致活動に関する各国の政府担当官を対象とした人材育成事業を開催。また、ASEAN各国の政府関係者を日本に招聘して同様の人材育成事業も開催する。

【参考】

過去3年間の①投資促進セミナー、②投資環境視察ミッションの派遣に参加した企業による成約実績についてフォローアップ調査した結果は以下のとおり。

（注：本件調査は出資先である邦人企業を対象に集計）。

2006年度 予算：約7,300万円 成約額：20億3300万円（5件）

2007年度 予算：約7,400万円 成約額：504億6900万円（17社）

2008年度 予算：約7,400万円 成約額：13億5000万円（7社）

3. 観光・交流事業

（イ）人材育成事業：CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）諸国の観光関連政府機関関係者や観光業者を日本に招聘し、観光に関する日本の取組などを学ぶ研修事業を実施。また、ASEAN各国の観光業界関係者に対して、日本人講師が、日本人旅行者と接する際の留意点等について講義を行う事業も開催。

（ロ）ASEAN観光フェア開催：日本各地で年1回、ASEAN各国の伝統芸能の実演、手工芸品の制作、ASEAN産品などを紹介するイベントを開催。

（ハ）観光ツアーの企画事業：日本の観光教育機関や旅行業界と連携して、ASEANへの新しい観光ツアーの企画に関するコンペを実施。

(二) ASEAN観光情報の提供：ASEANの地図、DVD、写真画像などを制作、改訂して、旅行業者や一般の方々への配布、貸し出しを行う。また、ASEANへの観光に関する最新情報をセンターのホームページ上で提供。

4. 広報活動

(イ) ホームページ上での情報提供：センターの活動やイベント、ASEANの基本情報、経済統計のほか、貿易、投資、観光に関する最新情報をホームページ上で提供。

(ロ) メディアを通じた広報：新聞、雑誌等にセンターの活動、ASEAN関係に関する広告を掲載。

(ハ) センターの多目的ホールの活用：多目的ホールにおいて各種イベントを実施。

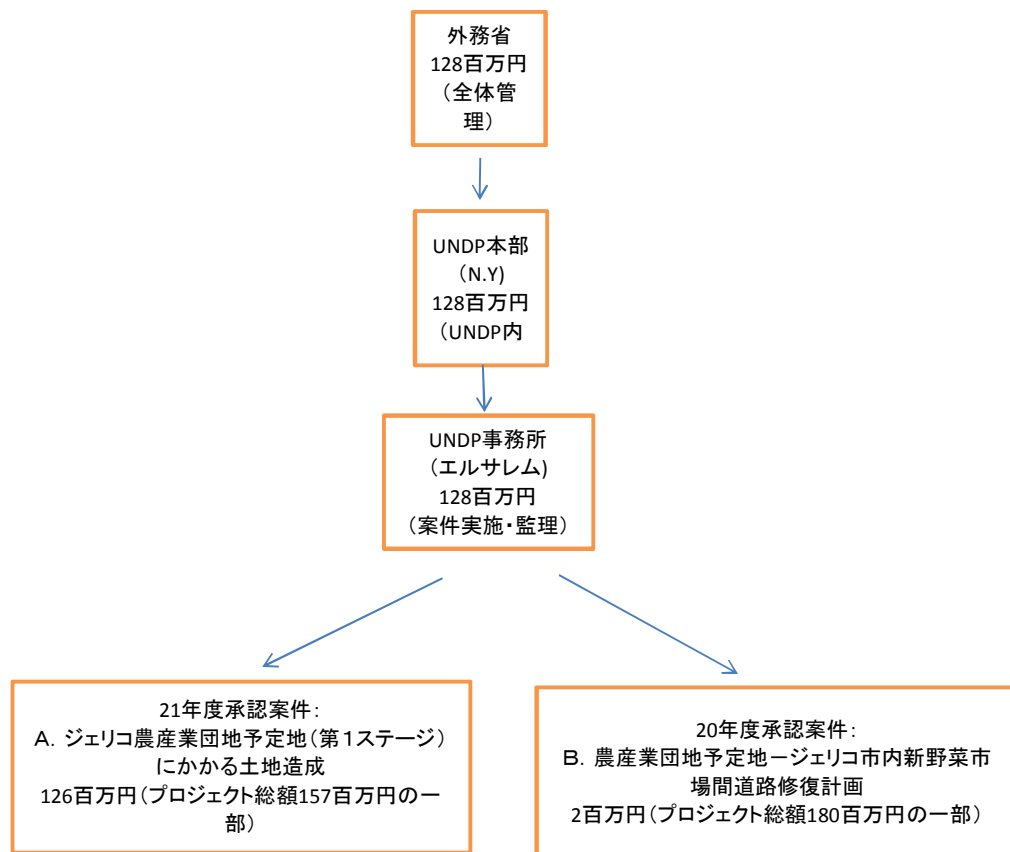
(ニ) その他、外部の展示会やイベントへの参加、講演、広報資料作成。

(了)

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		日・経済協力開発機構協力拠出金		案件開始年度	昭和60年度	作成責任者	
担当部局		経済局		担当課室	経済協力開発機構室	室長 清水享	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な 条項も記載）		外務省設置法第4条第1項口及び同第3項 経済協力開発機構財政規則第14条		関係する計画、通知等	経済協力開発機構からの要請		
案件の目的 （目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内）		日・OECD協力拠出金は、我が国が関心を有するOECDの主要プロジェクトの支援、我が国とOECDの間の人物交流や各種セミナーの開催、OECD活動の我が国への広報などの事業を行うことを目的として日・OECD間で設けられた枠組み。また、G8サミット、G20サミットなどにおいても、OECDに対して幾つかのプロジェクトや業務が委託されており、これらのOECDへのタスクアウトについても、メンバー国として日・OECD協力拠出金を活用して実施。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		(1) G8、G20を含め、国際社会の変化を踏まえて新たに対応を求められる課題に関する活動に積極的に関与すること、(2)「規制制度改革（構造改革）」、「持続可能な開発」、「腐敗（贈賄等）防止対策」、「コーポレート・ガバナンス」、「環境と他分野の政策との統合」などのグローバル・スタンダードが急速に変化している分野におけるOECDの最新の分析結果を適時に我が国に紹介すること、(3) OECDの経済・開発分野の知見や経験を活かして、OECD加盟国との協力を行い、それら地域の投資、開発、経済発展に資するためのプロジェクト（中東、アフリカの投資円滑化のための取組、OECDの活動のアジアへの広報）を支援すること、等。					
実施状況		平成21年度においては、以下のプロジェクトに拠出し、所期の目的を達成することができた。 ハイリゲンダムG8サミット・フォローアップ、APF支援ユニット、MENA投資イニシアティブ、中国投資政策協力及び投資政策に関する東南アジア対話、ADB／OECDアジア太平洋腐敗対策イニシアティブによるテーマ別レビュー、OECD東京センター翻訳事業、パドアンOECD事務次長の訪日支援。					
予算の状況 （単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	106	120	128	82	69
		予算額（補正後）	106	120	128		
		執行額	106	120	128		
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
		費用総額（執行ベース）	106	120	128		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	日・OECD協力拠出金は、OECD事務局から特定プロジェクトに対する支援要請を受けて外務省が拠出する複数の任意拠出金の集合体。拠出案件の執行計画を記した「プロジェクト・プロポーザル」及び「収支報告」を担当事務局が作成。					
	見直しの余地	日本に資する案件に拠出するよう、引き続き精査。					
予算チームの監視・所見率化	予算的改善（拠出額減額）						
補記							

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際連合開発計画(UNDP)(日本・パレスチナ開発基金)		案件開始年度	昭和63年度	作成責任者	
担当部局	中東アフリカ局		担当課室	中東第一課	課長 森野 泰成	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第三項		関係する計画、通知等	第20回国際連合総会決議2029(X X)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	「日本・パレスチナ開発基金」を通じて、中東和平実現の唯一の方途である、イスラエルと共存共栄するパレスチナ独立国家樹立に向けての「国造り」、「人づくり」努力を支援することで、パレスチナ人の和平プロセスへの支持と取組を維持・強化し、和平実現への適切な環境を醸成する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	本件基金では、UNDPエルサレム事務所を通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、先方のニーズを踏まえつつ、二国家解決を念頭に置いた、パレスチナの民生安定と、パレスチナの国造り、人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、パレスチナの行政能力向上、経済開発、改革支援、双方の信頼醸成に資する案件を形成し、実施する。案件実施の際には、プロジェクト関連物資及び工事の調達・請負契約は現地パレスチナ人企業や労働者を積極的に活用しており、パレスチナ人の能力強化、パレスチナ経済にも裨益する援助形態を取っている。					
実施状況	本基金設立以降、保健・医療、教育、農業、水資源管理、通信・交通等の分野でインフラ整備が行われ、パレスチナ自治区住民の生活状況が大幅に改善された。過去3年間では、3件のインフラ整備(ジェリコ農産業団地予定地の土地造成事業及び道路修復計画2案件)が行われ、これにより7万4千労働日以上の雇用が創出され、パレスチナ自治区内の経済に、個人所得面を含め成長効果をもたらした。インフラ整備のみならず、中東和平プロセスの再開及び進展に向けたパレスチナ自治政府の行政能力強化を行ってきている。近年では、専門家派遣をし、大統領府の援助調整・管理ユニット、ITユニットが設立され、以前と比して、円滑な支援が行われるようになり、また、キャパシティ・ビルディングの一環として税制改革支援を行い、固定資産税の徴税率が向上した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	153	140	128	100	100
	予算額(補正後)	153	140	128		
	執行額	153	140	128		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	153	140	128		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	UNDPエルサレム事務所より、原則、四半期に一度、また、要すれば在イスラエル大経由で連絡をし、進捗報告書及び財務報告書を提出してもらい、在イスラエル大、本省にて執行状況を定期的にフォローアップしており、疑問点等あれば早急に確認する体制ができあがっている。また、案件実施状況については、在イスラエル大パレスチナ班員がUNDP職員と共にプロジェクト現場を視察し、案件新状況を確認している。				
	見直しの余地	UNDPエルサレム事務所より提出される新規案件のプロジェクト・ドキュメントにつき、同じ予算でより多くの成果、若しくはより少ない予算で同等以上の成果を引き出せないか、案件内容を精査する。より具体的には、在イスラエル大を通じ、人件費についてその積算根拠をUNDP側に提出させるとともに、本体事業については、他の類似案件と比較し過大な積算となっていないかどうか確認の上、プロジェクトを承認する。				
予算チームの監視・効率化	現状維持					
補記						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

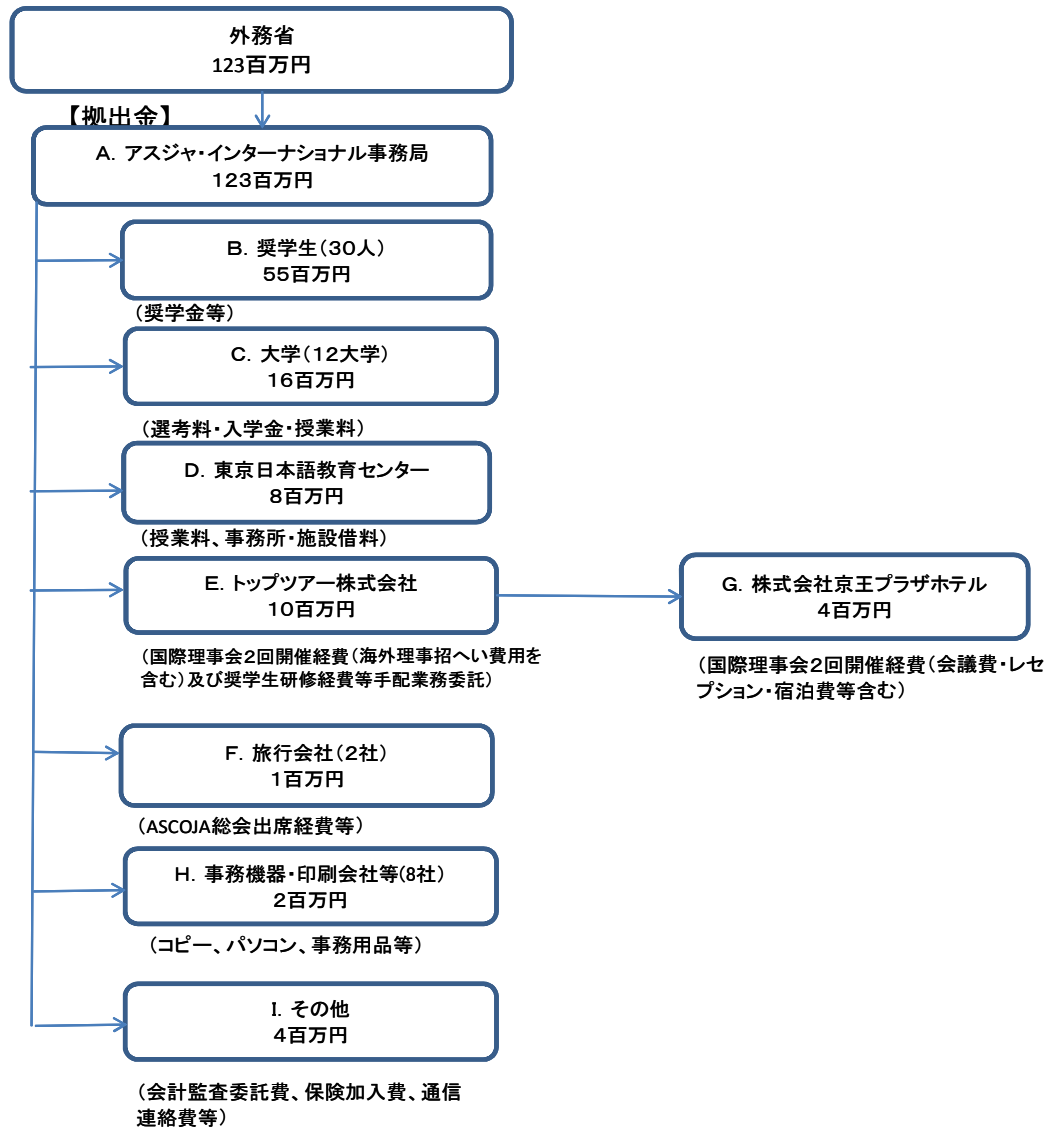


費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)	ジェリコ農産業団地予定地にかかる土地造成(総額157百万)			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	人件費	プロジェクト・マネージャー	1.8			
	事業費	工事費	144			
	その他	セキュリティー等	0.8			
	管理費	管理費(UNDP)	10			
	計		157	計		0
	B.農産業団地予定地-ジェリコ市内新野菜市場間道路修復計画(総額180百万円)			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	人件費	プロジェクト・マネージャー	2			
	事業費	工事費	164			
	その他	セキュリティー等	2			
	管理費	管理費(UNDP)	12			
	計		180	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

行政事業レビューシート					(外務省)		
案件名		初等教育関係 (FTI) 拠出金		案件開始年度	平成19年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球規模課題総括課	課長 松浦 博司	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	G8サントペテルブルグ・サミットにおける国際公約 (2006年7月)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		MDGs及び万人のための教育 (EFA) にある「初等教育の完全普及」の達成に向けて、適切な教育セクター計画を策定した低所得国に対し、優先的に支援を行うことを目的として設置されたFTIへの拠出を通じて、MDGsの達成に貢献する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		FTIは、2002年に世銀主導で設立された国際的な支援枠組みであり、その下に設置された2つの信託基金 (触媒基金及び教育計画策定支援基金、FTIの改革により今後は基金が一つに統合される予定) を通じて、各国における初等教育の完全普及に向け、資金・キャパシティ・データ・政策の4つのギャップを埋めるための支援を実施している。この拠出金により、触媒基金に対し拠出を行う。					
実施状況		FTIは、30以上の主要ドナーと国際機関が連携し、アフリカを中心とする41カ国を支援。我が国はこれまで外務省より触媒基金に累積360万ドルを拠出しており、触媒基金では、18のドナーが2013年までに1,664百万ドルコミットしており、41カ国が教育セクター計画を策定したFTI承認国となり、32カ国が触媒基金による支援を受領して、教育セクター計画を実施中。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額 (当初)	139	136	124	70	276
		予算額 (補正後)	139	136	124		
		執行額	139	136	124		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額 (執行ベース)	139	136	124		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	年間報告書及びFIT会合時の報告書により進捗状況の報告を受けている。 年に2-3回開催される基金委員会及び理事会にて各種報告や課題の検討が行われる。					
	見直しの余地	外部評価結果に基づき、事務局体制の強化など効率化に向けた改革が進行中。我が国も改革議論に積極的に参加しており、この取り組みを継続する。一方で、FTIの資金不足が課題となっており、国際的に支援強化の議論が高まっている。(G8サミット首脳宣言においてもFTI強化に向けた取組が言及されている。) FTIへの拠出により、我が国の二国間支援が困難な脆弱国への支援が可能となる。また、FTIの支援を通じ、ドナーの支援が少ない国において教育セクター計画が策定され、資金が投入されることにより、新たな二国間ドナー支援のための基盤整備に貢献している。このようなことから、FTIは二国間援助には代替できない役割を果たしている。					
予算監視・チームの所見率化		現状維持					
補記		2008-09年には外部評価が実施され、MDGsの一つである「初等教育の完全普及」の促進に一定の貢献をしていると評価。他方、世銀への高い依存体制と資金不足が課題となっており、各種改革が進行中であり、今後の動向を注視している。日本が教育支援を行っている国においては、現地大使館及びJICAが「現地教育グループ」に参加し、調整を行っている。 日本は、人間の安全保障を推進するために不可欠な分野の一つとして教育分野における支援を重視。2002年のG8カナナスキス・サミットにおいて、「成長のための基礎教育イニシアティブ (BEGIN)」を発表し、MDGs及びEFAダカール目標の達成に向けた支援の強化を打ち出している。FTIは、MDGs及びEFA達成に向けた取組において重視されている初等教育分野における唯一のグローバルな支援枠組みである。G8も積極的に支援していくことに合意しているFTIにおいて、日本の支援方針や取組を適切にインプットしつつ、議論をリードしていくという観点から、引き続きFTI関連基金に拠出し、G8の一員として日本の教育支援への積極的な姿勢を内外に示すことが重要である。					

行政事業レビューシート					(外務省)		
案件名		ASEAN私費留学生対策等拠出金		案件開始年度	平成12年度	作成責任者	
担当部局		広報文化交流部		担当課室	人物交流室	室長 川上 文博	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第1項及び第3項		関係する計画、通知等	アスジャ・インターナショナルからの要請		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		本拠出金をアスジャ・インターナショナルに拠出し、ASEANの帰国留学生会と連携してASEAN諸国からの私費留学生に対する奨学金支給等の事業を行い、我が国とASEAN諸国との間の友好協力関係の中核的担い手となる知日家、知日家を養成・支援する。また、ASEAN各国の帰国留学生会が、自ら次世代の留学生を選出することで、日本との繋がりを維持し、帰国留学生会の活性化にも資するよう意図する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		ASEAN元日本留学生評議会(ASCOJA:元日本留学生が組織するASEAN各国の帰国留学生会の連合組織であり、総会員数約4万2000人からなるASEANにおける親日層の基盤。各国において日本文化・日本語等の普及活動を、我が国大使館と連携しつつ実施。)の日本側カウンターパートであるアスジャインターナショナルは、本拠出金によりASCOJAに加盟する8カ国から毎年各1名の奨学生を受け入れ、奨学金(学費・生活費)を支給(奨学生は1年間の日本語教育を受けた後、希望の大学院を自らの実力で受験し進学)するとともに、奨学生の対日理解と我が国との友好関係増進を図るため、様々な日本文化体験行事、我が国市民との交流事業等を実施。また、ASCOJA加盟国の帰国留学生会幹部で構成される国際理事会を毎年2回開催し、本制度の運営方針等を協議。					
実施状況		(1)平成21年度は、合計30名の奨学生に対し奨学金を支給。この内、3名が博士課程、18名が修士課程、1名が専門学校に在籍し、初年度の8名が東京日本語教育センターで日本語教育を受講している。 (2)また、奨学生は、アスジャ・インターナショナルが実施したホームステイ、日本語・日本伝統文化体験研修、国際理解講座等を通じて、日本文化や日本人の生活を直接体験するとともに、ボランティア研修や小学校訪問を通じて、幅広い世代の日本人(小学生、大学生、社会人、高齢者)と交流した。 (3)ASCOJA加盟国の帰国留学生会幹部で構成される国際理事会を2回開催し、本制度の運営方針等を協議した。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	105	116	123	104	76
		予算額(補正後)	105	116	123		
		執行額	105	116	123		
		執行率	100	100	100		
		費用総額(執行ベース)	105	116	123		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	年2回の国際理事会に、人物交流室長及び担当職員が出席し、予算及び執行状況を把握して。また、新入生歓迎会、修了式等の各種行事に室長又は担当職員が参加する機会を捉え、予算の執行を含めた事業実施状況を把握するとともに、必要に応じ指導・助言を行っている。毎年の予算編成に際しては人物交流室がアスジャインターナショナル側と緊密に連絡・調整を行っている。					
	見直しの余地	平成21年度の行政刷新会議「事業仕分け」の評決を受けて、現在の奨学生が学位を修了する平成25年度の廃止に向け漸次縮小することが決定している(平成23年度以降新規奨学生を受け入れない)。					
予算監視の所見率化	抜本的改善(平成25年度の事業廃止に向け漸次拠出額を減額)						
補記							

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途 （「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出されている者について記載する。 使途と費目の双方で実情が分かるように記載）	A.アスジャ・インターナショナル事務局			E.トップツアー株式会社		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	学費	奨学生の奨学金等	55	旅費	国際理事航空賃、国内交通費（国際理事会2回開催分）	4
	学費	日本語学校、大学入学金、授業料	23	旅費	奨学生研修経費・国内交通費	2
	人件費	職員給与	17	飲食費	国際理事会2回レセプション開催費・参加者食事代	2
	外部委託	国際理事会2回開催経費、奨学生研修経費等	10	宿泊費	国際理事会2回参加理事宿泊代	0.8
	その他	積立金、次期繰越金等	9	借料	国際理事会2回会場借料	0.6
	保険料	健康保険、厚生年金、雇用保険等	2	その他	国際理事会2回開催諸雑費	0.8
	借料	教育・研修施設、事務機器等	3			
	旅費	航空賃、国内交通費	1			
	通信費	電話等使用料等	0.5			
	印刷費	活動報告等	1			
	物品購入費	事務消耗品等	0.2			
	監査費	会計監査費用	0.6			
	保険料	海外旅行傷害保険	0.4			
	計		123	計		10
	B.奨学生A			G.株式会社京王プラザホテル		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	生活費	奨学生に対する奨学金	2	飲食費	国際理事会2回レセプション開催費・参加者食事代	2
				宿泊費	国際理事会2回参加理事宿泊代	0.8
				借料	国際理事会2回会場借料	0.6
				その他	国際理事会2回開催諸雑費	0.4
	計		2	計		4
	C. 早稲田大学(5名)					
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	学費	奨学生入学金	0.6			
	学費	奨学生授業料	4			
	計		5	計		0
	D.東京日本語教育センター					
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	学費	日本語クラス授業料	6			
	借料	事務所及び施設使用料	1			
	学費	奨学生入学金	0.6			
	計		8	計		0

（注）各費目の金額計は、四捨五入の誤差により合計金額と必ずしも一致しない。

別紙

B. 奨学生

	支払先	金額(円)
1	奨学生A(マレーシア)	1,896,000
2	奨学生B(マレーシア)	1,896,000
3	奨学生C(マレーシア)	1,884,000
4	奨学生D(インドネシア)	1,884,000
5	奨学生E(フィリピン)	1,884,000
6	奨学生F(タイ)	1,884,000
7	奨学生G(インドネシア)	1,884,000
8	奨学生H(フィリピン)	1,884,000
9	奨学生I(タイ)	1,884,000
10	奨学生J(シンガポール)	1,884,000

C. 大学

	支払先	金額(円)
1	早稲田大学大学院(5名)	4,604,900
2	慶応義塾大学大学院(2名)	2,705,850
3	東京大学大学院(5名)	2,396,000
4	東京工業大学大学院(3名)	1,829,700
5	東京理科大学大学院(1名)	756,350
6	政策研究大学院大学(1名)	722,700
7	一橋大学大学院(2名)	630,200
8	国士舘大学大学院(1名)	618,890
9	東京外国語大学大学院(1名)	535,800
9	京都大学大学院(1名)	535,800
9	東北大学大学院(1名)	535,800
10	文化外国語専門学校(1名)	360,000

F. 旅行会社

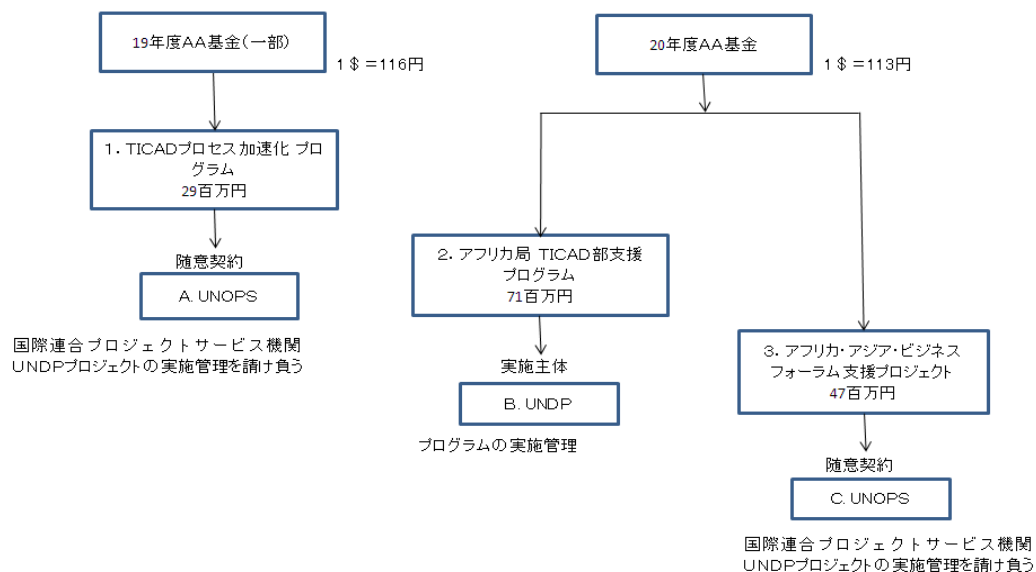
	支払先	金額(円)
1	株式会社トラスト	925,030
2	株式会社イチ・アイ・エス エクス・リ恩斯 ジャパン	141,750

H. 事務機器・印刷会社等

	支払先	金額(円)
1	富士ゼロックス株式会社	488,447
2	有限会社プランネル	345,030
3	日立キャピタル株式会社	284,340
4	フェデックス キンコーズ・ジャパン株式会社	279,258
5	アスクル株式会社	118,140
6	株式会社コミュニケーションビジネスアベニュー	100,800
7	爽美録音株式会社	61,572
8	株式会社アット・ワイエムシー	54,390

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		アジア・アフリカ協力基金拠出金		案件開始年度	平成8年度	作成責任者	
担当部局		中東アフリカ局		担当課室	アフリカ第二課	齋田 伸一	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第20回国際連合総会決議2029		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		我が国独自のイニシアチブとしてのアジア・アフリカ協力の具体的推進やTICADプロセスの効果的・効率的な広報及び実施体制強化を図る。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		本件拠出金を活用し、TICAD共催者であるUNDPのノウハウやネットワークを活用し、TICADⅣの重点項目の1つである「成長の加速化」にプライオリティを置き、主に貿易・投資分野に焦点を絞ったプロジェクトを実施。(例：アフリカ・アジア間の貿易・投資の促進を目的とした「アフリカ・アジア・ビジネス・フォーラム(AABF)」の開催) また、国連及びアジア・アフリカ諸国の双方において、TICADの成果をより可視的なものとするため、TICAD準備・フォローアップ推進のための各種事業やTICADプロセスの成果の広報・普及事業を実施する。					
実施状況		2009年は、第5回アジア・アフリカ・ビジネス・フォーラム(AABF・Ⅴ)やTICADプロセス支援事業を実施。前者は、UNDPのネットワークにより国連工業開発機関(UNIDO)や世界観光機関(UNWTO)等とも共催、アジア、アフリカ、中東より300人を超える政府、業界関係者の参加を得、29件の覚書が締結された。 後者では、TICADⅣ閣僚級フォローアップ会合に際する進捗報告作成支援やパートナー機関の参加確保のための協力、TICADプロセスの成果の普及のためのビデオ作製、TV・ラジオ放映、ウェブサイト掲載等の広報活動等を行った。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	133	121	116	92	—
		予算額(補正後)	133	121	116	—	
		執行額	133	121	116		
		執行率	100.00%	100.00%	100.00%		
		費用総額(執行ベース)	—	—	—		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	支出先・使途の報告は必ず提出されており、十分把握している。 他方、従来、事業報告は次年度の拠出要請時、収支報告はUNDPに対する我が国拠出金全体の年次財務報告時に最終版の提出があるため、タイムリーな状況把握という点では改善の余地あり。					
	見直しの余地	各報告書の最終版が年1回の提出となることはやむを得ないが、暫定報告の提出の回数を増やし、資金の執行状況をより適切に把握・管理するなどの工夫が必要。					
予算監視・所見率化		抜本的改善(予算計上見送り)					
補記		1 我が国は、93年に「第一回アフリカ開発会議」(TICADⅠ)を開催して以来、TICADプロセスを一貫して対アフリカ外交の基軸とし、積極的に取り組んでいる。特に、アジアの開発経験をアフリカでも活用すべく、アジア・アフリカ協力を重視してきた。 2 TICADプロセスを通じた我が国の外交イニシアティブ及びその具体的取組は、アフリカ諸国をはじめ国際社会に高く評価されている。世界の国数の約1／4を占めるアフリカ諸国は、国際社会において大きな政治的影響力を有しており、国際場裡における我が国の立場を強化するためにも、今後も同プロセスが、我が国とアフリカ諸国との関係強化・推進に果たす影響力は大きい。 3 TICADプロセスの特徴であるアジア・アフリカ協力は、我が国独自の主体的な国際貢献策として両地域間の関係強化に大きな役割を果たしており、結果的に我が国外交の幅を広げることに貢献している。また、本拠出金を通じて実施した個別プロジェクトは、アジア・アフリカ協力を通じたアフリカ開発の具体的な推進・発展に貢献し、TICADプロセス及び我が国のアフリカ政策の評価を高めている。 4 本基金の拠出先であるUNDPは、国連システムの中の主要な開発機関であり、国際場裡での発言力及びプレゼンスも大きい。同機関を通じて事業を実施することにより、TICADプロセスの広報が効果的に実施されている。さらに、UNDPはアフリカの全ての国(53か国)に事務所を設けており、国連等の場のみならず、アフリカ諸国に対する我が国の取組の広報等において、その強大なネットワークの活用も可能となっている。(アフリカ地域における我が国の大使館数:32)					

AA基金2009年支出実績

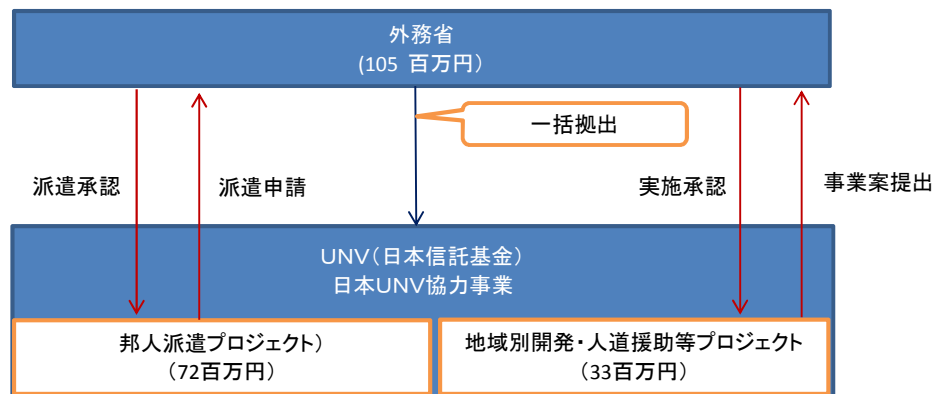


資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出さ れている者につ いて記載する。 使途と費目の 双方で実情が 分かるように記 載)	A.			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万ドル)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	外部委託(随意契約)	A社(米国) 渡航手配費	9			
	外部委託(随意契約)	UNIDO(UN) 技術支援費	8			
	外部委託(入札)	B社(仏国) TICADドキュメンタリー作成・ アフリカ、欧州、米国、放映費(英・仏・アラ)	4			
	外部委託(随意契約)	A社(米国)、およびアフリカ現地旅行社 関係会議参加者渡航手配費	4			
	UNOPS管理費	UNOPS(UN) 上記事業費合計の10%の 管理費	3			
	UNDP管理費	UNDP(UN) 上記事業費合計の5%の管 理費	1			
	計		29	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	人件費	P(5), P(4), G(6)各一名	66			
	外部委託(随意契約)	A社(米国) 渡航手配費	3			
	外部委託(入札)	T社(米国) 広報資料作成経費	1			
	その他	複数支払先(米国) 雑費(備品購入費、通 信費)	1			
	計		71	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	外部委託(入札)	M社(ウガンダ) (宿舍・会場・備品借料・ 会議費)	20			
	外部委託(入札)	C社(ウガンダ) 於アフリカ会議サービス 経費 (含同時通訳、参加者登録・空港送	3			
	外部委託(随意契約)	C社(南ア) 5カ国におけるフィールド調査	5			
	外部委託(入札)	P社(デンマーク) 報告書英語版デザイン・ 印刷経費	3			
	外部委託(随意契約)	UNIDO(UN) 技術支援費	4			
	外部委託(随意契約)	UNWTO(UN) 技術提携費	3			
	UNOPS管理費	UNOPS(UN) 上記事業費合計の8%の 管理費	3			
	UNDP管理費	UNDP(UN) 上記事業費合計の7%の管 理費	3			
	計		43	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

行政事業レビューシート							(外務省)	
案件名		アジア生産性機構(APO)拠出金		案件開始年度	昭和36年度		作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	国別開発協力第一課		課長 清水 茂夫	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	アジア生産性機構規約第33条後段			
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		APOの目的は、アジア・太平洋地域の経済発展を図るため、加盟国の相互協力により、加盟国の産業及び農業の生産性を向上させること。APO拠出金の目的は、①東京に所在するAPO事務局の借料拠出、②アフリカ支援政策の一環としてのアジアの生産性運動のアフリカへの伝播、③ASEANの格差是正支援の一環としての我が国の一村一品運動のメコン地域への普及。						
案件概要 (5行程度以内。別添可)		①事務局借料： 事務局ホスト国として東京(平河町)に所在する事務局の借料相当額を拠出(我が国はAPO設立当時に事務局を東京に誘致した経緯がある)。 ②アジアの生産性運動のアフリカへの伝播： 汎アフリカ生産性協会の加盟国(ボツワナ、ケニア、モーリシャス、南アフリカ、ナイジェリア、ザンビア)の生産性本部職員を対象とした生産性向上及び品質管理技術の習得を目的とした研修。 ③我が国の一村一品運動のメコン地域への普及： 生産性向上ツールを導入した我が国の一村一品運動の普及。						
実施状況		①事務局借料は計画通りに拠出。 ②アフリカ支援事業については、2009年11月にヨハネスブルグにおいて4週間の研修を実施。アフリカ6か国(ボツワナ、ケニア、モーリシャス、ナイジェリア、南ア、ザンビア)より計28名が参加した。 ③メコン地域支援事業については、2009年11月にベトナムにおいてセミナーを開催。メコン地域4か国(タイ、カンボジア、ベトナム、ラオス)より計19名が参加した。						
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求	
		予算額(当初)	114	110	107	72	61	
		予算額(補正後)	114	110	107			
		執行額	114	110	107			
		執行率	100%	100%	100%			
		費用総額(執行ベース)	114	110	107			
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	拠出金の支出先はAPO事務局。 拠出金の使途は、外部監査法人が毎年作成している会計報告書(対象期間は暦年。翌年の4月に加盟国に配布される。)及び事業実施報告書で把握している。右会計報告書に、個々のプロジェクトの執行状況が記載されている。また、拠出金プロジェクトが実施された場合にはAPO事務局より簡単な報告を受けている。						
	見直しの余地	平成22年度は事務局借料分のみとし、前年度比で約33%削減した。事務局借料削減の方法としては、①事務局の縮小、②事務局の郊外への移転が考えられるが、①については、平成19年に事務局借料が値上げされた際、借料を同額に抑えるために事務局スペースを4分の1縮小しており、更なる縮小は事業に影響を与えるおそれがあるところ慎重に検討する必要がある。②については、我が国民間企業によるアクセスに影響を与えることのメリット・デメリット、及び移転費用の大きさ等についても検討する必要がある。						
予算監視・所見率化		抜本的改善(拠出額減額)						
補記								

行政事業レビューシート					(外務省)	
案件名	国際連合ボランティア計画拠出金(日本UNV協力事業)		案件開始年度	平成6年度		作成責任者
担当部局	国際協力局		担当課室	地球規模課題総括課		課長 松浦 博司
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第25回国連総会決議第2659(XXV)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	若い世代が自発的に、途上国の発展に貢献することを目的として設立されたUNVの活動を支援するとともに、日本人に国連ボランティアとして国際機関で勤務する機会を提供することを目的とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	(1)邦人派遣プロジェクト:途上国において、その国の政府又は国際機関等が実施する各種の開発・人道支援活動に対し、日本人の国連ボランティアを派遣。 (2)地域別開発・人道援助等プロジェクト:途上国において、UNVが(日本を含む)世界各国からの国連ボランティアを動員し、主体的に取り組む開発・人道支援等のプロジェクト。 (上記のいずれにおいても、ボランティア派遣のための経費は現地生活費、住居費、渡航費等のみ。)					
実施状況	(1)邦人派遣プロジェクト(2009年6月1日現在):コソボ、ネパール、シエラレオネ、フィリピン、エクアドル、ヨルダン、フィジー、ガーナの8か国に各1名(コソボのみ2名)計10名の日本人ボランティアを派遣。 (2)地域別開発・人道援助等プロジェクト(2008年度):ルワンダ青少年開発ニーズと権利プロジェクト(US\$373,207)を承認(青少年の権利・ニーズを充足するため、現地の青少年センターに国際ボランティアを派遣し、職業訓練、リプロダクティブ・ヘルス、教育等のサービスを提供)。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	124	121	105	67	59
	予算額(補正後)	124	166	146		
	執行額	124	166	146		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	124	166	146		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	UNV事務局から活動報告、年次報告、財務報告(各年1回)を受領。 この拠出金に基づくUNVの活動については、UNVのホームページで随時情報が公開される。				
	見直しの余地	UNVとの間で、迅速な拠出金の執行・残余金の有効活用のため、運用の改善措置を2009年に実施。また、日本の拠出金額はピーク時の1/3以下に大きく落ち込んでおり、これに伴い日本人ボランティア派遣数も年間27名(2002年)から9名(2008年)に激減し、国際社会で我が国のプレゼンスを示すための日本人ボランティアの派遣機会が損なわれており、これ以上の削減は困難であるが、事業内容について引き続き適切に把握し、効果的に実施されるよう注視していく。				
予算チームの監視・所見・効率化	一部改善(拠出額減額)					
補記	1. 日本とUNVの協力 1993年4月、国連ボランティアの中田厚仁氏のカンボジアでの殉職を契機として日本とUNVの連携・協力開始。同氏の意志を引き継いだ父、中田武仁氏が国連ボランティア終身名誉大使として啓発活動に積極的に取り組んでいる。 2. 日本は国際的なボランティア活動の推進において中心的役割 1997年の第52回国連総会において、122カ国の共同提案国を得て、2001年をボランティア国際年とすることを宣言する決議を提案し、その採択を実現。2008年、その10周年に関する決議採択にも中心的役割を果たした。 ※本行政事業レビューシートは、概算要求へ反映する上でレビューが必要となる当初予算部分のみを対象としている。					



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出されている者につ いて記載する。 使途と費目の 双方で実情が 分かるように記 載)	A.			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	拠出金	邦人派遣プロジェクト	72			
		地域別開発・人道援助等プロジェ クト	33			
	計		105	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

行政事業レビューシート (外務省)							
案件名		中央緊急対応基金(CERF) 拠出金		案件開始年度	平成20年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	緊急・人道支援課	課長 河原 節子	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第60回国連総会決議60／124 (2005年)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		中央緊急対応基金(CERF)は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を補填することにより被害の拡大を最小限にすること、及び、ドナーからの援助が行き渡らない資金不足の危機(いわゆる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的として活動。同基金への拠出を通じて、人道支援に対する積極的な姿勢を内外に示すと共に、最も脆弱な人々を支援する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		CERFは、国連機関を通じて人道支援を行うための初期活動の支援を行っている。具体的には、活動を行う国際機関が、当該初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要なプログラムを、緊急援助調整官(CERF事務局)に対して申請し、活動要件に該当する場合には、右活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化、緊急人道支援の対応能力の拡充につながり、効率・効果的な緊急人道支援体制の確立に大きく貢献する。					
実施状況		平成20年度より、CERFへの我が国拠出金を開始。平成22年度は、1億8,800万円を拠出。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	-	113	103	188	276
		予算額(補正後)	-	113	103		
		執行額	-	113	103		
		執行率	-	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	-	113	103		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	CERFは、拠出の用途指定が全く出来ないプール・ファンドであり、ファンドの用途につき、毎年支出対象国際機関及び対象国につき報告される。					
	見直しの余地	○人道支援は我が国外交の大きな柱の1つである。 ○当該機関は事業の効率性向上に努めており、見直しの余地はないと思われる。					
予算チームの監視・所見率化	現状維持						
補記							

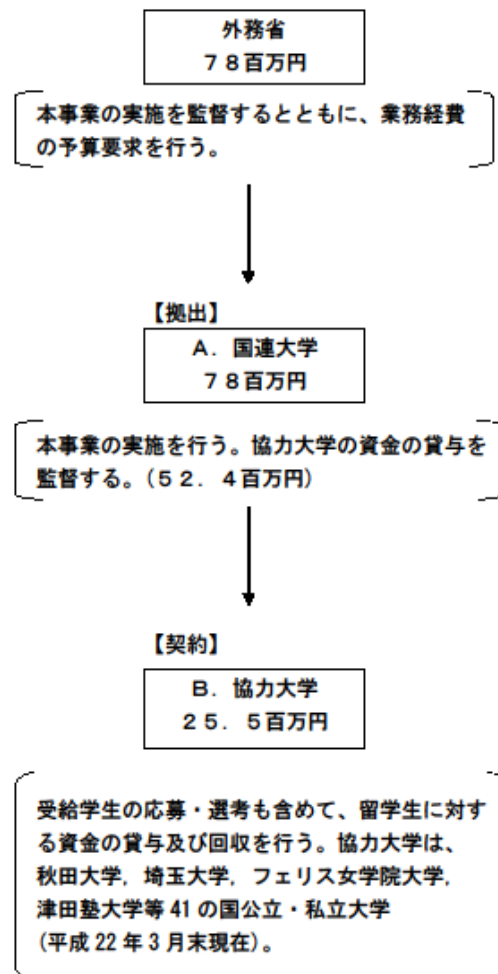
行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際連合人権高等弁務官事務所(UNOHCHR)拠出金		案件開始年度	平成17年度	作成責任者	
担当部局	総合外交政策局		担当課室	人権人道課	課長 志野 光子	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項			第46回国連総会決議(第40回 40/131、第46回 46/122、第48回 48/141) 例年の国際連合人権委員会決議(2004/2、等) 第43国際連合人権委員会決議1987/38		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	人権高等弁務官事務所(OHCHR)の強化、及び、人権高等弁務官事務所が行う国際的な活動や海外事務所を含む途上国における活動への支援を行い、我が国の人権、民主主義などの普遍的価値重視に基づく外交の強化、具体化の実現に資する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	北朝鮮関連(北朝鮮人権状況特別報告者費用)、平和構築支援、法の支配と民主主義推進、アジア地域支援強化、トラフィッキング対策等。					
実施状況	平成21年度は下記9分野にイヤマーク。 (1)特別手続き(特別報告者関連費用等):100,000ドル、(2)普遍的定期的レビュー(UPR)参加のための国際連合基金:100,000ドル、(3)現代的形態の奴隷制度国際連合信託基金:50,000ドル、(4)プログラムサポート費用:50,000ドル、(5)法の支配と民主主義:31,416ドル、(6)フィールドプレゼンス費用(スリランカ):150,000ドル、(7)フィールドプレゼンス費用(ネパール):150,000ドル、(8)フィールドプレゼンス費用(カンボジア):150,000ドル、(9)フィールドプレゼンス費用(パレスチナ占領地):150,000ドル					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	36	101	96	67	60
	予算額(補正後)	36	101	96		
	執行額	36	101	96		
	執行率	100	100	100		
	費用総額(執行ベース)	36	101	96		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	毎年提出される報告書により確認を行っている。				
	見直しの余地	OHCHRの予算については、我が国もメンバー国である人権理事会、国連総会第5委員会で議論されており、引き続き事業実施状況の適切な把握に努める。				
予算・監視・効率化	一部改善(拠出額減額)					
補記						

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		国際科学技術センター(ISTC)拠出金		案件開始年度	平成5年度		作成責任者
担当部局		軍縮不拡散・科学部		担当課室	国際科学協力室		室長 菅宮 真樹
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	—		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		旧ソ連諸国において大量破壊兵器の研究開発に従事した科学者・技術者を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を支援しているISTCへの拠出により、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散を防止する国際的な取り組みに貢献する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		旧ソ連の崩壊後、大量破壊兵器の研究開発に従事する科学者・研究者の国外流出防止とロシアの市場経済化促進が西側諸国の大きな関心事となった。潜在的な危険国やテロ組織に大量破壊兵器関連技術が流出すると、地域の平和と安定のみならず、世界全体の脅威となる。現在もこの脅威が残存し、技術拡散への警戒を解くことはできないことから、旧ソ連時代の大量破壊兵器関連技術をエネルギー、環境技術、医療技術、電子工学、コンピュータ、新素材、航空・宇宙等の民生技術に転換する事業に充当し、これらの事業を行う上で不可欠なISTC事務局運営経費を賄う。					
実施状況		要請書に基づき、平成21年6月にISTCに拠出済み。また、これまでに2,600件以上の事業(7万人超)に8億ドル超を支援(2008年12月現在)。大量破壊兵器関連技術の拡散が抑制されている上、旧ソ連時代の「閉鎖都市」へのアクセスが可能となり、旧ソ連諸国の研究開発に関する透明性の向上と信頼醸成にも役立っている。また、民生技術の研究開発に携わる日本企業にも利益をもたらしている。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	109	102	95	70	63
		予算額(補正後)	109	102	95		
		執行額	109	102	95		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	109	102	95		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	ISTCは、我が国拠出金を利用した事業の支援に先立ち、我が国政府と事前協議を行い、了承を得ている。実施後は、会計報告を含む事業報告を提出しており、本件拠出金の使用状況を十分に把握することができる。					
	見直しの余地	ISTCへの拠出は、旧ソ連諸国からの大量破壊兵器関連技術の拡散防止に大きな役割を果たし、国際的な取り組み、特に、G8グローバル・パートナーシップの重要な一要素として本件事業は高く評価されている。一方、ISTC設立当時から、ロシア等旧ソ連諸国をめぐる国際環境は変化してきており、ISTCの改編につき他国とともに検討する。					
予算監視の効率化 チームの所見		一部改善(拠出額減額)					
補記		設立経緯：旧ソ連の崩壊後、大量破壊兵器の研究開発に従事する科学者・研究者の国外流出防止とロシアの市場経済化促進が西側諸国の大きな関心事となった。1992年3月、日、米、EC、ロシアの4極は、ブラッセル閣僚会合にて、ISTCの設立と活動推進及び各局のISTCへの資金貢献に関する4極共同声明を発出。93年12月、ISTCの速やかな活動開始を目的とする議定書が4極により署名され、94年3月に発効。ISTCの活動が開始された。					

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際連合国際防災戦略事務局 (UNISDR) 拠出金		案件開始年度	平成16年度		作成責任者
担当部局	国際協力局		担当課室	緊急・人道支援課		課長 河原 節子
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第54回国連総会決議(A/RES/54/219) 第54回国連総会決議54/219(2000年) 第56回国連総会決議56/195(2002年)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	UNISDRは、唯一の国際防災機関であり、国際防災協力を推進している。具体的には、国際防災政策である「兵庫行動枠組2005-2015」を実施し、フォローアップを行う中心的役割を担っている。我が国は、防災に係わる経験・知見を活かし、国際防災協力を積極的に進めていることから、同事務局の活動を支援している。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	UNISDRを通じて、主に途上国における災害被害の軽減を、以下の活動を通じて実施する。 1 兵庫行動枠組2005-2015のフォローアップ 2 各国政府、国際機関、防災センター、有識者等の協調・連携強化 3 防災に係わる知識・情報の共有 4 気候変動適応策としての防災対策強化					
実施状況	UNISDRにおいて、以下の活動を実施中。 1 兵庫行動枠組2005-2015の中間レビュー報告書を作成中(2011年6月までに出版予定)。 2 2年に一度、各国、国際機関、有識者、NGO等が参加する防災グローバル会合を開催。 3 国連世界防災白書の発行(2009年5月)、国連・世銀共同による防災の経済分析、防災情報ポータルサイトの充実。 4 2010年アジア防災閣僚会議において防災を通じた気候変動適応策について議論予定。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	87	96	88	79	66
	予算額(補正後)	87	96	88		
	執行額	87	96	88		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	87	96	88		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	支出した資金の使途や案件の進捗状況については、理事会・総会等の加盟国が参加する会議、報告書、我が方大使館や代表部を通じた定期的連絡等により詳細に把握している。				
	見直しの余地	○人道支援は我が国外交の大きな柱の1つである。 ○当該機関は事業の効率性向上に努めており、見直しの余地はないと思われる。				
予算チームの監視・効率化	抜本的改善(拠出額減額)					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際連合大学拠出金 (私費留学生育英資金貸与事業拠出金)		案件開始 年度	平成13年度	作成責任者	
担当部局	国際協力局		担当課室	国別開発協力第一課	課長 清水 茂夫	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第3項及び第25項		関係する計 画、通知等	外務省・国連大学間の書簡交換		
案件の目的 (目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内)	本件事業は日本政府及び国際協力機構(JICA)の資金協力により国連大学が実施するODA事業であり、開発途上国出身の私費留学生在が入学・進学等に必要な資金を調達できずに我が国における学業遂行を断念する事態に陥ることを防止する直接的効果を有する。本事業を通じて、円滑な滞日生活を可能とすることで、途上国の人材育成、知日家・親日家の拡大に貢献することを目的とする。					
案件概要 (5行程度以 内。別添可)	開発途上国出身の私費留学生の日本における学業遂行を支援するため、希望する留学生に対して資金の貸与を行うもの。国連大学は本事業への協力大学を経由して留学生への資金の貸与及び回収を行う。日本政府は、本事業委託先の国連大学に対し、拠出金により事業実施に必要な事務経費等を負担する(留学生への貸与資金の原資は国際協力機構が出資済み)。(案件概要図:別添)					
実施状況	平成22年4月末現在、日本全国の41大学に通う1,052人の留学生在が本件留學生育英資金の貸与を受けており、貸与総額は25,572万円となっている(貸与学生の国籍別:中国833人、スリランカ40人、ネパール23人、ベトナム19人、インドネシア17人)。なお、平成21年度の新規受給者数は260名であった。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	65	86	78	58	41
	予算額(補正後)	65	86	78		
	執行額	65	86	78		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	65	86	78		
自己点検	支出先・ 使途の把握水準・ 状況	●事業の支出先及び使途については、国連大学や委託先大学と緊密に情報共有を行い、十分な把握が出来ている。 ●貸与金の完済率は99%(2010年4月末現在)。				
	見直しの 余地	●平成23年度予算要求に向けて、人件費及び業務委託費の更なる削減を関係機関と検討中。 - 人件費:プログラムオフィサー・嘱託職員の給与見直し、出張費の削減、広報関係諸費の廃止、弁護士費用の半減等。 - 業務委託費:協力大学に支払われる留学生一人当たりの業務協力費単価の大幅減額、また貸与学生数に応じ漸減するスライド制の導入等。 ●本事業のより効果的・効率的な実施のため、関係機関と協力して、今後3年間の中期活動計画を策定中。				
予算監視・ チームの 所見率化	抜本的改善 ○(独)日本学生支援機構等、国連大学に代わる受け皿の模索による事業の効率化を改めて検討する。 ○その中で、事務経費と貸与額のバランスが悪いため、貸与額の増加に努めると共に、引き続き管理コストの削減に努める。 ○人件費の水準も含め、国連大学において発生している中間的コストの削減に取り組んでいきたい。					
補記						

(フロー図)



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブ
 ロックごとに最大の金額が支
 出されている者
 について記載
 する。使途と費
 目の双方で実
 情が分かるよう
 に記載)

A. 国連大学			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	プログラムオフィサー1名及び嘱託職員4名分	38			
運営費	事務機器経費, 出張費, 通信費, 広報費, 弁護士費用等	17			
管理費	(人件費+運営費)×13%	7			
業務委託費	協力大学の留学生への資金貸与業務に係る費用	26			
	※前年度からの繰越10百万円を含む。				
計		88	計		0
B. 協力大学			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
業務委託費	留学生への資金貸与業務に係る費用(人件費, 広報費, 郵送費等の実費)	26			
計		26	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	アジア太平洋経済協力拠出金 (TILF・任意)		案件開始年度	平成9年度	作成責任者	
担当部局	経済局		担当課室	アジア太平洋経済協力室	室長 佐々山 拓也	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第一項 外務省設置法第四条第三項		関係する計画、通知等	平成7年11月のAPEC大阪非公式首脳会議における村山首相(当時)のイニシアティブ。		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	貿易・投資の自由化・円滑化関連する協力事業を促進し、APECを通じてアジア太平洋地域全体の成長を底上げし、日本の内需に取り込んでいく。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化促進のために我が国が95年のAPEC大阪非公式首脳会議にて数年間で総額100億円を拠出することを表明。右我が国の公約を踏まえ、我が国が創設した本基金への拠出をおこなう。					
実施状況	1月30日付け拠出要請書に対して、7月31日APEC事務局宛送金した。 本件は、ABAC事務局維持運営費の他、ボゴール目標(貿易の自由化・促進化)達成に向けた作業、2010年に向けたロードマップの加速化等及び関連会議開催経費等になっており、現在プロジェクトは進行中である。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	86	86	74	47	46
	予算額(補正後)	86	86	74		
	執行額	86	86	74		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	86	86	74		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	1. 用途内容:事務局の設置に伴う運営経費及びプロジェクト遂行に伴う経費。 2. 事業内容 (1)事務局運営経費:事務所維持経費、光熱水料等の経費、人件費、その他 (2)プロジェクトの運営経費:毎年開催される閣僚会議毎に各メンバーの閣僚により検討、承認される。 3. 検査・監査 (1)財政管理委員会は、財政を監督し、拠出・支出につき監視し、勧告を行う。監査人は事務局会計を毎年検査する。 (2)毎年、SOMを通じ、閣僚会議に提出される。				
	見直しの余地	97年よりTILF基金への拠出を開始し2008年までに合計約46億円を拠出しているも、2003年以降拠出額が激減し、2008年度は、2002年までの年間拠出額の4分の1に満たない。我が国のクレディビリティ、及びAPECにおけるプレゼンスにも関わることから、前述の我が国の公約に基づき、同基金への継続的な拠出が必要。				
予算監視の所見率化	一部改善(拠出額減額)					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	無形文化財保存・振興信託基金拠出金		案件開始年度	平成5年度	作成責任者	
担当部局	広報文化交流部		担当課室	国際文化協力室	室長 清水 武則	
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関を通じた地球規模の諸問題に関する国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	ユネスコとの書簡交換		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	世界各地の文化遺産に関する豊富な情報・ネットワークを有するユネスコを通じ、当該国の国民にとってアイデンティティの根源を成し、かつ人類共通の文化遺産である世界各地の無形文化遺産の保存・振興等の支援を行う。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	ユネスコへの拠出金。ユネスコ事務局は日本政府と協議の上、本拠出金により、途上国を対象に、消滅の危機に瀕し緊急性が高いと判断される無形文化遺産の保存・振興事業や関連人材育成事業、さらに、2006年に発効した無形文化遺産保護条約の実施促進のための事業を実施している。 具体的には、各地の個別の無形文化遺産の継承者の育成や記録保存等の事業や、無形文化遺産保護条約未締約国を対象としたワークショップ等を実施中。					
実施状況	現時点までに98件の無形文化遺産保存・振興事業を実施している。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	35	51	72	66	63
	予算額(補正後)	35	51	72		
	執行額	35	51	72		
	執行率	100	100	100		
	費用総額(執行ベース)					
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	本信託基金は、事業の実施主体であるユネスコが、ユネスコの内規である事業ガイドラインを含む諸規則に則って執行している。 案件の実施にあたり、日本政府は、ユネスコ事務局との協議を通じて案件を選定し、ユネスコは選定された案件の事業案を作成して書面にて日本政府の承認を求める。この事業案には、用途別の予算額まで記入されているので、用途は事業案承認プロセスを通じ把握している。なお、承認後に実施期間や予算の変更(予算費目の変更も含む)の必要が生じた場合も、日本政府の承認が必要である。 支出先については、ユネスコの報告事項には含まれていないが、信託基金事業の実施状況については、本信託金に関する日本政府とユネスコ事務局との間の定期協議をはじめ、ユネスコ代表部を通じたやりとりや、年に3回の財政報告書の提出(毎年6月、9月、12月)により細かくフォローしており、これらのプロセスを通じ、支出先の概要を把握している。				
	見直しの余地	本件は途上国を対象とした文化遺産の保存・振興等に関する重要な協力であり、ユネスコ事務局においても節約等に務めているところ、今後も引き続き、効果的に活用されるようフォローしていく。				
予算監視の所見・効率化	一部改善(拠出額減額)					
補記						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

外務省
21年度拠出金:72百万円

[信託基金のガイドラインの改訂、年次計画の検討、事業の審査・承認]

外国送金

ユネスコ事務局

[年次計画の立案、日本政府への事業提案、個々の事業の実施及び日本政府への進捗状況報]

【事業例】 大洋州5カ国における無形文化遺産条約に関する国内協議会合の開催
A. (2009-2010年のうち、2009年度執行分(2.4百万円))

ユネスコ事務局

会場設営
0.1百万円

(ワークショップ会場借り上げ費用(3日間))

旅行会社
0.1百万円

(首都外からの参加者の旅費)

旅行会社
1.8百万円

(ユネスコアピタ事務所職員(2名)旅費)

印刷会社
0.005百万円

(現地政府・地域リーダーへの無形文化財広報フライヤー及び招待状の作成)

ケータリング会社
0.25百万円

(会場でのコーヒー・軽食代)

備品購入
0.05百万円

(参加者の文具等の供給)

ビデオ制作会社
0.05百万円

(撮影関連経費)

広報
0.05百万円

(ポスター作成)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)	A.(ユネスコ事務局)			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	旅費	ユネスコアジア事務所職員旅費	2			
	計		2	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際連合婦人開発基金(UNIFEM)拠出金		案件開始年度	昭和54年度		作成責任者
担当部局	総合外交政策局		担当課室	人権人道課		課長 志野 光子
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第36回国際連合総会決議36／129 第39回国際連合総会決議39／125		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	1. 女性の人権、政治参加、経済的安定の促進に資する革新的な事業及び戦略に対し、財政的・技術的支援を与える。 2. 男女平等等の促進のため、国連の機関やNGO等と協力しつつ、女性に関する問題と関心事を、国家的・地域的・世界的課題に結びつけ、支援活動を調整する。 3. ジェンダー主流化と女性のエンパワメント戦略に関する専門的知識の提供を行う。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	国際連合婦人開発基金(UNIFEM)が、女性の地位向上のために行っている下記活動等に対する貢献。 1. 開発途上国の開発過程のすべての局面への女性の完全な参加を確保するため、関連する活動に対する資金及び技術援助。 2. 特に、後発、内陸、島嶼開発途上国における開発への女性の参加を促進するための活動及び農村女性や都市貧困層の女性の社会における役割の発揮及び利益の享受を可能にする事業等への援助の重点的な実施。 3. 女性に対する暴力や人身取引に関するプロジェクトへの援助。					
実施状況	平成21年度についても、上記の目的を達成するためのUNIFEMの活動を支えるためのコア拠出を行った。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	78	73	67	47	40
	予算額(補正後)	78	73	67		
	執行額	78	73	67		
	執行率	100	100	100		
	費用総額(執行ベース)	78	73	67		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	毎年提出される報告書により確認を行っている。				
	見直しの余地	UNIFEM予算については、UNDP/UNFPA執行理事会にて定期的に議論が行われている。引き続き事業実施状況の適切な把握に努める。				
予算監視の所見・効率化	抜本的改善(拠出額減額)					
補記						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		民主的統治パートナーシップ事務局（PDG）拠出金		案件開始年度	平成21年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	開発協力企画室	室長 伊藤 恭子	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令（具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	PDG事務局からの要請		
案件の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		我が国のODA大綱の基本方針の一つである「良い統治に基づく開発途上国の自助努力支援」や、我が国の開発協力の三本柱の一つである「平和への投資」への取組として、ガバナンス分野での途上国、特に脆弱国の能力向上支援及び「平和の配当」としての行政サービスの迅速な提供をPDGを通じて実施する。					
案件概要（5行程度以内。別添可）		PDGは、脆弱国家や新興民主主義国の行政サービス向上と能力強化に取り組む新たなアプローチとして米国が提案し、我が国・韓国・豪・加等の関心国と共に検討して設置した機関。紛争終了後の脆弱国に「平和の配当」として、行政サービスや主要機能の向上の支援等、国民のニーズにあったサービス提供を行うための能力構築やそのための研究・政策提言等を行っている。我が国は、このようなPDGの活動に財政支援を行っている。					
実施状況		PDG事務局より提案のあった上記目的に関する会合、支援案件への拠出					
予算の状況（単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	—	—	60	34	29
		予算額（補正後）	—	—	60		
		執行額	—	—	60		
		執行率	—	—	100.0%		
		費用総額（執行ベース）	—	—	60		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	明確な目的を持って実施しており、PDGの責任者は年1回訪日し、事業報告を行う他、在OECD代を通じて、支出先・使途とも密接な連絡により十分把握している。					
	見直しの余地	今後も引き続き、事業内容等を精査し、適正な予算での執行を行っていく。					
予算チームの監視・所見率化	一部改善（拠出額減額）						
補記							

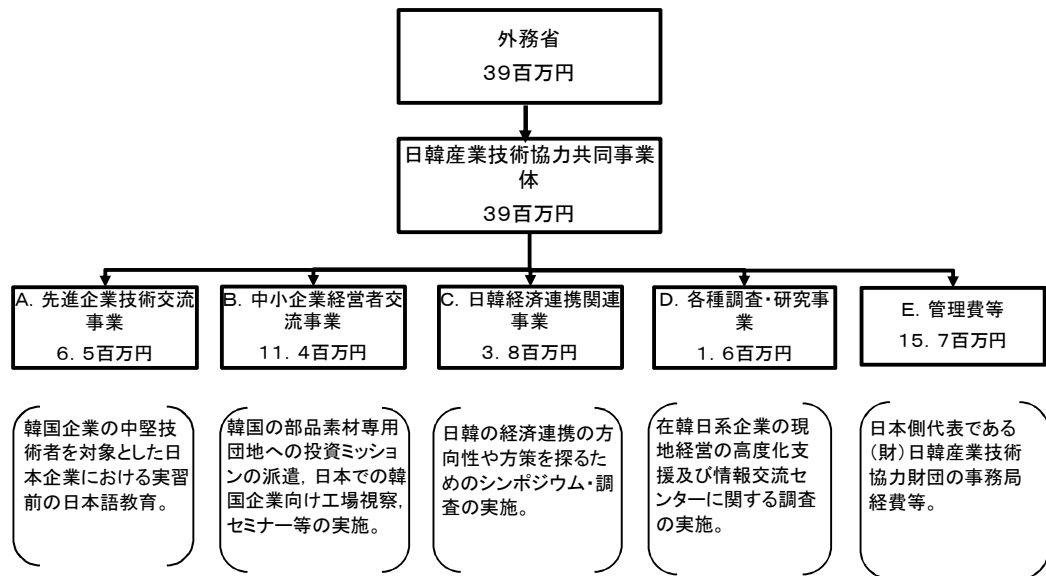
行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際連合ボランティア計画拠出金 (アジア青年海外協力隊事業)		案件開始 年度	平成18年度		作成責任者
担当部局	アジア大洋州局		担当課室	地域政策課		課長 藤山 美典
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全 保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計 画、通知等	アジア・アフリカ首脳会議(平成17年)		
案件の目的 (目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内)	アジア・アフリカ協力の新たな推進役として、アジアの若者をアフリカに派遣し、青年交流と人造りを同時に推進する 「アジア青年海外協力隊」を創設し、派遣することを目的とする。					
案件概要 (5行程度以 内。別添可)	国際連合ボランティア計画(UNV)において、本件事業の趣旨をアフリカ諸国政府に説明し、アフリカにおけるボラン ティア受け入れ機関を選定するとともに、ボランティアとして派遣するアジア人及び現地のアフリカ人青年を選定する。 現時点(2010年4月)では、タンザニアにおける中小企業振興、及び、ザンビアにおける農村振興にボランティアが 派遣されており、現地受け入れ機関やボランティアと協力してそれぞれの分野の振興に努めている。					
実施状況	平成21年は、タンザニアに中小企業振興のため3名(アジア人1名、タンザニア人2名)、ザンビアに農村振興のため4名(アジア人2名、ザンビア人2名)のボランティアがそれぞれ派遣された。平成22年も引き続き継続中。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	60	56	51	-	-
	予算額(補正後)	60	56	51		
	執行額	60	56	51		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	60	56	51		
自己点検	支出先・ 使途の把握水準・ 状況	国際連合ボランティア計画(UNV)事務局を通じ定期的な報告を受けており、事業の実施状況・予算の執行状況につ いては適切に把握している。				
	見直しの 余地	現在拠出している予算の執行状況及び今後の執行計画につき検討した結果、22年度以降については拠出を見合わ せることとした。				
予算 チーム の 監視 の 所 見 率 化	-					
補 記						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		原子力安全関連拠出金（チェルノブイリ・シェルター基金）		案件開始年度	平成9年度	作成責任者	
担当部局		軍縮不拡散・科学部		担当課室	国際原子力協力室	室長 新井 勉	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令（具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第1号ロ、3号		関係する計画、通知等	EBRD総裁との拠出意図表明書簡交換		
案件の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		チェルノブイリ原子力発電所4号炉の石棺を安全な状態に保つため、97年12月に欧州復興開発銀行（EBRD）にチェルノブイリ・シェルター基金が設置された。チェルノブイリ・シェルター基金は、老朽化した同4号炉を補修して安定化すると共に、炉全体をシェルターで覆う計画を実施することを目的とする。					
案件概要（5行程度以内。別添可）		86年4月に爆発事故を起こしたチェルノブイリ原子力発電所4号炉を囲う石棺が老朽化等により危険な状態であることが判明したため、G7（当時）は、95年より対応策を検討し97年5月にチェルノブイリ・シェルター計画（石棺を安定化するための計画）を策定した。この計画を実施するため97年12月に欧州復興開発銀行（EBRD）にチェルノブイリ・シェルター基金（CSF）が設置され、CSFに資金を供与するため今まで3回のプレッジ会合が開催されており、我が国は合計5,500万米ドルの拠出をプレッジし、50,799,483米ドルを拠出してきている。					
実施状況		要請書に基づき、2009年10月にEBRDへ送金済み。					
予算の状況（単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	348	113	48	-	-
		予算額（補正後）	348	717	48		
		執行額	348	717	48		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額（執行ベース）	348	717	48		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	CSFについては、毎年2回程度拠出国総会が開催されており、我が国を含むCSFの拠出国は、同総会に向けた資料配布及び同総会における議論を通じて使途等を十分に把握している。また、CSFについては、G8の原子力安全セキュリティ・グループ（NSSG）においても議論されており、NSSGの場におけるEBRDとの議論を通じ、必要に応じて追加的な情報も入手している。					
	見直しの余地	CSFへの拠出は、我が国が既に行ったプレッジの残額を支出しているものであり、我が国としては、国際的な約束を履行していくことが必要である。CSFの事業が未完成に終わる場合には、チェルノブイリ原発は、引き続き危険な状況に置かれることとなるため、我が国は、CSF事業を主導してきたG8の一員として、また、原子力先進国として、応分の負担を行うことが必要である。					
予算チームの監視・所見率化		—					
補記							

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		世界貿易機関事務局（WTO）拠出金		案件開始年度	平成7年度	作成責任者	
担当部局		経済局		担当課室	国際貿易課	課長 飯島 俊郎	
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第1項 外務省設置法第4条第2項 外務省設置法第4条第3項、WTO設立協定第7条		関係する計画、通知等	WTOからの拠出要請		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、国際通商における差別待遇を廃止することによって、各国の経済成長、物品及びサービスの貿易の拡大、及び世界の資源の最適な利用に寄与すること。					
案件概要 （5行程度以内。 別添可）		ドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド：DDA）において、WTO加盟国の5分の4を占める途上国の交渉の不足や投資や貿易円滑化などの新分野に関する理解不足が交渉促進の阻害要因の一つとなっているとの途上国の主張を踏まえ、途上国の交渉参加を促すことを目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンドを創設。途上国に対してWTOの各協定や新分野に関する技術協力プログラム（寿府でのトレーニング、各地域におけるセミナーや各国への専門家派遣など）を実施している。					
実施状況		特定国セミナー1件、地域セミナー10件、ワークショップ等14件、IT関連2件、訓練12件、人材育成12件、WTO関連技術支援26件、アドバンス訓練136件、学術的サポート24件、その他36件					
予算の状況 （単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	49	48	44	35	34
		予算額（補正後）	49	48	44		
		執行額	49	48	44		
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
		費用総額（執行ベース）	49	48	44		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	適宜、WTO担当者とはコンタクトし、情報収集・状況把握に努めている。					
	見直しの余地	技術支援は人材の育成であり、地道な継続支援が恣憑される。					
予算監視の効率化	一部改善（拠出額減額）						
補記							

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	日韓産業技術協力共同事業体拠出金		案件開始年度	平成5年度		作成責任者
担当部局	アジア大洋州局		担当課室	北東アジア課		課長 小野啓一
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	日韓首脳会談時の合意(平成4年) 日韓貿易不均衡是正等のための具体的実践計画(平成4年) 日韓産業技術協力協同事業体協定書(平成5年)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	日韓間で最大の経済的懸案である貿易不均衡(韓国側入超)を是正するための日韓首脳間の合意をふまえた「実践計画」に基づき、日韓間の産業技術協力の促進のため、韓国における産業技術分野での人材の育、韓国の産業性向上のための協力、ビジネス交流促進、産業・技術交流、調査・広報事業を行うことを目的としている。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	日韓の貿易構造に起因する貿易不均衡問題を背景とした平成4年1月の日韓首脳会談時の合意に基づき、同年6月に「日韓貿易不均衡是正等のための具体的実践計画」がとりまとめられた。同「実践計画」では、貿易不均衡是正等のための協力措置の一つとして、日韓双方が両国間の産業技術協力の促進のための財団を設立するとともに、両国政府が各々の財団を適切に支援することが了解されている。右了解に基づき日韓両国に産業技術協力財団が設立され、さらに、日韓間の産業技術協力を推進するため、日韓の両財団により日韓産業技術協力協力事業体が設立された。本経費は、同事業体に対する拠出金である。					
実施状況	日韓両政府からの資金的支援(日本政府からは外務、経産両省からの拠出)のもと、日韓産業技術協力協力事業体を実施する各種産業技術協力のうち、当省拠出金による事業は以下のとおり。 ○先進企業技術交流事業(日本語教育): 韓国中小企業の生産性向上・品質向上を目的に、中堅技術者を日本の先進企業において実習させ、生産管理・品質管理の実践的手法を学ばせる事業における事前の日本語教育・文化研修。 ○日韓中小企業経営者交流事業(部品素材工団訪韓ミッション): 日本企業の対韓投資促進のため、韓国の部品素材専用団地の実情視察、現地説明会の開催。 ○日韓中小企業経営者交流事業(産業技術フォーラム): 商談会のために訪日する韓国企業を対象にした工場視察・セミナー・企業交流会の開催。 ○日韓経済連携関連事業: 中小企業の経済交流の調査、シンポジウムの実施。 ○各種調査・研究事業: 在韓日系企業が参加する「ソウルジャパンクラブ韓国企業経営研究会」の活動支援他。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	41	34	39	40	35
	予算額(補正後)	41	34	39		
	執行額	41	34	39		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	41	34	39		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	日本側代表である(財)日韓産業技術協力財団から、事業報告書及び決算報告書が毎年提出されるため、事業内容や支出の状況(事業における業務委託先含む。)について把握している。また、少なくとも3年に1度、同法人に対し立入検査を実施していることから(直近では本年2月に実施)、定期的に支出先(契約相手)選定方法を始めとする手続の適正性等についても確認している。				
	見直しの余地	業務委託の相手先の選定に際して、随意契約等競争性のない選定方法によっているものは、競争入札により決定した主たる契約の相手と契約した事例や、緊急に実施する必要があった案件等例外的な事例である。このため、今後も例外的に同様の事例が生じることが想定されるものの、(財)日韓産業技術協力財団に対しては、選定に際しての競争性、透明性をより一層確保し、効率的な予算の執行に努めるべく引き続き指導を行う。				
予算監視の・効率化	一部改善(拠出額減額)					
補記	同事業体には、韓国政府も設立以来拠出を続けており、昨年度は34億ウォン(約265百万円)を拠出。日韓が共に協力しつつ事業を実施している。					

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

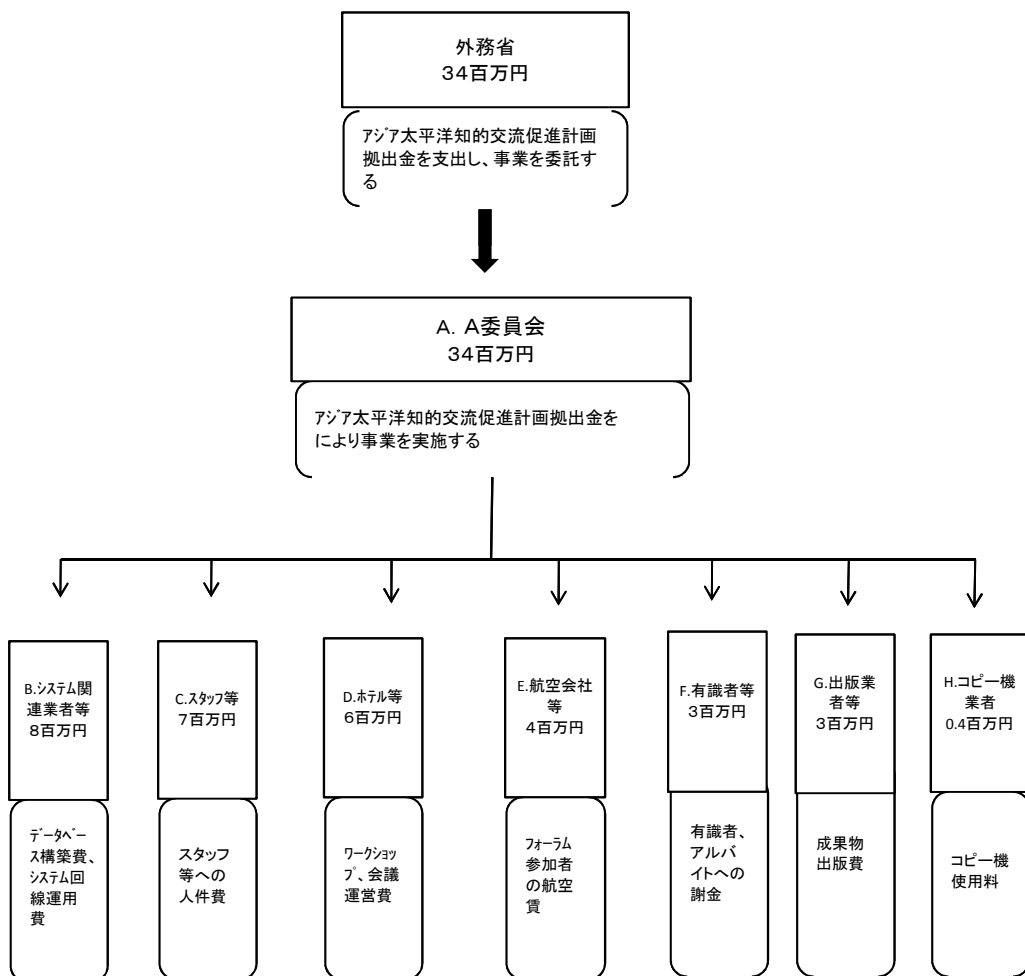


費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)	A.先進企業教育実習			E.管理費等		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	謝金	アークアカデミー(日本語教育)	1.0	人件費	給与	
	滞在費	リフレフォーラム(研修生宿泊費・食費等)	2.9	その他	福利厚生	
	交通費	研修生交通費	0.5	借料	事務所借料	
	印刷代	報告書作成	0.1			
	その他	人件費, 賃借料, その他	2.0			
	計		6.5	計		15.7
	B.中小企業経営者交流事業			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	委託費	日刊工業新聞社	8.0			
	渡航費	参加者渡航費	0.5			
	滞在費	参加者現地宿泊費, 交通費等	0.3			
	会場費	会場費等	0.1			
	その他	人件費, 賃借料, その他	2.5			
	計		11.4	計		0
	C.日韓経済連携関連事業			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	借料	経団連会館会場借料	1.0			
	講師費用	謝礼, 旅費	0.4			
	印刷費	資料・報告書印刷費	0.4			
	通訳費	資料翻訳・同時通訳	0.3			
	その他	人件費, 賃料, その他	1.7			
	計		3.8	計		0
	D.各種調査・研究事業			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	調査費	ソウルジャパンクラブ	1.0			
	その他	人件費, 賃料, その他	0.6			
	計		1.6	計		0

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		国際連合人間居住財団(HABITAT)拠出金		案件開始年度	昭和59年度		作成責任者
担当部局		国際協力局		担当課室	地球規模課題総括課		課長 松浦 博司
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第29回国連総会決議3327 第32回国連総会決議32/173		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		UN-HABITAT(国連人間居住計画)は、人口増大と共に深刻化している途上国の居住問題(スラム対策等)及び地球規模の環境問題の解決に取り組むことを目的とした国連機関であり、本拠出は、UN-HABITAT、特にそのアジア太平洋事務所(福岡)の活動を支えるためのものである。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		1. UN-HABITATの運営基盤を強化するため、同機関の本部運営経費等へ充当(コア拠出) 2. UN-HABITATアジア太平洋事務所(福岡)が行う研究、指針の作成、各国・各国際機関との情報交換、広報活動、研修、パイロット・プロジェクト等への充当(イヤマーク拠出)。					
実施状況		1. コア拠出(UN-HABITATの一般目的予算(総額\$101,263,000)に拠出。各国の拠出総額に占める日本の拠出比率は0.53%、第15位(2008年)。 2. イヤマーク拠出(平成21年)の承認案件: (1)アジア太平洋地域の復興対応ファシリティーズ(自然・人為災害後の復興において、福岡事務所がアジア太平洋地域から寄せられる要請に迅速に対応できるよう、緊急時に資金運用可能なファンドを組成するもの。\$47,300) (2)アジア太平洋地域における環境に優しい持続可能な開発に向けた技術協力促進事業(廃棄物処理・水と衛生をテーマに専門家会議を開催し、知見や技術の共有を通じ、アジア太平洋地域に技術協力を行うもの。\$145,746)					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	41	39	35	23	20
		予算額(補正後)	1,797	491	3,228		
		執行額	1,797	491	3,228		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	1,797	491	3,228		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	コア拠出については、UN-HABITATの活動報告、会計報告等の関連資料がUN-HABITATの管理理事会(2年に1回)、常駐代表会合(年3～4回)に提出され、日本を含む加盟国で審議が行われている。 イヤマーク拠出については、各事業の実施に先立ち、UN-HABITAT福岡事務所より事業提案書の提出を受け、その内容・使途を把握するとともに、事業完了後は、実施報告書を受領。					
	見直しの余地	1. UN-HABITATの体制や予算・事業執行に関しては、管理理事会や常駐代表委員会等の機会を通じ、我が国を含む関係各国から申入れがなされており、第23回管理理事会(2011開催)までに検討されることとなっている。 2. 日本の拠出は、UN-HABITATの本部運営費等の活動予算に対する各国拠出総額(2008年)のうち0.53%にすぎず、その順位は15位にとどまるが、UN-HABITAT、特にアジア太平洋事務所(福岡)の活動を支える上で必要不可欠。特に、この拠出金がこれ以上減少すれば、拠出の実質的な意義が失われ、アジア太平洋事務所(福岡)の活動縮小、最悪の場合、他国への移転につながるおそれがあり、可能な限り拠出水準を維持する必要がある。					
予算・チーム監視の効率化		一部改善(拠出額減額)					
補記		UN-HABITATのアジア太平洋事務所(福岡)は、同地域におけるUN-HABITATの事業活動を統括し、特に、イラク、アフガニスタンなど治安上の理由により日本人を派遣する事業の実施に限界がある地域での平和構築支援事業、ミャンマーにおけるサイクロン被害後の復興支援等、日本が重視する分野において、日本の二国間支援を補完する形で事業を形成・実施するなど、日本が国際社会に存在感を示す上で大きな役割を果たしている。 ※本行政事業レビューシートは、概算要求へ反映する上でレビューが必要となる当初予算部分のみを対象としている。					

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		アジア太平洋知的交流促進計画(APAP)拠出金		案件開始年度	平成8年度		作成責任者
担当部局		総合外交政策局		担当課室	政策企画室		室長 相 航一
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第1項及び3項 外務省組織令第31条第2項		関係する計画、通知等	アジア・パシフィック・アジェンダ・プロジェクト委員会協定書に基づく同委員会からの年度事業に係る拠出要請書による通知		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		アジア太平洋地域の一体感を高め、域内の繋がりをより強固なものとし、域内の協力関係をバランスのとれた形で発展させていくためには、経済的相互依存や政府間のオフィシャルな関係だけではなく、域内各国の知的リーダーをネットワーク化して国境を越えた知的コミュニティの構築、維持、強化が必要である。APAPはこれを日本のイニシアティブにより、域内の民間政策研究機関の間のネットワークとして実施するものである。(前年度限りの経費)					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		①「共同政策研究・対話プロジェクト」と「アジア太平洋アジェンダ会議」 両プロジェクトは、域内各国の知的リーダーのネットワークによる国境を越えた知的コミュニティの構築、維持、強化というAPAPのプロジェクト等の主目的を達成するための一貫したプロセス。「共同政策研究・対話プロジェクト」を通じ、各国の加盟民間研究機関及び研究者が独自の立場でテーマ毎に研究を行った後、「アジア太平洋アジェンダ会議」を通じ、研究者同士及び政府関係者が忌憚のない意見交換を直接行う。(前年度限りの経費) ②「アジア太平洋政策情報ネットワーク」 アジア太平洋における比較統計データベースの構築、アジア太平洋地域に共通の主要な政策課題をめぐる政府及び民間レベルの研究活動等のモニタリング、データベース化、東アジアにおけるコミュニティ形成や重要な地域情勢について解説する英文ニュースレターの発行。(前年度限りの経費)					
実施状況		21年度は「成長するアジアにおける地域主義とグローバル・アジェンダ(2)－米国新政権の対東アジア政策と共同体構築へのインパクト－」をテーマに、共同政策研究・対話プロジェクトを実施。APAP年次フォーラムを11月にソウルで開催。アジア太平洋政策情報ネットワーク事業では、アジア太平洋比較統計データベースのウェブサイトへの掲載を実施するなどした。(前年度限りの経費)					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	36	35	34	—	—
		予算額(補正後)	36	35	34		
		執行額	36	35	34		
		執行率	100	100	100		
		費用総額(執行ベース)	36	35	34		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	本件拠出金については、A委員会に拠出し、予算を有効活用した。支出に際しては、先方から提出のあった事業計画書、予算書等、拠出要請書類の内容を厳正に審査した上で支払いを行った。					
	見直しの余地	本件拠出金については、平成22年度から予算要求しないこととし、経費削減を図ることとした。					
予算監視の・効率化		—					
補記		—					

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出さ れている者につ いて記載する。 使途と費目の 双方で実情が 分かるように記 載)	A. A委員会			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	システム関係費	システム関連業者等へのデータベース構築費、システム回線運用費	8			
	人件費	スタッフ等への人件費	7			
	会議運営費	ホテル等へのワークショップ、会議運営費	6			
	航空賃	航空会社等へのフォーラム参加者の航空賃	4			
	謝金	有識者、アルバイトへの謝金	3			
	出版費	出版業者等への成果物出版費	3			
	管理費	10%	3			
	計		34	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		地雷対策支援信託基金(UNMAS) 拠出金		案件開始年度	平成8年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	緊急・人道支援課	課長 河原節子	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第49回国際連合総会決議49/215(1994年)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		地雷や不発弾は、非戦闘員である一般市民に対して無差別な被害を与える他、農地・生産施設の周辺に埋設された地雷は、人道支援活動や難民帰還支援の阻害要因ともなり、紛争終結後の復興支援と開発にとっての大きな障害となっている。UNMASへの支援を通じて、地雷対策につき一貫して積極的に取り組む姿勢を示すと共に、地雷の被害予防及び被害者の支援を行う。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		国連PKO局地雷対策サービス部(UNMAS)が管理を行う地雷対策支援信託基金に対し拠出を行うことにより、国連の実施するプライオリティーの高い地雷対策支援活動を実施する。					
実施状況		平成21年度は、通常拠出として324,949ドルを拠出し、カンボジア、スーダン、エチオピア等における地雷対策事業を支援した。また、平成21年度補正予算により、アフガニスタン、パキスタン、ソマリア、スーダンにおける地雷対策事業の支援を行った。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	38	37	33	20	14
		予算額(補正後)	1,198	376	1,919		
		執行額	1,198	376	1,919		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	1,198	376	1,919		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出した資金の用途や案件の進捗状況については、理事会・総会等の加盟国が参加する会議、報告書、我が方大使館や代表部を通じた定期的連絡等により詳細に把握している。					
	見直しの余地	○人道支援は我が国外交の大きな柱の1つである。 ○当該機関は事業の効率性向上に努めており、見直しの余地はないと思われる。					
予算チームの所見率化	抜本的改善(拠出額減額)						
補記	※本行政事業レビューシートは、概算要求へ反映する上でレビューが必要となる当初予算部分のみを対象としている。						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	アジア海賊対策地域協力協定拠出金		案件開始年度	平成18年度	作成責任者	
担当部局	総合外交政策局		担当課室	海上安全保障政策室	室長 丸山市郎	
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第1項イ及び第3項		関係する計画、通知等	アジア海賊対策地域協力協定第6条		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	マラッカ海峡の海賊対策は、我が国の海上安全保障にとり極めて重要な問題であるため、我が国はアジア海賊対策地域協力協定を一貫して主導している。同協定によりシンガポールに設置された情報共有センターは、既に、同海峡の海賊発生を劇的に抑える効果をあげており、今後も、同海峡の海賊事件の減少に貢献していくことを目的としている。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	我が国は、同協定における主導的な地域を維持すべく、情報共有センターの事務局長及び職員1名を我が国から送るなど大きな人的な貢献をしている。我が国から送り出している事務局長及び職員の人件費は、本件拠出金から賅われている。また、人件費だけではなく、情報共有センターがマラッカ海峡周辺国の海上取締能力のために行うキャパシティ・ビルディングの活動に使うための費用も我が国からの拠出金から賅われている。					
実施状況	事務局長及び職員の人件費については、額が決まっているため、ほぼ100%の執行率となっている。また、キャパシティ・ビルディングに使用する費用についても、セミナーやワークショップなどを積極的に開催している。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	37	36	33	42	43
	予算額(補正後)	37	36	33		
	執行額	37	36	33		
	執行率	100	100	100		
	費用総額(執行ベース)	143	143	143		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	情報共有センターのあるシンガポールの会計年度は我が国と同じ4月からとなっており、毎年3月頃に総務会が開催され、当該年度の会計報告がなされ、さらに、次年度の夏頃をめどに会計監査法人による前年度の会計監査の結果が報告されるシステムになっている。キャパシティ・ビルディングの分については、年度末の総務会にて事業内容などを報告することとなっており、人件費については、我が方から大使館を通じ通報した額に基づき支給されており、用途の把握は可能な状況である。				
	見直しの余地	今後も情報共有センター事務局と緊密に連絡を取り、用途の把握に努めたい。				
予算監視の所見・効率化	現状維持					
補記						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		国際移住機関(IOM) 拠出金 (人身取引被害者の帰国支援事業)		案件開始 年度	平成6年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	緊急・人道支援課	課長 河原 節子	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		外務省設置法第4条4号及び14号		関係する計 画、通知等	IOM憲章第25条 人身取引対策行動計画2009		
案件の目的 (目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内)		犯罪対策閣僚会議で決定された「人身取引対策行動計画2009」に明記された事業として、我が国で保護された外国人人身取引被害者の出身国への帰国支援を行うとともに、国際的な人身取引対策の枠組みに協力する。					
案件概要 (5行程度以 内。別添可)		●「人身取引対策行動計画2009」に従い、IOMを通じ、国内で保護された被害者のカウンセリング費用、帰国のための航空券代、帰国後の社会復帰支援費用(職業訓練・医療費等)などを手当とする。 ●また、人の密輸・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に対処するアジア・太平洋地域における枠組みであるバリ・プロセスに対する支援の一環として、IOMが維持管理する同プロセスのウェブサイトに対して拠出され、同地域において人身取引に関する情報交換を促進し、人身取引の防止に役立てる。					
実施状況		●2005年5月1日以降、本年6月1日までに、累計で179名(年平均35.8人)の外国人人身取引被害者の帰国支援を実施。近年、被害者の保護期間が長期化していることを受け、経費は上昇傾向にある。 ●我が国は、バリ・プロセスにおいて国際・地域協力分野の情報共有の調整役を務めており、同プロセスのウェブサイト維持費を手当てし、同プロセスの情報交換を促進している。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	36	35	32	20	20
		予算額(補正後)	2,588	2,408	2,267		
		執行額	2,588	2,408	2,267		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	2,588	2,408	2,267		
自己点検	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	●支出した資金の使途や案件の進捗状況については、理事会・総会等の加盟国が参加する会議、報告書、駐日事務所、我が方大使館や代表部を通じた定期的連絡等により把握。 ●平成21年度の被害者の帰国支援事業の収支は、予算額254,000米ドルに対し、57,773米ドルの赤字となったため、これ以上の削減は困難。					
	見直しの 余地	●IOMを通じた外国人人身取引被害者の帰国支援事業は、政府の人身取引対策行動計画2009にも明記された施策であり、現状では、本件拠出が同事業を実施するための唯一の財源となっている。 ●人身取引に関する国連報告者の勧告や米国人身取引報告書等においても、被害者送り出し国に対する支援・国際協力の必要性が指摘(2010年の米国報告書では、特に、本件予算の減額について指摘された。)されており、本件事業を縮小させれば、我が国の人身取引対策のうちの保護施策及び国際協力について厳しい指摘を受けることが予想される。					
予算 チーム 監視の 所見率 化	現状維持						
補 記	※本行政事業レビューシートは、概算要求へ反映する上でレビューが必要となる当初予算部分のみを対象としている。						

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		東京国際連合広報センター拠出金		案件開始年度	平成16年度	作成責任者	
担当部局		総合外交政策局		担当課室	国連企画調整課	課長 久野 和博	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	国際連合財政規則第6条、7条		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		国連広報センター(UNIC東京)は、国連活動全般について、国連公用語ではない日本語を用いて広報するために、1958年4月に日本に設置された。こうした国連による取組は、我が国国民にとっても大きな利益となることから、我が国はUNIC東京の活動全般を支援するために拠出を行っている。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		本件拠出金の対象は、UNIC東京の活動経費及び施設費を対象としている。 UNIC東京の活動経費は、国連の日本語資料の作成、日本語ホームページの運営、国連に関するセミナー、講演会等の開催、国連幹部の訪日受け入れ等に充当されている。 施設費は、国連大学本部ビルに所在しているすべての国連機関が占有面積等に応じ支払う施設維持費であり、国連大学が管理している。					
実施状況		2009年の実績としては、ホームページには毎月約60万件(1日約2万件)のアクセスがあり、電子メールによる日本語記事資料を登録者1700人以上の読者に週2回程度配信、約1000人の中・高校生、大学生、社会人等に対してフリーフィングを実施。ライブラリーでは、国連創設以来の各種国連文書や2000冊以上の国連書籍を所蔵し、一般に開放。また、子供から社会人を対象にして様々な催しを行うとともに、学生や有識者等を対象とした国連資料ガイダンスを毎週実施(一回10名参加)。さらに、全国14カ所の国連寄託図書館ネットワークを管理するとともに、その他の大学／公共図書館とも協力関係を構築。また、我が国の学校教育において国連を如何に教えるのかにつき中・高の教員を対象に研修を行っている。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	44	41	31	31	26
		予算額(補正後)	44	41	31		
		執行額	44	41	31		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	19百万円(施設費) 23万ドル(活動費)	19百万円(施設費)。活動費の会計報告は未入手。	19百万円(施設費)。活動費は現在執行中。		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	・施設費に関しては、国連大学に毎年19百万円を支出(国連大学本部ビルに所在しているすべての国際機関が占有面積等に応じ義務的に支払う施設維持費であり、国連大学が管理している)。 ・我が国から、国連側に対して20年度予算で拠出している活動費については、UNIC東京の平成21年(2009年)の活動に充当されたが、国連本部の承認済みの会計報告が届いていないため、国連側の執行額は現段階では不明。 ・我が国から、国連側に対して21年度予算で拠出している活動費については、UNIC東京の平成22年(2010年)の活動に充当されており、国連側において執行の過程にある。					
	見直しの余地	・UNIC東京の広報活動経費に関しては、平成20年度までは約2千万円を要求してきたが、平成21年度の予算要求においては予算の全面的な見直しを行い、執行残高も踏まえつつ、前年度比約1千万円減額して要求した。UNIC東京としては、限られた予算を有効且つ効果的に活用すべく一層の工夫等に努める方針であり、外務省としてもしっかり監督していく所存。					
予算・監視・効果の見える化	抜本的改善 ○現在の床面積の妥当性、移転の可能性等も含め、引き続き施設維持費の削減に努める。 ○国連地域開発センター(UNCRD)、国連環境計画(UNEP)、国際環境技術センター等の地方に存在する機関も含めた国連諸機関の広報の強化についても、東京国際連合広報センター(UNIC)に対して働きかけていく。						
補記	・UNIC東京を含め国連の予算制度が暦年を採用しているのに対し、我が国の予算制度は4月から3月までの会計年度を採用している。こうした両者の予算制度の相違を踏まえ、我が国の拠出は、我が国の予算年度の翌年の暦年におけるUNIC東京の活動に充当されている。						

外務省
31百万円

(拠出金は、UNIC東京の活動経費及び施設費を対象としており、人件費及び事務経費は国連から支給されており、対象外)

A:国連大学
19百万円

(施設維持費)

B:国連
12百万円

(平成22年のUNIC東京の活動に充当されるため現在使用中であるが、国連の日本語資料の作成、日本語ウェブサイトの運営、国連に関するセミナー・講演会等の開催等を行う予定)

資金の流れ

(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設費	占有面積等に応じて支払う施設維持費 国連大学	19			
計		19	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
（「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載）

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	拡大統合フレームワーク信託基金(EIF)拠出金		案件開始年度	平成18年度	作成責任者	
担当部局	経済局		担当課室	国際貿易課	課長 飯島 俊郎	
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第1項 外務省設置法第4条第2項 外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	EIF信託基金からの拠出要請		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	LDC諸国が貿易を国家開発政策に組み込み、貧困削減及び多角的貿易体制参画を実現し、貿易分野における能力向上を達成すること。					
案件概要 (5行程度以内。 別添可)	WTO, UNCTAD, ITC, UNDP, IMF, 世銀の6国際機関による後発開発途上国(LDC)向け貿易関連技術支援共同イニシアティブであり、LDCが貿易を国家開発政策に組み込むことにより、貧困削減、多角的貿易体制への参画を達成し、貿易分野における能力を向上させることを目的に、ティア1(DTIS:診断調査、IF時には「ウィンドウ1」と呼称)及びティア2(特定のキャパシティ・ビルディング・プログラム、IF時には「ティア2」と呼称)の2段階の技術支援を実施。					
実施状況	移行前のIFの下で、 ウィンドウ1: アフリカを中心とする36カ国にて診断調査(Diagnostic Trade Integration Study(DTIS))実施済、10カ国について技術審査(Technical Review(TR))終了。 ウィンドウ2: アフリカを中心とした15カ国において37案件を実施。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	20	18	31	5	4
	予算額(補正後)	20	18	31		
	執行額	20	18	31		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	20	18	31		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	IFからEIF(Enhanced Integrated Frame)への移行のため、2008年より移行作業に入り、2009年7月より新体制による事業策定・実施等が実質的に開始されたところ。我が国は、移行期間中もドナー会合等に出席し、新体制における運営方針等の決定プロセスに参画してきた。				
	見直しの余地	移行後も、引き続きドナー会合等への出席、EIF事務局との意見交換等を通じ、事業策定・実施・運営状況等を把握しつつ、決定プロセスへの関与に努める必要がある。				
予算監視の効率化	抜本的改善(拠出額減額)					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	持続可能な開発委員会拠出金(多数国間環境条約遵守・実施促進基金拠出金)		案件開始年度	平成13年度		作成責任者
担当部局	国際協力局		担当課室	地球環境課		課長 水野 政義
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令(具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	第47回国際連合総会決議47/191(1992年)		
案件の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	多数国間環境条約の事務局等への拠出により、締約国会議や関連会合の開催の支援や、条約事務局や国際機関による能力形成のためのセミナーの開催や個別プロジェクトの実施の支援を行い、多数国間環境条約の遵守及び実施を促進する。					
案件概要(5行程度以内。別添可)	多数国間環境条約の遵守及び実施を促進するためには、すべての締約国の参加による締約国会議や関連会合の開催が不可欠であるところ、我が国は、開発途上国の代表の出席を財政的に支援するほか、条約の遵守及び実施の促進のための会合の開催経費を負担することにより、締約国会議や関連会合の開催を支援する。また、条約事務局や国際機関は、開発途上国による条約の遵守及び実施を促進するため、能力形成のためのセミナーの開催や個別プロジェクトの実施を行っているところ、我が国は、これらについても財政的に支援する。					
実施状況	平成21年度については、気候変動枠組条約や生物多様性条約の関連会合など、8案件について、条約事務局等へ拠出した。					
予算の状況(単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	35	34	31	28	27
	予算額(補正後)	35	34	31		
	執行額	94	34	40		
	執行率	268.4%	100.0%	130.6%		
	費用総額(執行ベース)	94	34	40		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	我が国が拠出した案件の状況について、各条約事務局等からの実施報告及び会計報告の入手に努めている。				
	見直しの余地	各年度における具体的な拠出案件の選定及び拠出額の決定においては、気候変動や生物多様性など、その年度における国際社会のニーズを十分考慮し、我が国の拠出の効果が大きくなるよう努める。				
予算チームの監視・所見率化	一部改善(拠出額減額)					
補記						

行政事業レビューシート（外務省）						
案件名	シナイ半島駐留多国籍軍監視団（MFO）		案件開始年度	昭和63年度		作成責任者
担当部局	中東アフリカ局		担当課室	中東第一課		課長 森野 泰成
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	MFO事務局長からの要請		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）	エジプト・イスラエル間の和平の維持、中東地域の平和と安定の維持。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）	1979年3月に締結されたエジプト・イスラエル平和条約及び同議定書に示されたシナイ半島等における兵力展開の制限に関し、右を脅かす活動の監視・報告、違反事案の認定を行うため、監視活動を行っている。 2005年からは、ガザ地区との国境沿いに展開したエジプト国境警備隊の監視が任務に追加された。					
実施状況	米国、コロンビア、フィジー等から約1600人の軍事・文民要員がシナイ半島に展開し、監視活動を行っている。					
予算の状況 （単位:百万円）		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	29	27	26	18	17
	予算額(補正後)	29	27	26		
	執行額	29	27	26		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	29	27	26		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	毎年、詳細な会計報告を受けている。				
	見直しの余地	MFOは、現在欧米他11カ国による多国籍軍・文民監視団（総数1685名）からなり、高い志気と規律をもって平和維持機能を果たしている。我が国が拠出を開始した88年度と比較して兵員規模で約3割減の人数でほぼ同水準の活動を維持し、コスト・パフォーマンスの高さが認識されている。予算執行も厳しく管理されており、独立の外部監査が入り、毎年報告書を加盟国や拠出国に送付していることも評価される。他方、我が国の拠出金額は1990年代のわずか20%に激減しており、これ以上の見直しは困難。				
予算監視の効率化	一部改善(拠出額減額)					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)							
案件名		アフリカ連合(AU)平和基金		案件開始年度	平成8年度	作成責任者	
担当部局		中東アフリカ局		担当課室	アフリカ第一課	課長 赤松 武	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第2項、第3項 外務省組織令第61条		関係する計画、通知等	AUからの拠出要請		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		AU平和基金を財源とする紛争予防・管理・解決メカニズムは、紛争の予防を第一義とし、紛争勃発後は早急な和平工作により解決を目指し、そのため時宜に応じ規模及び期間を限定して文民又は軍人の監視ミッションを配置し、情勢の展開によっては国連等の介入を依頼するもの。また、AU平和・安全保障理事会や整備されつつある賢人パネル等の関連組織の能力向上等にも活用。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		テロやその温床を除去するためには、経済的支援に加え、統治機構を強化し国家の再建を行うことが不可欠である。本案件はそのための紛争予防や調停等のAUの平和・安全保障分野での活動に協力するもの。毎年度AU側と協議しつつ、平和の定着に資する案件を採択してきている。具体的な案件として昨年度まで、AUソマリア・ミッション(AMISOM)のモガディシュやナイロビの事務所、ソマリアやジョハール、リベリア、コートジボワール、中央アフリカ、大湖地域のAU連絡事務所等の開設・運営を支援してきた。また、賢人パネル会合の開催を支援することで、紛争予防のための議論を深めることに貢献した。					
実施状況		これまでに実施済の案件は、適切に実施された。現在はAU賢人パネル事務局の体制整備及びスーダン・ダルフルに関する活動が実施中である。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	26	24	22	15	26
		予算額(補正後)	26	24	22		
		執行額	26	24	22		
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
		費用総額(執行ベース)	26	24	22		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	AUに拠出後は、我が国政府のイヤーマークに基づき、AUが支出することとなっている。プロジェクト終了後、AU側から会計報告及び事業報告を受領する。現在実施中の案件を除き、会計報告や事業報告は接到済み。					
	見直しの余地	AU側から、終了した案件に関する会計報告や事業報告を適切に提出するなど、事業実施状況の適切な把握に引き続き努めることが重要。					
予算チームの所見率化	現状維持						
補記							

行政事業レビューシート					(外務省)		
案件名		太平洋諸島フォーラム(PIF)拠出金		案件開始年度	昭和63年度	作成責任者	
担当部局		アジア大洋州局		担当課室	大洋州課	課長 飯田 慎一	
会計区分		一般会計		上位政策	(当初分) 経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費 (補正分) 経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第1項及び第3項 外務省組織令第42条		関係する計画、通知等	(当初分) 1987年SPF(現PIF)において、我が国に対しSPF(現PIF)事務局特別予算への拠出を要請する趣旨のコミュニケ採択 (補正分) 第5回太平洋・島サミットでの公約		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		(当初分) 太平洋島嶼国・地域を代表する国際機関であるPIFの活動を資金面にて支援することにより、太平洋島嶼国・地域における日本の外交的プレゼンスを高めることを目的としている。 (補正分) 太平洋島嶼国は気候変動に伴う諸問題に直面していることから、我が国とPIFとの間で合意した「太平洋環境共同体」構想の実現に向けた取組の一環として、海水淡水化及び太陽光発電の目的に適ったプロジェクトを支援する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		(当初分) PIFは、豪州、ニュージーランドの他、太平洋の島嶼国12カ国・2地域によって構成される国際機関である。右12の島嶼国は、国連改革をはじめ国際社会における我が国の政策及び活動の重要な支持母体である。更に、太平洋島嶼国地域は、我が国にとって水産資源の供給源、また我が国エネルギー政策に欠かせないシーレーンとして極めて重要であるところ、これら諸国の経済的自立及び持続可能な開発を支援しつつ、安定的な友好関係を維持・発展させていくことは極めて重要である。本件拠出金は、我が国とPIFの政策協調、国際場裡における共同行動を資金的貢献を通じて具体的に域内外に示す。 (補正分) 太平洋島嶼国(12カ国+2地域)を対象に、PIF事務局を通じ、海水淡水化及び太陽光発電を目的とするプロジェクトを支援する。日本企業等が島嶼国の各国政府と共同で右二つのいずれかの目的に適ったプロジェクト案を形成し、PIF事務局に提出。同プロジェクト案は日PIF合同委員会での検討・承認を経た上で、実施される。					
実施状況		(当初分) 平成19年度: ソロモン諸島情勢に関するPIF賢人グループ報告書の実施 平成20年度: 地域安全保障の強化(法整備支援、地域の情報収集、及びPIFによる選挙監視団派遣) 平成21年度: マーケティング支援基金(域内の民間企業が必要とする市場研究等の事業を支援する基金の支援) (補正分) 太平洋島嶼国の12カ国及び2地域の政府と日本企業とが協力しつつ、プロジェクトを形成中。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	22	23	21	19	17
		予算額(補正後)	22	23	6830		
		執行額	22	23	6830		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	22	23	6830		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	(当初分) 会計検査は「KPMG」が担当しており、毎年会計報告を作成し、毎年のPIF総会で承認を得ている。我が国は総会に続いて開催される域外国対話に日本政府の代表が参加し協議を行っている。 (補正分) PIF事務局内に専用に設置された拠出金管理ユニット及び日PIF合同委員会が支出先・使途を把握。					
	見直しの余地	(当初分) 本件経費については、PIFとの密接な対話を通じて実施事業の選定等に努めてきたが、今後も引き続きPIFとの連携により島嶼国地域全体にとって有益な事業を選定するよう努めると共に、実施事業の進行状況と実績を確認することにより、個別事業の剰余金等を他の事業に振り返る等の作業をきめ細かく実施する。 (補正分) なるべく多くの企業に競争させ、低予算で成果の高いプロジェクトを実施する。					
化予 チ算 ー監 ム視 の・ 所効 見率	一部改善(拠出額減額)						
補 記	拠出金等による我が国の太平洋島嶼国に対する貢献は、毎年実施されるPIFの首脳会議の後に発表されるコミュニケにおいても明示的に言及され、域内における我が国の確固とした存在感を示すこととなっている。						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	中・東欧地域環境センター(REC)拠出金		案件開始年度	平成3年度	作成責任者	
担当部局	欧州局		担当課室	中・東欧課	課長 河津 邦彦	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	中・東欧地域環境センターからの拠出要請による。		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	中・東欧地域環境センターを通じたプロジェクトの実施により、環境対策に悩む中・東欧諸国を支援するとともに、我が国企業の高い環境技術をアピールする。環境・気候変動というグローバルな課題における積極姿勢を示し、国際社会における我が国の立場を有利にすることを旨とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	我が国からの拠出金は、「日本特別基金」として拠出されており、我が国が有益と判断するプロジェクトのみに使用されている。					
実施状況	平成20年度においては、気候変動枠組みにかかる情勢分析等を行い、それに基づき2009年11月ポスト京都枠組みに関するワークショップを実施、計27人(講師含む)によるCOP気候変動枠組み交渉のシミュレーション等が行われ、その成果はコペンハーゲンでのCOP15のサイドイベントにて紹介された。また、平成22年3月には、ポスト京都枠組み及び南東欧における適応に関しワークショップを実施、前者には21か国6機関から66名が、後者には26か国6機関から66名が参加した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	18	18	16	13	13
	予算額(補正後)	18	18	16		
	執行額	18	18	16		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	18	18	16		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	日本特別基金(JSF)に関しては、プロジェクト策定段階から内容を精査しており、支出先や用途について網羅的に把握しているだけでなく、日本政府の意向が反映される形となっている。JSFへの拠出金は、原則として年度末には全て使用されているが、何らかの理由で年度末までにプロジェクトが実施できなくなった場合にも事前に我が国の了承を得た上で翌年度に実施させることとしている他、価格変動等により残額が生じた場合には次年度のJSFプロジェクト予算に組み込む形をとっている。				
	見直しの余地	プロジェクト策定の段階から我が国の優先事項を伝える他、経費面を含め厳しく精査し、効率的かつ効果的なプロジェクトの実施に最大限努めている。				
予算監視の・効率化	現状維持					
補記	・排出権の余剰枠が多い中・東欧諸国との排出権取引に貢献(本件拠出金を用いたワークショップ(2008年4月)により得られた知見や人脈ネットワークの構築を経て、その後ウクライナ(2008年7月)、チェコ(同年9月)とGISに関するモロンドン署名、2009年にはウクライナとの間で3000万トン、チェコとの間で4000万トンの数百億円規模の排出権取引に合意)。 ・中・東欧地域の環境対策支援を同地域の環境ブランドであるRECを通じて行うことで、各国の尊敬と信頼を獲得。2009年5月の「V4(チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア)＋日本」外相会合共同プレスステートメントの中でも日本のRECへの貢献が明示的に言及される等、中・東欧諸国から高い評価を得ている。					

外務省
16百万円



【国際機関等への任意拠出金】

A. 中・東欧地域環境センター(REC)
16百万円

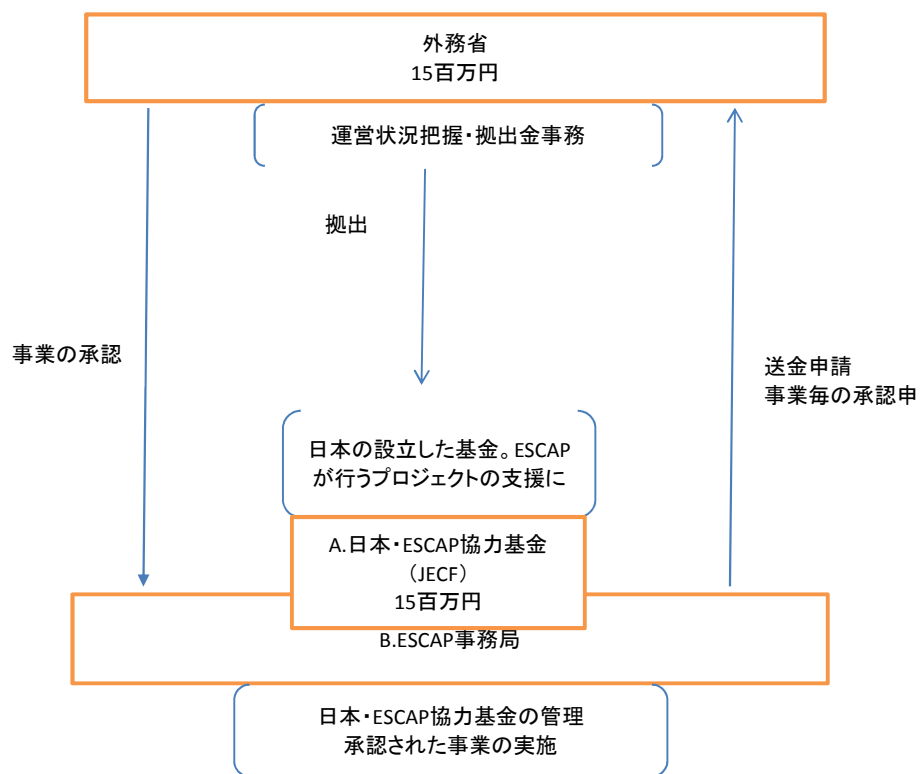
資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出されている者につ いて記載する。 使途と費目の 双方で実情が 分かるように記 載)	A. 中・東欧地域環境センター(REC)			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	人件費	プロジェクト実施	7			
	旅費	COPへの参加旅費	1			
	会議費	ワークショップ開催に係る会議場施設				
		使用料、各国出席者旅費、宿泊費等	8			
	計		16	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		経済協力開発機構（OECD）・開発関連拠出金		案件開始年度	平成7年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	開発協力企画室	室長 伊藤 恭子	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令（具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	DAC事務局からの要請		
案件の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD・DAC）は、OECDにおいて援助政策を議論する委員会であり、援助の実施方法に関する国際的な規律を決める外交上の主戦場である。DACの加盟国の大勢は、我が国と援助方法について考えが大きく異なる欧州ドナーであり、このような状況下、我が国の主張を実現するために、我が国が重視しリードすべき分野に対してDACへの拠出を行うことにより、我が国の援助に関する考え方を国際場裡に効果的に訴え、定着させていく。					
案件概要（5行程度以内。別添可）		我が国の援助に関する理念やその具体的な方法の有効性について他ドナーの理解を深め、アジア地域の状況が考慮されるようにする等して、今後のDACにおける議論を有利に運んでいく為に、特にDAC活動の中で我が国が重視しリードすべき分野として、経済成長を通じた貧困削減、平和構築と国家建設、援助効果向上、非DACドナーとの対話について拠出してきている。					
実施状況		援助効果向上、能力開発、平和構築との対話に関する事業に対し拠出。					
予算の状況（単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	16	18	15	14	14
		予算額（補正後）	16	18	15		
		執行額	16	18	15		
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
		費用総額（執行ベース）	16	18	15		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	明確な目的を持って実施しており、支出先・使途とも密接な連絡により十分把握している。					
	見直しの余地	今後も引き続き、事業内容等を精査し、適正な予算での執行を行っていく。					
予算チームの監視・所見率化	現状維持						
補記							

行政事業レビューシート (外務省)							
案件名		エスカップ基金(ESCAP)拠出金		案件開始年度	昭和52年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球規模課題総括課	課長 松浦 博司	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第4回国連経済社会理事会決議37(IV)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)に設置されたエスカップ基金(JECF)を通じて、ESCAPがアジア太平洋地域における経済・社会分野で実施する事業を支援し、これにより、各国の政策決定者・実務者の能力向上等を通じて、域内の格差是正・貧困削減に貢献するとともに、域内協力の推進に寄与することを目的とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		この拠出金によるJECFを通じた支援の対象は、ESCAPが行う域内の政策調整のための会議開催、各国の政策決定者・実務者に対する研修、訓練、技術指導の提供等の技術協力事業である。					
実施状況		2009年実施承認事業は次のとおり。 1. びわこミレニアム・フレームワーク(314,592ドル=32,402,976円): 障害者についての人口及び政策的関連情報に関するデータの維持、冊子等の発行・ケーススタディ映像記録作成・専門家会合開催、地域セミナー開催等 2. 北九州イニシアティブ(200,000ドル=20,600,000円): 先駆的な事業例の収集・共同研究の実施・ワークショップの開催・情報発信・技術支援の提供等					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	19	17	15	9	8
		予算額(補正後)	19	17	15		
		執行額	19	17	15		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	19	17	15		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	JECFの支援対象となる各事業の実施に先立ち、ESCAP事務局より事業提案書の提出を受け、その内容・使途を把握した上で実施を承認するとともに、事業完了後は、実施報告書を受領。 年1回、JECFの状況に関する会計報告書を受領。					
	見直しの余地	JECFに対する拠出金は、随時見直しを行うことにより対象案件を効果が期待されるものに厳しく絞り込み(現在は実施状況欄に示す2案件のみであり、さらに縮小予定。)、この結果、本拠出金は、過去10年間で1億7,339万円(平成13年度)から940万円(平成22年度)まで大きく削減している。しかしながら、これ以上の見直し・削減は、下記補記欄に示す障害者基本法の下で策定された重点施策実施5か年計画(平成20年から24年まで)に基づく事業の継続を困難にするおそれがあり、困難である。					
予算チームの監視・所見率化		抜本的改善(拠出額減額)					
補記		障害者基本法に基づき閣議決定された障害者基本計画において、「「アジア太平洋障害者の十年(注:ESCAPが採択)」が2003年から更に10年間延長されたこと等も踏まえ、障害者団体間の交流、政府や民間団体による各種協力の実施等によるアジア太平洋地域への協力関係の強化に努める」とこととされ、また、その下で策定された重点施策実施5か年計画において、日本として「ESCAPにおける障害者対策分野での協力を推進する」ことが明記されており、この拠出金に基づきJECFを通じて支援しているびわこミレニアム・フレームワーク事業(実施状況欄参照)は、これを具体化するものである。					

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出さ れている者につ いて記載する。 使途と費目の 双方で実情が 分かるように記 載)	A.			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	拠出金	ESCAP事務局が実施する事業	47			
		管理費	6			
		※前年度からの繰越し38百万円を含む				
	計		53	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		北大西洋条約機構信託基金（NATO）拠出金		案件開始年度	平成19年度	作成責任者	
担当部局		欧州局		担当課室	政策課	課長 川村 博司	
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	NATO事務局又はリード国からの要請		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		NATOは、中央アジア・コーカサス地域やアフガニスタンにおいて、小型武器廃棄、武器弾薬管理、対人地雷廃棄等の事業を実施しており、これらの事業に我が国として拠出を行うことにより、我が国のアフガニスタン支援、平和構築分野におけるNATO及び欧州との協力を推進するとともに、国際平和に向けたこれらの分野での我が国の貢献をNATO関係国に広くアピールする。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		NATOは信託基金の枠組みを利用して、アゼルバイジャン、グルジア等の中央アジア・コーカサス諸国やアフガニスタン等において、小型武器廃棄、武器弾薬管理、対人地雷廃棄等の様々な事業を実施している。NATOの事業を通じて速やかに処理することにより、これらの地域における紛争の予防、テロリストへの武器等の流出防止の問題が緩和され、地域の安定化、平和の構築に寄与している。我が国は、こうしたNATOのプロジェクトに拠出することにより、国際社会における責任を共有する有力なパートナーであるNATO及び関係諸国との緊密な連携に基づき事業を実施でき、効率的に事業の成果を上げることができる。					
実施状況		平成21年度は、NATOのタジキスタンにおける武器弾薬管理プロジェクトの立ち上げに向けたフィージビリティ・スタディ等のために、10万ユーロを拠出。					
予算の状況 （単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	0	16	14	11	10
		予算額（補正後）	441	508	1,199		
		執行額	441	508	1,199		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額（執行ベース）	441	508	1,199		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	我が国が拠出したプロジェクトに関し、定期的に書面による報告を求めるとともに、関連会合が実施される場合には、我が方より積極的に参加し、我が国拠出金の適正かつ迅速な執行を促している。					
	見直しの余地	我が国のビジビリティを高めるため、我が国が拠出したプロジェクトに関する広報を、案件の実施現場等において、より積極的に行っていく必要がある。					
予算チームの監視・所見率化	一部改善（拠出額減額）						
補記	・本行政事業レビューシートは、概算要求へ反映する上でレビューが必要となる当初予算部分のみを対象としている。						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	犯罪防止刑事司法基金 (CPCJF) (除くテロ防止部) 拠出金		案件開始年度	平成8年度	作成責任者	
担当部局	総合外交政策局		担当課室	国際組織犯罪室	室長 岡島 洋之	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第35条 外務省組織規則第14条		関係する計画、通知等	第46回国連総会決議 46/152 (1991年)、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」、「人身取引対策行動計画2009」、G8首脳宣言(ラカイ)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	犯罪防止刑事司法基金は、加盟国が犯罪に対処し防止する能力を高めることを目的に、データ収集などの実務的支援、犯罪防止刑事司法に関する情報及び経験の共有、技術支援などを行うための基金であり、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) が管理している。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	この基金により、法の支配 (国際組織犯罪防止条約及び3補足議定書、国連腐敗防止条約の締結及び実施促進支援など)、政策・傾向分析 (犯罪の脅威及びリスク分析など)、犯罪の防止、被拘禁者の処遇及び社会復帰、代替開発などが行われるとともに、国連犯罪防止刑事司法委員会の活動が支えられている。					
実施状況	平成8年度より本件拠出を行っているが、例えば、PCI事件が起きたベトナムにおいて、同国の国連腐敗防止条約 (UNCAC) 締結直後というタイムリーなタイミングで腐敗防止のためのセミナーを実施し、現地で大きく報道された。また、我が国において保護される多くの人身取引被害者の出身国であるタイにおいて、人身取引被害者を対象にしたプロジェクトを継続して実施しており、被害者緩和ケア、地域の啓発活動など具体的な取組を行っている。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	6	11	11	8	-
	予算額(補正後)	6	11	11		
	執行額	6	11	11		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	6	11	11		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	基金全体の予算については、国連麻薬委員会及び国連犯罪防止刑事司法委員会に対して会計報告がなされている。我が国の拠出金の使途についてはイヤーマークを付しており、事前に事業計画書を審査するほか、事業実施中に予算執行状況の確認を行うとともに、事後に事業報告書や決算状況を盛り込んだ報告書の作成を求めている。				
	見直しの余地	・G8首脳宣言において、人身取引をはじめとする国際組織犯罪に対処するための取組強化に加え、UNODC等と協力しつつ、途上国に対するキャパシティ・ビルディング支援を行うことが明記されている。また、このようなキャパシティ・ビルディング支援は途上国における腐敗対策を後押しすることとなり、我が国ODAの適正かつ効果的な使用に資するものである。 ・我が国は、人身取引対策が不十分との指摘を国内外から受けているが、本拠出は、政府の人身取引対策行動計画2009の下で推進することとされている国際協力のための重要な手段である。意識啓発活動を通じた人身取引被害者の我が国への流入の防止や、帰国後の人身取引の被害者ケアなど、我が国の人身取引対策の重要な一部を支えている。				
予算監視・効率化の所見	抜本的改善 (他の拠出金 (国連薬物犯罪事務所拠出金) と統合)					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際原子力機関(原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定)拠出金		案件開始年度	昭和57年度		作成責任者
担当部局	軍縮不拡散・科学部		担当課室	国際原子力協力室		室長 新井 勉
会計区分	一般会計		上位政策	エネルギー対策に係る国際機関を通じた政務および安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	国際原子力機関憲章第14条F		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	アジア・太平洋地域の開発途上国を対象とした原子力科学技術に関する共同の研究、開発及び訓練の計画を、締約国間の相互協力及びIAEAとの協力により、促進及び調整する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	「原子力科学技術に関する研究、開発、及び訓練のための地域協力協定」(RCA: 1972年発効、我が国は1978年に締約国となった)は、農業、医療・健康、環境、工業、エネルギー、研究炉等の8つの分野における技術協力事業(セミナー、トレーニング・コースの開催等)を実施している。我が国は、人間の安全保障の観点から「医療・健康」分野を重視し、リード・カントリーとして同分野のプロジェクト形成や、放射線によるがん治療を促進するためのトレーニング・コース等の実施のために資金拠出を行っており、2008年RCA総会において、医療・保健分野はRCAの中で最優先分野であると評価されている。					
実施状況	支払要請書に基づき、2009年11月に送金済み。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	-	-	11	5	-
	予算額(補正後)	-	-	11		
	執行額	-	-	11		
	執行率	-	-	100%		
	費用総額(執行ベース)	-	-	11		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	我が国のプロジェクトを執行する際にIAEAにその都度連絡を取り合い、適正に処理されていることを確認している。また、IAEAより提出される会計報告にて、各プロジェクトの執行状況を確認している。				
	見直しの余地	IAEAに対し、今後詳細な予算執行に関する情報を求めるとともに、プロジェクトのプライオリティ付けなどによって予算の効率的な使い方を検討する必要があるが、IAEAの天野事務局長は、本プロジェクトで日本がリード・カントリーをがん治療の分野での途上国支援を期待しており、天野事務局長の下でのIAEAの活動を支援していくためにも、今後も一定の負担は必要。				
予算チームの監視・所見率化	廃止					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)							
案件名		国際開発教育・研究機関拠出金		案件開始年度	昭和45年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	国別開発協力第1課	課長 清水 茂夫	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	アジア工科大学院(AIT)学長からの要請		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		●東南アジア地域において知名度が高く、人脈・機材・知見で蓄積のあるAITを支援することにより、同地域の国々に対し包括的な支援が可能であり、我が国が比較優位を有する先端技術分野において効率的にプレゼンスを確保し続ける。 ●東南アジア地域唯一であり、また工学系大学院では世界的にも珍しいAITの「ジェンダーと開発(GAD)」講座への支援は、我が国ODA大綱及びODA中期政策の下推進するGADイニシアティブに資する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		●奨学金: 東南アジア諸国出身(対象国は最新のDAC・ODAレシピエントリストを基に決定)で、邦人教官の教える分野(ジェンダーと開発(GAD)、リモートセンシング・地理情報(RS-GIS)等)を専攻する学生(博士・修士)に対して奨学金を付与する。 ●運営費: 「ジェンダーと開発(GAD)」講座の学科の活動を支援。同学科の研究・調査等プロジェクト経費、機材購入、学生交流等を支援する。					
実施状況		●奨学金: 現在、我が国奨学金を給付されている学生は12名(「ジェンダーと開発(GAD)」専攻5名、リモートセンシング・地理情報(RS-GIS)専攻6名、環境工学専攻1名。全て修士。)。1969～2009年まで、882名の奨学生が修了あるいは在籍中。 ●運営費: 2009年度は、「ジェンダーと漁業」プロジェクト現地調査、ジェンダーに関する国際ワークショップ開催(トヨタ財団共催)、邦人教官(東京外大准教授)による講座開講、お茶の水大学との学生交流を行った。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	12	11	10	9	0
		予算額(補正後)	12	11	10		
		執行額	12	11	10		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	12	11	10		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	拠出金は、払込み後、我が方作成のガイドラインに沿って執行計画を作成させ、右計画を我が方が検討した上で改めて使用を許可するなど、使用を厳格に管理。執行状況については、事業実施報告書・会計報告書(年一回)、支出の度毎の報告(月一回程度)、その他最新情報が必要な際に適宜我が方から照会するなど詳細にフォローしている。内容や計数等に不明な点がある場合には指摘し、説明・修正を求めている。					
	見直しの余地	近年は、AIT側も我が方の国際機関への拠出金管理の関心の高さを理解しつつあり、我が方からの度重なる説明や資料要求にも誠意をもって応じてきているために、すでに相当程度改善されている。 今後は、会計報告・活動報告の精度を高めることが課題である。					
予算チームの監視・効率化	抜本的改善(予算計上の見送り)						
補記							

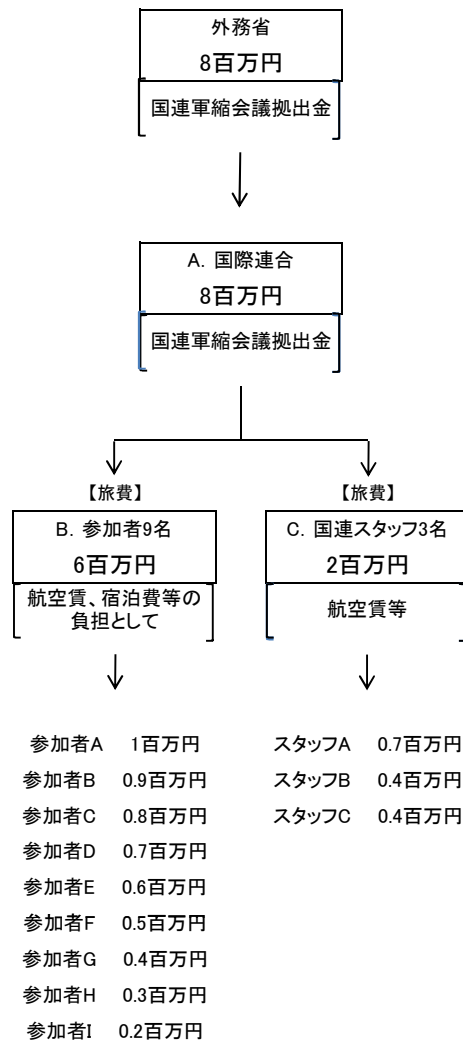
行政事業レビューシート (外務省)							
案件名		国際原子力機関(核物質等テロ行為防止特別基金)拠出金		案件開始年度	平成13年度	作成責任者	
担当部局		軍縮不拡散・科学部		担当課室	国際原子力協力室	室長 新井 勉	
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3号		関係する計画、通知等	国際原子力機関(IAEA)からの要請		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		2001年の米国同時多発テロを受け、核物質や放射性物質と結びついたテロを防止するためのIAEAの事業計画を推進するために設置された基金であり、同基金を通じて、安全保障上の観点から地理的にも近いアジア諸国を支援し、同諸国の核セキュリティを強化することを目的とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		原子力発電の新規導入を企図する諸国において、原子力発電の導入に必要な核セキュリティを強化するため、主にアジア諸国の原子力関連施設における国内計量管理制度確立のための技術協力(機材供与、セミナー実施、専門家の派遣等)をIAEAを通じて実施する。また、右プロジェクトを円滑に実施するとともに、IAEAの核セキュリティ分野における活動に貢献するとの観点から、核セキュリティ・プロジェクトの管理を行う専門家をIAEAに派遣する。					
実施状況		要請書に基づき、2010年3月にIAEAに送金済み。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	3	11	10	52	-
		予算額(補正後)	3	11	10		
		執行額	3	11	10		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	3	11	10		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	IAEAは、本件基金における我が国拠出金を利用した事業を行うに先立ち、我が国政府と協議を行い、我が国政府の了承を得た後に事業を実施している。事業の実施後は、IAEAは、我が国に対して、会計報告を含む事業報告を提出しており、我が国は、本件拠出金の使用状況を十分に把握することができる。					
	見直しの余地	本年4月に核セキュリティ・サミットが開催されたことに見られるように、核テロ対策は、国際的な安全保障を維持する上で極めて重要な事項であり、今後、新規原発導入を図る国が増加する中、国際社会は、核テロ対策を一層強化する必要がある(同サミットにおいて、鳩山総理も、核セキュリティ分野のIAEAの活動を引き続き支援する旨を発言している。)。この点に関し、非核兵器国中最大の原子力先進国であり、理事会指定国、かつ天野事務局長を輩出している我が国に対する期待は大きく、応分の負担を行うことが必要である。					
予算チームの監視・所見率化	廃止						
補記							

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	南太平洋経済交流支援センター(SPEESC) 拠出金(任意拠出金)		案件開始年度	平成8年度		作成責任者
担当部局	アジア大洋州局		担当課室	大洋州課		課長 飯田 慎一
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第1項及び第3項 外務省組織令第42条		関係する計 画、通知等	日本政府とSPF事務局(現:PIF事務局)との間の行政取極		
案件の目的 (目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内)	太平洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として、島嶼国・地域の対日輸出促進、日本から島嶼国・地域への投資促進、また、我が国から島嶼国・地域への観光促進を図り、島嶼国・地域の経済的自立を促すことにより、太平洋島嶼国・地域における日本の外交的プレゼンスを高めることを目的としている。更に、貿易・投資・観光事業を通じて双方の人的交流を活性化し、日本と島嶼国・地域との関係を強化する。					
案件概要 (5行程度以 内。別添可)	本件センターは、1996年10月1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。2000年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本件センターは主な業務として、貿易、投資、観光にかかる各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言・カウンセリング、対日輸出品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。					
実施状況	(別紙のとおり)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	10	10	9	9	9
	予算額(補正後)	10	10	9		
	執行額	10	10	9		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	10	10	9		
自己点検	支出先・ 使途の把握水準・ 状況	毎年作成される会計報告にて把握。各事業の実施についても事前に日本政府及びPIFに説明を行っており、展示会等については外務省の担当者やPIF関係者が参加している。				
	見直しの 余地	本件センターにおいては、これまでも旅行パンフレットの原稿作成、ホームページの作成、展示会の準備等を全て職員自らが実施しており、所長自身も企業のための翻訳を行う等、他の機関や業者への委託は極力避けて事業を実施している。今後も限られた予算を効率的に活用するため職員が手作りで事業を実施することを心がけ、加えて、パンフレット等の大量配布を行う際には実費を徴収することなども実施していく。				
予算・ 監視・ 効果 の 見 率 化	抜本的改善 ○引き続き少ない予算を有効活用し、大洋州地域との外交関係の強化に努力していきたい。 ※現状維持 3名、一部改善を要する 1名、廃止 3名					
補 記	1. 本件センターは、昨年8月に民間出身の新所長が就任し、事務所を明治大学の協力を得て明治通り沿いの大学施設の一階に移転し、事務所への一般訪問客が大幅に増加した。移転に伴うショールームの整備により、情報発信力が強化された。太平洋島嶼国と日本との貿易は2003年以降拡大傾向にあり、投資についてもパプアニューギニアの液化天然ガス関連で活発化しており、パプアニューギニアでの勤務経験を有する所長を中心に日本企業との連携を強化している。 2. 今後は関係企業、省庁、在京大使館のネットワークを構築し、情報交換や相互連携の促進を支援することにより、当該センターが対島嶼国との様々な関係の中心的な存在となることを目指す。 3. 昨年11月には太平洋島嶼国地域との業務に携わる商社、建設会社、液化天然ガス関連会社、航空会社、旅行会社、学者、NGO等の担当者を対象とする「パシフィック・アイランダーズ・クラブ」を立ち上げ、130名を超える賛同者を得ている。本年2月に実施された第2回会合ではミクロネシア地域の講演会を実施し、学識者から高い評価を得ている。また、今後の立ち上げが予定されている観光促進に関わる有識者会合において事務局的な役割を担うことが期待されている。					

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	経済協力開発機構(OECD)・経済協力開発機構開発センター拠出金		案件開始年度	平成17年度	作成責任者	
担当部局	国際協力局		担当課室	開発協力企画室	室長 伊藤 恭子	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	OECD開発センターからの要請		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	OECDの開発関連機関の中で、開発センターは一定の独立性をもって知的インプットを提供する機関であり、その分析・調査結果は政策指向的であり信頼性がある。同センターの調査・研究その他の活動を我が国の関心・立場に沿ったものとし、開発分野における議論を有利に展開していく。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	開発センターの主要刊行物として、アフリカ経済アウトルック、ラ米経済アウトルック等が発表されており、各種国際会議等においても、経済分析を説明するなど、対外発信力の向上と共に各国からの注目度が高まっている。 上記アウトルックに次ぐ経済アウトルックとして、これまでOECDではあまり注目を集めていなかったアジアへの研究成果である東南アジア経済アウトルックの活動が2009年より開始されており、その活動経費に対し拠出を行い、国際社会における援助政策議論での有効活用に役立てる。					
実施状況	東南アジア経済アウトルックに関する活動に対する拠出					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	8	10	9	8	7
	予算額(補正後)	8	10	9		
	執行額	8	10	9		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	8	10	9		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	明確な目的を持って実施しており、支出先・用途とも密接な連絡により十分把握している。				
	見直しの余地	今後も引き続き、事業内容等を精査し、適正な予算での執行を行っていく。				
予算チームの監視・所見率化	抜本的改善(拠出額減額)					
補記						

行政事業レビューシート							(外務省)	
案件名		国際連合軍縮会議拠出金		案件開始年度	平成7年度		作成責任者	
担当部局		軍縮不拡散・科学部		担当課室	軍備管理軍縮課		課長 鈴木 秀雄	
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	国連財政規則第6条、第7条			
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		本件会議の我が国内における開催により、我が国の軍縮に対する積極的姿勢を国内外に示し、軍縮に関する国際的取組における我が国の主導的立場の確立を図る。また、国際的に著名な軍縮専門家による会議を国内地方都市で開催することにより、軍縮に対する関心を国民(特に青少年)に広く浸透させ、意識の高揚を図ることも目的としている。						
案件概要 (5行程度以内。別添可)		本件会議は、軍縮教育の観点から国際的に幅広い啓蒙活動を行いたいという国連側の要望と、このような会議の開催を通じて我が国国民への軍縮教育を行うとともに、唯一の被爆国としての姿勢を広く内外に紹介したい我が国側の希望とが合致する形で始められた事業。毎回時宜に応じたテーマを設定し、我が国を含む各国の有識者や政府関係者が自由闊達な議論を行う。 国際連合軍縮部と国際連合アジア太平洋平和軍縮センター(ネパールのカトマンズに設置)が主催し、外務省及び開催地の地方自治体と協議しながら運営を行っている。						
実施状況		平成元年に京都市で第1回会議を開催して以降、広島、長崎をはじめとする地方都市において年1回開催されてきている(開催実績都市:京都、仙台、広島、長崎、札幌、秋田、金沢、大阪、横浜、さいたま、新潟)。2009年の新潟会議参加者は87名(うち在京大使館含む外国人数41名)であり、会期を通じて延べ550名の傍聴者があった。						
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求	
		予算額(当初)	10	9	8	7	6	
		予算額(補正後)	10	9	8			
		執行額	6	9	8			
		執行率	60.2%	100.0%	100.0%			
		費用総額(執行ベース)	11	12	8			
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	毎年、主催者である国連アジア太平洋平和軍縮センターからの決算報告書で使途を確認している。						
	見直しの余地	本件会議では毎年活発な議論が行われ、参加者間の理解促進に役立っているほか、軍縮教育の観点からも、開催都市とその周辺の一般国民の軍縮問題への関心を高めるのに貢献している。今後は、多岐にわたる軍縮のテーマをより効果的にカバーし、有意義な会議としていくために、様々な国・機関からの参加者をより一層厳選する必要がある。また、情報発信の面で更なる工夫を行い、会議の結果・概要につきより広範かつ効果的な広報を進めていきたい。						
予算チームの監視・所見率化		一部改善(拠出額減額)						
補記		本件会議は毎回多数の市民の傍聴者を得るとともに、テレビのニュースや新聞の記事・論説等に取り上げられ、国内外に我が国の軍縮に対する立場を示すとともに国内一般市民(特に青少年)への軍縮意識の浸透に役立っている。また、各国政府や研究機関も会議後に本件会議のスピーチ等について言及することも多く、出席者の信頼醸成や意見交換に大きな役割を果たしていることを示している。さらに、過去には本件会議での議論が元になって新制度の創設された(「国連軍備登録制度」)例もあり、具体的な成果にもつながっている。						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出さ れている者につ いて記載する。 使途と費目の 双方で実情が 分かるように記 載)	A.国際連合			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	旅費	本邦招待者9名(航空賃等)	6			
	旅費	国連スタッフ3名(航空賃等)	2			
	計		8	計		0
	B. 参加者			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	旅費	参加者A(航空賃、宿泊費等)	1			
	計		1	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)テロ防止部 拠出金		案件開始 年度	平成17年度		作成責任者
担当部局	総合外交政策局		担当課室	国際テロ対策協力室		室長 永井 克郎
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全 保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第四条第三項		関係する計 画、通知等	1991年国連総会決議46／152、1998年2月国 連総会決議52／220、2003年国連総会決議58 ／140		
案件の目的 (目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内)	テロの根絶を図るためには、各国におけるテロ対策法制の整備強化は不可欠である。この点で、本件拠出を通じて、我が国の国益に密接に影響する関係国におけるテロ対策法制整備の促進を図る。					
案件概要 (5行程度以 内。別添可)	豊富な経験を有する国連薬物犯罪事務所専門家による指導・助言等を含むテロ対策法制支援を実施することにより、テロ防止関連条約の履行が相対的に遅れている東南アジア諸国において、テロ対策法制の整備支援を実施する。					
実施状況	平成21年度は、66, 983ドルを拠出し、インドネシアを中心としたASEAN諸国に対するテロ法制整備支援を実施した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	5	7	7	5	—
	予算額(補正後)	5	7	7		
	執行額	5	7	7		
	執行率	100	100	100		
	費用総額(執行ベース)	5	7	7		
自己点検	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	目的の実現や効果の発揮の観点から検証を行うために十分な水準となっている。我が国拠出金による活動結果については報告書を受領しており、また、テロ防止部全体の活動報告書も受領している。さらに、必要に応じて主要各国による拠出金の活用状況などについても報告を受けている。				
	見直しの 余地	テロ防止部はこれまでも費用対効果の高い事業を実施してきており、事業体制等についても不断の見直しを行っているが、例えば今後もセミナーにより多くの関係者を参加させる等、1回の事業をより効果的、効率的に活用する方法を模索するよう申し入れる。				
予算監視の 所見・効率化	抜本的改善(他の拠出金(国連薬物犯罪事務所拠出金)と統合)					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	北東アジア経済フォーラム拠出金		案件開始年度	平成12年度		作成責任者
担当部局	経済局		担当課室	経済安全保障課		課長 赤松 秀一
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第三項 外務省組織令第六十八条第三項		関係する計画、通知等	北東アジア経済フォーラムからの要請		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	北東アジア及び米国の政府関係者、研究者、国際機関、民間企業の代表等による研究・調査、対話促進に向けた各種活動(会合、ネットワーク構築)を実施し、我が国及び地域のエネルギー安全保障の強化、エネルギー分野等における更なる協力関係の深化、経済社会開発の促進、協調的繁栄等を旨とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	北東アジア地域経済、エネルギー情勢は、中国を中心とするエネルギー需要増及びエネルギー輸出国であるロシアの動向等を受け大きな変化に直面していることから、地域情勢を的確に把握し、域内協力を強化することが求められている。同フォーラムは、政治的に中立的な立場にある国際NGOの立場でエネルギー、環境、インフラ、貿易投資の自由化等の分野において各種会合を通じた地域内及び地域間対話の推進、研修等を通じた人材育成等の活動を実施。これまで行われた議論、政策提言は、我が国がエネルギー安全保障を含む政策活動を展開していく上で重要な意義を有している。					
実施状況	北東アジア経済フォーラムが主催する年1回の国際会議、専門家会合等の実施。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	10	8	7	3	0
	予算額(補正後)	10	8	7		
	執行額	10	8	7		
	執行率	100.0%	100.0%	100.3%		
	費用総額(執行ベース)	10	8	7		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	案件実施に当たっては、会計年度終了後に決算書及び事業実施報告書が作成されるため、我が国はこれらの内容を精査・把握している。また経済局審議官、経安長がそれぞれ総会(8月)、専門家会合(3月)に出席し実際の会議の内容等を確認している。				
	見直しの余地	同フォーラムは、政治的に中立であり、政府間対話を補完するいわゆるセカンドトラックの視点から有益な議論が行われており、今後も同フォーラムがエネルギーを巡る課題を適時に捉え、効果的かつ有益に開催されるよう継続して働きかけをしていく。				
予算監視の・効率化	抜本的改善(拠出額減額)					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際貿易センター(ITC)拠出金		案件開始年度	平成19年度	作成責任者	
担当部局	経済局		担当課室	国際貿易課	課長 飯島 俊郎	
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第1項 外務省設置法第4条第2項 外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	ITCからの拠出要請		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	開発途上国が政府及び民間の努力を通じ適切な貿易促進策を作成・実施することに対する技術支援を行うこと。					
案件概要 (5行程度以内。 別添可)	開発途上国の輸出振興のための技術的援助を行う目的で、WTO及びUNCTADの2国際機関の下に設立された国際機関である国際貿易センター(ITC)は、途上国の輸出産業振興支援の分野で大きな実績を有している。主に、輸出振興に不可欠な民間セクター育成のための案件実施に精通しており、アフリカ地域での経験も豊富であり、途上国やその他の国際機関からも高い評価を受けている。					
実施状況	アフリカを中心とする途上国に対し、政府開発案件、多国間開発案件、需要調査、プログラム策定、アドバイザリーサービス、キャンペーンビルディングワークショップ及びセミナー、ネットワーク作り、販売促進イベント開催等を実施。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	8	7	7	15	10
	予算額(補正後)	8	7	7		
	執行額	8	7	7		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	8	7	7		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	ITCに対する我が国拠出金はイアマークすることとしており、案件策定や実施プロセスにおいてITCと協同しつつ実施に努めている。				
	見直しの余地	効果的運営を目指し、案件策定や実施プロセスにおいてITC事務局との連絡を密にする。				
予算監視の効率化	抜本的改善(拠出額減額)					
補記						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		アジア蔬菜研究開発センター(AVRDC)拠出金		案件開始年度	昭和46年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球規模課題総括課	課長 松浦 博司	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	アジア蔬菜研究・開発センター憲章第9条		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		開発途上国の貧困削減のため、蔬菜(野菜)類の生産技術の維持・改良及び、効率的な市場流通機構等の調査・研究、並びに有用遺伝資源の配布事業を行う。このような、環境を考慮しつつ、開発途上国の農村や都市近郊に生活する低所得者層の栄養改善と収入増加を図ることを目的として設立されたAVRDCの活動の支援を通じて、途上国の貧困削減、持続可能な開発に貢献することを目的とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		AVRDCが下記実施状況に示す活動を行うための通常予算に拠出を行い、このような活動及びこれを支えるAVRDCの運営経費を支援する。					
実施状況		AVRDCは以下の活動を実施。日本の拠出比率は、各国の拠出総額18,714千ドルに対し、0.46%(第12位:2009年)。 (1)研究活動(品種の育種・改良、土壌分析及び肥料施肥法の改良、栽培法の研究、収穫物の加工法及び流通面の研究)、(2)現場出張サービスプログラムの実施、(3)遺伝資源の保存、(4)種子の配布、(5)開発途上国の国別研究強化のための支援、国際シンポジウム、セミナー及びワークショップの開催、(6)訓練コースによる研修生教育、(7)情報提供サービス等の活動					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	8	7	7	4	3
		予算額(補正後)	8	7	7		
		執行額	8	7	7		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	8	7	7		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	AVRDCの活動報告、会計報告等の資料は、年1回開催されるAVRDC理事会(日本も理事を派遣)に提出され、加盟国等により審議されている。					
	見直しの余地	AVRDCへの拠出金は、不断の見直しにより平成13年度8025万円から平成22年度440万円まで大幅に削減しており、これ以上の削減は困難であるが、事業内容について引き続き適切に把握し、効果的に実施されるよう注視していく。					
予算チームの監視・所見率化	抜本的改善(拠出額減額)						
補記	AVRDCは、日本、米国、タイ、フィリピン、韓国、台湾及びアジア開発銀行を参加国等として台湾に設立された国際機関。						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		欧州評議会（CE）拠出金		案件開始年度	平成15年度	作成責任者	
担当部局		欧州局		担当課室	政策課	課長 川村 博司	
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	CE事務局長からの拠出要請		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		中東欧・コーカサス諸国における民主化支援において高い専門性と経験を有する欧州評議会を通じて、中東欧・コーカサス諸国の民主化支援を効率的に実施すること。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		2003年以来、毎年4万5千ユーロを欧州評議会に拠出。欧州評議会が任意拠出金対応と定めるプロジェクトの中から、拠出国が希望の事業にイヤ・マークをして拠出。我が国は、中東欧・コーカサス諸国における民主化を支援し、次世代の指導者を育成することを目的とした「政治研究スクール」に重点的に拠出を行っている。					
実施状況		2009年は、我が国の中東欧・コーカサス地域の安定への貢献を広く示すという観点から政治研究スクール欧州会議「欧州における民主主義と選挙基準 現代の課題への対応」に拠出した。2010年は、地方自治の発展を支援する西バルカン地方自治スクールに拠出予定。					
予算の状況 （単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	7	7	6	6	5
		予算額（補正後）	7	7	6		
		執行額	7	7	6		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額（執行ベース）					
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	実施機関からは、定期的に使途計画及び金額の報告を受け、執行状況を確認している。					
	見直しの余地	拠出した案件に講師を派遣する等日本の顔が目に見える形で中東欧・コーカサス地域に支援を行っており、今後も更にこの地域への支援案件に効果的に支出できるよう、欧州評議会側と協議を行っていく。					
予算チームの監視・所見率化	一部改善（拠出額減額）						
補記							

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	北西太平洋地域海行動計画海洋漂着ゴミ対策 拠出金		案件開始 年度	平成20年度		作成責任者
担当部局	国際協力局		担当課室	地球環境課		課長 水野 政義
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計 画、通知等	第10回政府間会合決議4		
案件の目的 (目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内)	日本、中国、韓国、ロシアの4か国の連携によって日本海及び黄海の海洋環境を保護する枠組みである北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)が行う海洋ゴミ対策の活動を支援し、これらの諸国の海洋ゴミ対策の能力を高めることにより、近隣諸国から日本の海岸に漂着するゴミを減少させる。					
案件概要 (5行程度以 内。別添可)	米国の環境NGOのOcean Conservancyが1986年から世界各地で展開している海洋ゴミの調査及び海岸清掃の活動である国際海岸クリーンアップ(ICC)をNOWPAPが主催するとともに、海洋ゴミ管理ワークショップを開催することにより、ICCに係る経験や知見をNOWPAP参加国政府や地域の市民に提供し、各国の海洋ゴミ対策に関するベストプラクティスや教訓を共有することを通じ、これらの諸国の海洋ゴミ対策の能力を高める。					
実施状況	平成20年9月、ロシア・ウラジオストクにおいて、NOWPAP主催ICC(約60名参加)及びワークショップ(約30名参加)を開催した。 平成22年3月、長崎県平戸市において、NOWPAP主催ICC(約70名参加)及びワークショップ(約50名参加)を開催した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	-	6	6	-	-
	予算額(補正後)	-	6	6		
	執行額	-	6	6		
	執行率	-	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	-	6	6		
自己点検	支出先・ 使途の把握水準・ 状況	ICC及びワークショップの終了後、NOWPAP地域調整部から、事業報告書及び会計報告書を入手している。				
	見直しの 余地	我が国の財政的支援による本件事業の実施により、各国のICCの実施や漂流・漂着ゴミ対策の取組について一定の成果があったところ、平成22年度は、我が国の財政的支援は行わないこととした(平成22年は韓国が独自予算により本件事業を実施する予定)。				
予算 チーム 監視の 所見率 化	—					
補 記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	日・カリコム友好協力拠出金		案件開始年度	平成13年度	作成責任者	
担当部局	中南米局		担当課室	カリブ室	室長 古賀 京子	
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関への任意拠出金		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3号		関係する計画、通知等	日カリコム関係レベル会合において合意(2000年11月)(我が国からは、当時河野洋平外相が出席)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	我が国とカリコム諸国は、2000年11月、東京において第1回日・カリコム外相会議を開催。「21世紀のための日・カリコム協力のための新たな枠組み」を採択。本件拠出金は、同枠組み実施のための協力の一貫。日・カリコムの友好・協力関係に貢献するもの。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	日・カリコム友好協力及びカリコム諸国の発展に資するプロジェクトに対し支援するもの。					
実施状況	「カリブ共同体における小学校用統一情報伝達技術カリキュラム・フレームワーク開発支援」 48,806米ドル拠出済み					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	6	5	5	4	4
	予算額(補正後)	6	5	5		
	執行額	6	5	5		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)					
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	上記プロジェクトをカリコム事務局が事業計画書に従って実施中。				
	見直しの余地	案件開始時1000万円の拠出を行い、複数のプロジェクトを支援していたが、徐々に減額し、現在1件のみの支援で継続しているところ、日本単独の支援によるプロジェクト実施のためには、現状レベルの予算額が必要。他方、カリコム側提案のプロジェクトについて、同じ予算でより高い効果が期待できるものを選択することとし、また同等程度の成果が期待できる範囲で予算節減する等の精査を行うこととする。				
予算監視の所見率化	一部改善(拠出額減額)					
補記						

外務省
5百万



カリコム事務局
5百万

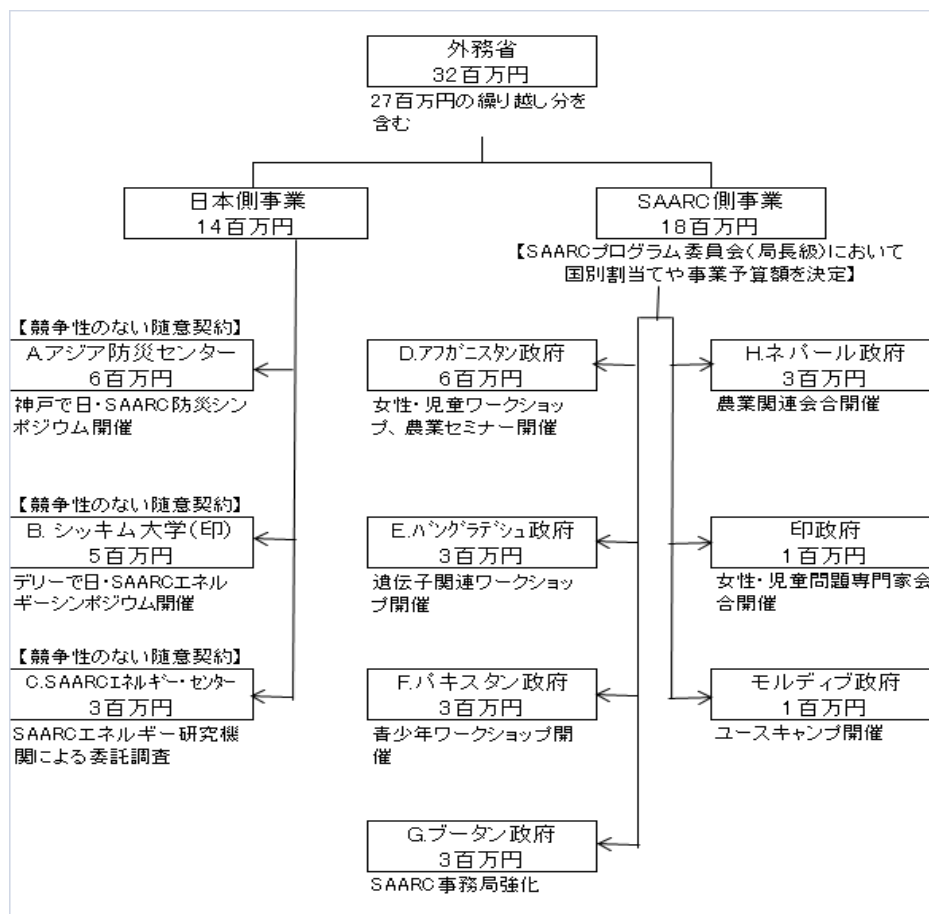
資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	拠出金	5			
計		5	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載）

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	日本・SAARC特別基金		案件開始年度	平成5年度	作成責任者	
担当部局	南部アジア部		担当課室	南西アジア課	課長 田島 浩志	
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関への任意拠出金		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第四条第三項		関係する計画、通知等	日本・SAARC特別基金改訂ラインの覚書(2006年)		
案件の目的 (目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内)	南西アジア諸国の安定と発展は地域及び国際社会の平和と安定に繋がることから、SAARC(南アジア地域協力連合)諸国による域内協力プロジェクトを実施を通じて、南アジア地域の成長と発展に資するSAARC諸国の協力関係を進展させるとともに、このような取組を通じてSAARC各国間の相互不信を緩和し、信頼醸成を図る。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	SAARC8カ国の専門家や有識者、政府関係者を対象として、エネルギーや防災分野をはじめとする南アジアの成長や発展に資する議論や提言を行うためのシンポジウムや専門家会合の開催等を通じて、域内協力を積極的に進めていくマインド作りと人的ネットワークの構築を行う。さらに、シンポジウム等の成果をSAARCニュースレターやプレス等を通じて広く広報することによって、域内協力の重要性に対するSAARC諸国の認識を広く深め、地域の平和と安定に資する域内協力を促進するモメンタムを高める。					
実施状況	21年度事業計11案件のうち、7件実施済み(残り4件は、2010年4月～6月に実施予定)。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	1	6	5	4	-
	予算額(補正後)	1	6	5		
	執行額	1	6	5		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	1	6	5		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	日本・SAARC特別基金は、SAARCにおける唯一の域外国出資による基金であり、域内の信頼関係が乏しく、また、各国とも財政が逼迫する中で、同基金を通じたシンポジウムや専門家会合開催への支援が不可欠である。また、日本がSAARC諸国の共通の課題についてSAARC諸国が一堂に会する討論の場を提供することから、目に見える形で日本の支援が実施されるので、SAARC諸国の専門家や有識者、政務関係者をはじめとするSAARC諸国での認知度も高い。なお、我が国は、在外公館員等がシンポジウム等にオブザーバー参加し実施状況を確認するとともに、実施団体やSAARC事務局、先方政府から我が方大使館経由で会計監査を含む事業報告書等を入手している。				
	見直しの余地	SAARC諸国から、日本・SAARC特別基金を通じたシンポジウム開催に対して感謝の意が示されるとともに事業を継続することへの期待があり、引き続きシンポジウム等を実施することが重要である。なお、SAARC側の事業報告の提出については、日本側から着実かつ迅速な事業実施のために、従前より各国政府に対して働きかけを行ってきたところであり、今後も引き続き働きかけを行っていく。				
予算監視・所見率化	廃止					
補記	2008年よりエネルギー問題について継続してシンポジウムを開催しており、2008年6月に「エネルギーと域内連結性」をテーマとした日SAARCシンポジウム(於:イスラマバード)や2010年1月に同シンポジウム「南アジアにおけるエネルギー協力の促進」(於:デリー)を開催し、防災分野においても、2010年に日SAARC防災シンポジウム「ハザード・マップを利用したSAARC域内の防災協力」(於:神戸)を開催し、多様な分野における専門家や有識者による政策提言の発出を行うとともに、人的ネットワークを構築している。					

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」においてブ
 ロックごとに最大の金額が支
 出されている者
 について記載
 する。使途と費
 目の双方で実
 情が分かるよう
 に記載)

A.(財)アジア防災センター			E.バングラデシュ政府		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
渡航・宿泊費	航空券・宿泊費(14名分)	3	会合開催費	会場設営費等	3
会場費	会場管理費、マイク・音響設備等	1			
計		4	計		3
B.シッキム大学(印の国立大学)			F.パキスタン政府		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
渡航・宿泊費	航空券・宿泊費(44名分)	2	会合開催費	会場設営費等	3
会場費	会場設営費等	1			
計		3	計		3
C.SAARCエネルギー・センター(パキスタン)			G.ブータン政府		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
研究調査費	主任コンサルタント、レビュー料	2	会合開催費	会場設営費等	3
計		2	計		3
D.アフガニスタン政府			H.ネパール政府		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
会合開催費	女性・児童に関するワークショップの会場設営費等	3	会合開催費	会場設営費等	3
会合開催費	農業技術促進セミナーの会場設営費等	3			
計		6	計		3

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際連合障害者基金拠出金		案件開始年度	昭和55年度		作成責任者
担当部局	総合外交政策局		担当課室	人権人道課		課長 志野 光子
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第35条		関係する計画、通知等	第32回国際連合総会決議32／133		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	我が国は障害者分野での国連の活動に対し、従来より積極的に貢献してきているほか、昨年12月には政府内に「障がい者制度改革推進本部」を設置したところ。こうした我が国の取組を国際社会に示すためにも、引き続き協力・貢献を行っていく必要がある。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	世界には現在約6億人の障害者があり、その大部分は途上国に在住している。本件基金は、障害の予防、リハビリテーション及び機会均等促進等について、先進国・途上国間及び途上国間の技術及び専門知識の移転の促進等を主な事業内容とする。					
実施状況	平成21年度においては、本件基金の活動を支援するため、我が国拠出金額の5割を障害者権利条約の実施や広報等に関するサブアカウントにイヤマークし、残り5割をコア予算への支出とした。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	6	5	5	3	3
	予算額(補正後)	6	5	5		
	執行額	6	5	5		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	6	5	5		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	毎年提出される報告書により確認を行っている。				
	見直しの余地	障害者基金予算は、国連経済社会局により運営されており、我が国もメンバー国である経済社会理事会により審議されている。				
予算チームの監視・効率化の所見	抜本的改善(拠出額減額)					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	APECビジネス諮問委員会拠出金		案件開始年度	平成14年度	作成責任者	
担当部局	経済局		担当課室	アジア太平洋経済協力室	室長 佐々山 拓也	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第一項 外務省設置法第四条第三項		関係する計画、通知等	APECの諮問機関的な立場にあるABACの活動支援として、各メンバー・エコノミーが国際事務局に対し拠出することが求められているため。		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	APEC首脳に対して重要且つ有益な提言を行うAPECビジネス諮問委員会(ABAC)の活動を支援し、アジア太平洋経済の発展を促進する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	APECの諮問機関であるABACの活動支援とし、予め合意された分担率に従い、ABAC国際事務局に拠出を行う。					
実施状況	1月12日付け拠出要請書に対して、6月23日APEC事務局宛送金した。 ABAC拠出金は、国際事務局維持運営費の他、ABAC総会開催経費、ABAC各タスクフォース活動連絡・調整関係費も担っており、現在着実に進行中である。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	5	5	5	4	4
	予算額(補正後)	5	5	5		
	執行額	5	5	5		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	5	5	5		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	国際事務局が、毎年予算案及び決算報告書を作成し、ABAC総会にて承認を行う。				
	見直しの余地	国際事務局は、ABACの渉外窓口であり、年4回のABAC会合の開催を含め、ABACの活動を有益且つ実効的なものとするためにも本拠出は不可欠。アジア太平洋地域の経済協力を更に進展させ、同地域の持続的な経済成長を実現可能なものとするためには、ビジネス界の声をAPEC活動に反映させることが重要であり、その「鍵」となるABACへの拠出は、引き続き積極的に行っていくべき。また、本拠出は現在準義務的拠出として財務登録されているが、実際には予め定められた分担率に基づき各メンバー国・地域が負担する義務的性格なもののから、義務的拠出として財務登録し直すことが適当と考える。				
予算監視・所見率化	一部改善(拠出額減額)					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	アジア欧州財団拠出金 (ASEF: ASIA-EUROPE FOUNDATION)		案件開始年度	平成9年度	作成責任者	
担当部局	経済局		担当課室	アジア欧州協力室	大久保 雄大	
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条三		関係する計画、通知等	ASEM第1回首脳会合議長声明, アジア欧州財団に関する外相宣言, ASEM第6回首脳会合議長声明		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ASEMの唯一の常設機関であるアジア欧州財団 (ASEF) に対して, プロジェクト実施経費の資金拠出を行うことにより, アジア・欧州間の人的, 知的, 文化交流活動を支援するとともに, ASEMプロセスにおける我が国の影響力・発言力を強化する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	ASEFが実施するプロジェクトの経費に充てるための資金拠出を行い, ASEFの活動目的であるアジア・欧州間の人的, 知的, 文化交流の促進に寄与し, かつ, 我が国の重要施策及びASEMの優先分野に関連のある事業をイイマークすることによって, 我が国によるASEMプロセスへの具体的な貢献を示す。					
実施状況	1. 箇所数: 1箇所 (アジア欧州財団 (ASEF)) 2. 件数: 1件 (義務: 8,844,404円 (\$85,868), 任意: 3,027,067円 (\$29,389), 合計: 11,871,471円 (\$115,257)) 3. 執行額: 11,871,471円 (\$115,257)					
予算の状況 (単位: 百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額 (当初)	4	5	5	4	2
	予算額 (補正後)	3,699	5	5		
	執行額	3,699	5	3		
	執行率	100.0%	104.0%	65.3%		
	費用総額 (執行ベース)	3,699	5	3		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	当該プロジェクトの終了後可能な限り速やかに事業報告及び会計報告を提出させ, 把握している。				
	見直しの余地	限られた予算・人員でできるだけ効果の高い事業を実施し, 事業がASEMプロセスに一層貢献できるよう, 今後ともASEFとの協力・連携を強めていく。				
予算監視の所見・効率化	抜本的改善 (拠出額減額)					
補記	平成21年度機構改革によりアジア欧州協力室は欧州局へ移管された。(平成22年度以降は, 欧州局予算。)					

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)		案件開始年度	平成12年度		作成責任者
担当部局	中東アフリカ局		担当課室	アフリカ第一課		課長 赤松 武
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第2、3項 外務省組織令第61条		関係する計画、通知等	ECOWASよりの拠出要請		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	西アフリカ諸国は内戦やクーデター等による治安の不安定化、麻薬や小型武器の違法取引等、国境を越えて取り組む必要のある課題を多く抱えている。本件拠出金は、西アフリカ地域の平和と安定に重要な役割を果たすECOWASの活動を支援し、同地域の持続的な発展、及び平和の定着を促進することを目的とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	本件拠出金はECOWAS事務局との協議に基づき、同事務局の実施する西アフリカ地域の紛争予防、調停活動経費(リベリア、シエラレオネ、ギニアビサウ、ギニア等)や平和支援活動部門への機材供与(車両、医療機材等)等、地域の安定と平和の定着に資する案件に活用してきている。					
実施状況	毎年度、ECOWAS事務局と協議しつつ、拠出するプロジェクトを決定。過去の案件は適切に実施されており、昨年度案件として実施中のギニア情勢に関するブルキナファソ大統領の調停活動支援は現在も継続中である。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	4	4	3	6	5
	予算額(補正後)	4	4	3		
	執行額	4	4	3		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	4	4	3		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	プロジェクトの実施終了後、ECOWAS事務局から会計報告及び事業報告を受領することになっており、現在実施中の案件を除き、支出先・使途について把握済み。				
	見直しの余地	ECOWAS事務局からの会計報告及び事業報告の迅速な提出を求めていくとともに、提出後は執行内容を充分精査し、有効で合理的な執行となるよう検討する。				
予算チームの効率化	一部改善(拠出額減額)					
補記						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		国際連合訓練調査研修所(UNITAR)拠出金		案件開始年度	昭和40年	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球規模課題総括課	課長 松浦 博司	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	第36回国連経済社会理事会決議985 第18回国連総会決議1934		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		UNITARは、開発途上国出身の国連・専門機関職員、開発途上国の行政担当官等の人的教育を通じて、開発途上国の地球規模の諸課題の解決に貢献することを目的とする国連機関であり、この拠出金は、日本としてUNITARの活動を積極的に支える姿勢を明確にし、これにより、UNITAR広島事務所が地元自治体等の支援を得て行っている活動を側面支援するためのものである。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		UNITARの運営基盤を強化するため、同機関の本部運営費等に充当するための拠出(コア拠出)を行う。なお、UNITARの活動経費は全額各国政府等からの任意拠出金によって賄われており、2008年は49カ国が拠出を行っている。					
実施状況		UNITARは、この拠出金を含む各国の拠出金を元に、ジュネーブ、ニューヨーク、ウィーンを始めとする世界各地で、開発途上国出身の国連・専門機関職員、開発途上国の行政担当官等に対し、多国間外交、国際法、紛争予防・平和構築、環境、ガバナンスなどの分野に重点を置いた年間約150の研修、ワークショップ(1万人以上が参加)、eラーニングコース(2万人近くが受講)等を実施。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	4	3	3	2	2
		予算額(補正後)	4	3	3		
		執行額	4	3	3		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	4	3	3		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	UNITARのプログラム予算案、活動報告、財務報告等の詳細については、国連総会及び経済社会理事会に対し資料が提出され、国連加盟国によって審議が行われる。 UNITARの活動については、UNITARのホームページで随時情報が公開される。					
	見直しの余地	これまでの継続的見直しにより、この拠出金は、平成13年度の824万円から平成22年度の200万円へと4分の1以下になっており、これ以上の見直しは困難。なお、この拠出金を更に削減すれば、UNITARから、日本のUNITARを支援する姿勢が変更したと受け止められ、UNITAR広島事務所(補記参照)の存続に深刻な影響を及ぼすおそれがある。					
予算チームの監視・所見率化	抜本的改善(拠出額減額)						
補記	UNITARは、ジュネーブの本部以外に2カ所しかない海外事務所として、広島事務所を設置し、同事務所は、「ひろしま平和貢献構想」を策定し、広島県特性・資源を活かした人材育成事業(紛争からの復興「アフガニスタン奨学プログラム」、「海洋と人間の安全保障」プログラム等)を実施し、その活動経費及び運営費は、全額を地元の自治体及び経済界が負担している。この拠出金は、各国政府からの拠出総額129万ドルのうち2.43%に過ぎず、かつ、広島事務所の活動を直接支援するものではないが、同事務所の活動は、ホスト国たる日本政府がUNITAR本部に継続的に支援を行い、その活動全般を支える姿勢を示してきたからこそ成り立っている側面がある。 UNITAR広島事務所は、地元自治体等から次のような支援を受けている(2008年実績)。 (1)広島県とUNITARとが締結した覚書及び特定目的拠出金契約に基づき、広島県から年間756,360ドル及び事務所賃料、光熱水費など運営経費として1,470万円相当の現物供与、(2)広島市から事業経費として年間700万円、(3)広島商工会議所から事務所賃料の10%減額補助(約90万円)、等。						

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		南部アフリカ開発共同体拠出金(SADC)		案件開始年度	平成7年度		作成責任者
担当部局		中東アフリカ局		担当課室	アフリカ第二課		齋田 伸一
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	SADC事務局からの要請		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		南部アフリカ共同体(SADC)は、政治的安定・着実な経済成長を達成し、豊富な天然・自然資源を有する域内15カ国が加盟し、域内経済社会開発、地域統合強化に取り組む南部アフリカ開発の中心的役割を担う重要な地域的枠組みである。我が国とSADCとの関係を強化するため、我が国としてSADCの機能強化を支援する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		SADCは年一回の首脳会合を始め、各種会合・委員会・ワークショップ開催等活発な活動を行っているほか、域内紛争解決にも積極的に取り組んでいる。本案件は我が国として、比較的小規模ながら本件拠出金を通じ、SADCの機能強化を目指す各種ワークショップ等の開催を支援することにより、SADCとの連携強化を図るもの。					
実施状況		2007年にはHIV/AIDSデータ管理システム及びモニタリング・評価枠組みに関するワークショップの実施を支援。前者では、SADC加盟各国よりデータ管理者38名が参加、SADC地域における統一データ管理システム構築のためのガイドライン作成を目指し、各国の状況や域内の課題等を浮彫りにした。後者では、SADC加盟各国より保健省乃至HIV/AIDS管理当局担当者35名が参加、SADC域内各国におけるHIV/AIDSモニタリング・評価枠組みの共通主要指標を指定し、各国の課題等につき議論した。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	2	2	2	—	2
		予算額(補正後)	2	2	2	—	
		執行額	2	0	2		
		執行率	100.00%	0.00%	100.00%		
		費用総額(執行ベース)	—	—	—		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	報告書等は提出されており、支出先・用途の把握は十分に行っている。					
	見直しの余地	ドナー各国とも、SADCとの対話及び同活動への支援を強化している。主要ドナーであるEUは、SADCの前身であるSADCCの設立以来、SADCに関わってきており、現在でも最大のドナーとして、ハイレベル定期協議を持ち、密接な関係を維持している。また、米は、SADC諸国をまとめて米国陣営に引き込むとの意図を有し、99年からSADCとの間でハイレベル・フォーラムを開始した。さらに近年は、印及び中国によるSADCとの関係強化の動きも目立ってきている。他のドナー諸国がSADCへの支援を拡充する中、我が国としても、資金的支援を確保しつつ、より対話を通じた支援の実施を目指すことが重要。					
予算チームの監視・所見率化		—					
補記		1 南部アフリカ開発共同体(SADC)は、平成4年8月に発足した南部アフリカ15カ国 ^(注) が加盟する地域機関。域内の経済統合や経済社会開発の促進等を目的としており、域内の紛争解決・予防のための活動も行っている。 2 我が国は、SADCの潜在的成長可能性、政治的安定等の観点から、アフリカの地域経済共同体(REC)の中でもSADCとの関係を特に重視しており、03年からSADC首脳会議にオブザーバーとして出席し、04年8月には、アフリカのRECとの間で初となる第1回目・SADCハイレベル政策対話(閣僚級。我が方はアフリカ審議官が出席)を実施、09年3月には第2回同政策対話を実施した。 3 平和の定着、貧困削減、感染症対策、インフラなどの貿易・投資環境の整備等のアフリカ開発のための取組に当たっては、国毎の対応のみでは不十分であり、国境を越えた広域的な対応が不可欠である。このような観点から、我が国は「地域協力」を対アフリカ外交政策の柱の一つとして重視しており、SADCに対する支援はこの観点から重要な意義を有している。 (注)加盟国: タンザニア、ザンビア、ボツワナ、モザンビーク、アンゴラ、ジンバブエ、レソト、スワジランド、マラウイ、ナミビア、南ア、モーリシャス、コンゴ(民)、マダガスカル、セーシェル					

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	欧州安全保障協力機構軍備管理・軍縮会合 (OSCE) 拠出金		案件開始年度	平成8年度	作成責任者	
担当部局	欧州局		担当課室	政策課	課長 川村 博司	
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	OSCE事務総長よりの要請		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	我が国はOSCE事務総長より、我が国の安全保障に大きな影響を及ぼすロシアを含む世界最大の地域安全保障機構が展開する多くのプロジェクトへの支援要請を累次受けている。我が国が可能な手段でOSCEへの影響力を強化することは、我が国安全保障環境を改善し、我が国の政策をOSCEを通して実現するためにも重要である。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	OSCEは、冷戦終焉後、欧州新秩序の構築といった地域の安全保障問題に関わる問題に、「包括的安全保障」の考え方の下、特に民主主義と法の支配の確立が、地域の安全保障上も不可欠であるとの観点から、政治・軍事面のみならず、経済や人権などの分野で地域の安定、民主化推進のために多くのプロジェクトを実施し、数多くの実績を有し、国際社会においても高く評価されている。我が国も、OSCEをツールとして利用することにより、財政的支援を主体としつつ、我が国の政策に合致し、かつ費用対効果の高い支援を実施。					
実施状況	平成21年には、アルメニアにおけるプロジェクト「クリーン開発メカニズム(CDM)の発展のためのキャパシティビルディング及び政策枠組み」に用途を指定して拠出。平成22年は、「キルギス共和国における憲法・選挙改革に対する支援」を実施する予定。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	1	1	1	1	1
	予算額(補正後)	1	447	1		
	執行額	1	447	1		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	1	447	1		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	我が国が拠出したプロジェクトに関し、定期的に書面による報告を求め、我が国拠出金の適正かつ迅速な執行を促している。				
	見直しの余地	我が国のビジビリティを高めるため、我が国が拠出したプロジェクトに関する広報を、案件の実施現場等において、より積極的に行っていく必要がある。				
予算監視の所見率化	一部改善(拠出額減額)					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	先住問題信託基金拠出金		案件開始年度	平成6年度	作成責任者	
担当部局	総合外交政策局		担当課室	人権人道課	課長 志野 光子	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第35条		関係する計画、通知等	事務総長報告(A/57/387)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	通常、先住民は、各国において少数民族グループに属しているため、国際的な視点も加味しつつ、人権、環境、開発、教育、健康等の面での問題点の研究や社会生活上の差別防止、権利保護を行うことが必要。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	世界の先住民の人々が直面している人権、環境、開発、教育、健康等の分野における諸問題の解決のための国際協力を推進する第2次国際先住民の10年行動計画の実施促進活動を援助する。また、世界各国の先住民族問題解決のためのプロジェクトへの資金提供(例:ケニアの先住民族における児童・若者及び女性の権利の促進)、その他先住民族問題への取組に対する支援等を行う。					
実施状況	平成21年度においては、上記諸課題の解決のためプロジェクトを実施する第2次国際先住民の10年サブアカウントにイヤマークをし拠出を行った。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	1.0	1.0	0.9	-	-
	予算額(補正後)	1.0	1.0	0.9		
	執行額	1.0	1.0	0.9		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	1.0	1.0	0.9		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	毎年提出される報告書により確認を行っている。				
	見直しの余地	平成22年度は拠出を行わない。				
予算監視の所見 チームの効率化	—					
補記						